

事例コード | 201102

2011年（平成23年） 台風12号による災害

1. 災害の概要

(1) 被害の概要

①災害の概要

平成 23 年 8 月 25 日にマリアナ諸島の西の海上で発生した台風 12 号は、発達しながらゆっくりとした速さで北上し、30 日には小笠原諸島付近で中心気圧が 965 ヘクトパスカル、最大風速が 35 メートルの大型で強い台風となった。台風は、いったん西に進んだ後、北向きに進路を変え、9 月 2 日には大型の台風となって暴風域を伴ったまま四国地方に接近し、3 日 10 時前に高知県東部に上陸した。台風はその後ゆっくりとした速さで北上を続け、18 時頃に岡山県南部に再上陸した後、4 日未明に山陰沖に進み、5 日 15 時に日本海中部で温帯低気圧に変わった。

台風が大型でかつ動きが遅かったため、長時間にわたって台風周辺の非常に湿った空気が流れ込み、西日本から北日本にかけて、山沿いを中心に広い範囲で記録的な大雨となった。8 月 30 日 17 時から 9 月 5 日 24 時までの総降水量は、紀伊半島を中心に広い範囲で 1,000mm を超え、多いところでは年降水量平年値の 6 割に達し、紀伊半島の一部の地域では解析雨量（※解析雨量とは気象レーダーと、アメダス等の雨量計観測値を組み合わせ、雨量分布を 1km 四方の細かさで解析したもの）で 2,000mm を超えた。

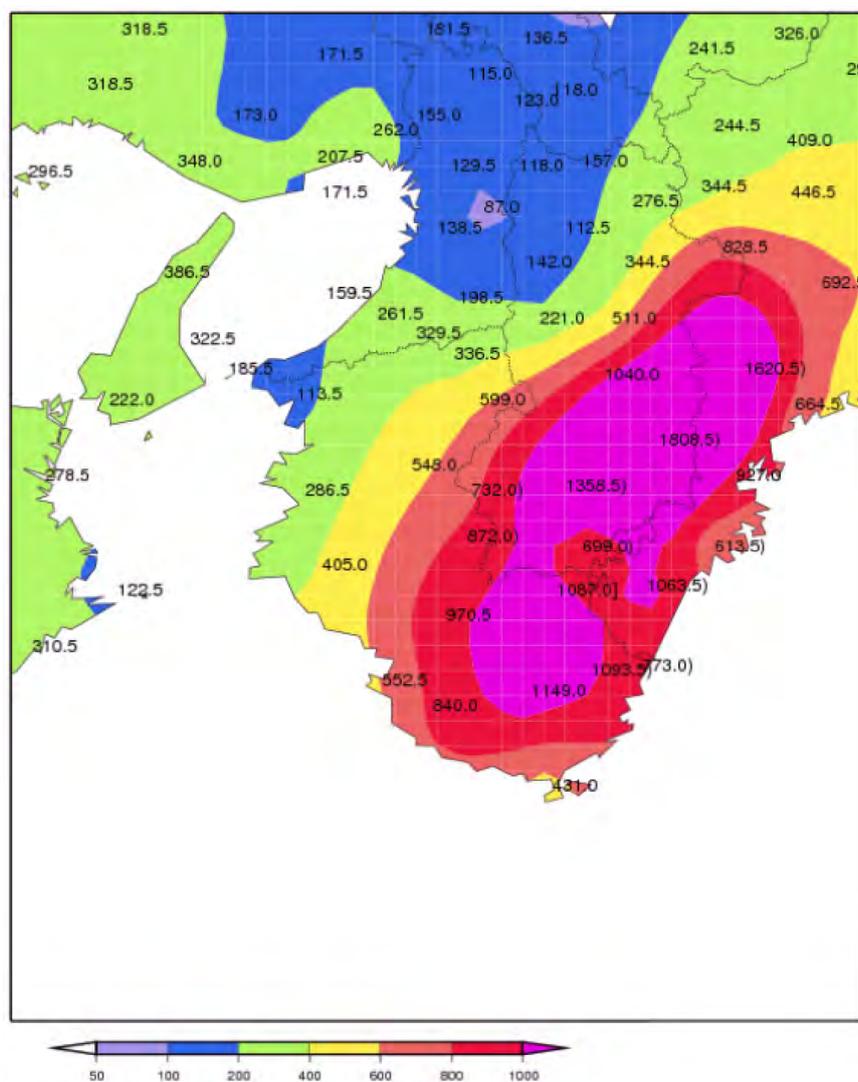


図 アメダス期間降水量（8月30日18時～9月4日24時）（単位：mm）

（出典）田辺市「平成 23 年台風第 12 号による災害の記録」（平成 24 年 7 月）

②被害状況

台風により発生した豪雨によって、土砂災害や河川氾濫等が発生し、全国では死者 82 名、負傷者 113 名の人的被害、住宅の全壊 380 棟、半壊 3,159 棟、一部破損 466 棟、床上浸水 5,499 棟、床下浸水 16,592 棟の住家被害をもたらした。

和歌山県内では、死者 56 名（うち災害関連死 6 名）、行方不明者 5 名という人的被害の他、土石流 58 件、地すべり 4 件、がけ崩れ 34 件の合計 96 件の土砂災害が発生した。

また、公共土木施設被害は 1,181 件発生し、県工事による復旧金額は 368 億 5 千 5 百万円に及んだ。

表 台風 12 号による和歌山県における被害状況（平成 24 年 8 月 31 日現在）

区分	細分	被害額（百万円）
人的被害（人）	死者	56
	負傷者	113
家屋被害（棟）	全壊家屋	380
	半壊家屋	3,159
公共土木施設被害（箇所）	河川	842
	海岸	1
	砂防	35
	急傾斜	1
	道路	288
	橋梁	10
	港湾	4
	合計	1,181

（出典）和歌山県 県土整備部「平成23年紀伊半島大水害の被害と復旧の記録」



図 和歌山県内の被害状況

（出典）和歌山県 県土整備部「平成23年紀伊半島大水害の被害と復旧の記録」

2. 災害復興施策事例の索引表

201102	緊急 対応期	応急復旧期 (避難期)	本格復旧、 復興準備・始動期	本格 復興期
1. 復興への条件整備 1.1 復興に関連する応急処置				
施策1: 被災状況等の把握		●————→【20110201, p117】 (和歌山県)		
施策2: がれき等の処理				
1.2 計画的復興への条件整備				
施策1: 復興体制の整備		●————→【20110202, p117】 (和歌山県)		
施策2: 復興計画の作成			●————→【20110203, p118】 (新宮市)	
施策3: 広報・相談対応の実施			●————→【20110204, p118】 (和歌山県)	
施策4: 金融・財政面の措置			●————→【20110205, p118】 (新宮市)	
2. 分野別復興施策 2.1 すまいと暮らしの再建				
施策1: 緊急の住宅確保		●————→【20110206, p122】 (新宮市)		
施策2: 恒久住宅の供給・再建				
施策3: 雇用の維持・確保				
施策4: 被災者への経済的支援			●————→【20110207, p122】 (那智勝浦町)	
施策5: 公的サービス等の回復		●————→【20110208, p122】 (新宮市)		
2.2 安全な地域づくり				
施策1: 公共施設等の災害復旧				
施策2: 安全な市街地・ 公共施設整備				
施策3: 都市基盤施設の復興				
施策4: 文化の再生				●————→【20090109, p123】 (新宮市)
2.3 産業・経済復興				
施策1: 情報収集・提供・相談				
施策2: 中小企業の再建				
施策3: 農林漁業の再建				

3. 災害復興施策事例

(1) すまいと暮らしの再建に関する調査

【20110201】住家の被害認定調査の支援（和歌山県）

- ・ 和歌山県は、県下市町村の住家の被害認定調査の実施に際して、特に被害が顕著であった新宮市、日高川町、那智勝浦町、古座川町に対して、9月23日から10月8日までの間、市町村の要請に基づき県職員76名、民間建築士122名を派遣した。
- ・ 派遣された県職員は、現地で住家の被害認定業務・調査票の記載補助を行った。また、民間建築士の派遣にあたっては、県建築住宅課が窓口となり、被災市町村への応援人員の割当を行った。また、派遣に際し、事前に民間建築士に対して、内閣府が定めた運用指針に基づき約2時間の研修を実施した。

(2) 復旧・復興体制の構築

【20110202】復旧・復興体制の構築（和歌山県）

- ・ 復旧活動を効率的かつ迅速に進めるため各部局がそれぞれの課題に個別に対応するだけでなく、組織横断的に課題分析や活動調整を実施する必要があったことから、和歌山県では、災害対策本部を保管する実務的な組織として、災害対策本部の下に「和歌山県復旧・復興連絡調整会議」を設置した（平成23年10月5日）。
- ・ 同会議は、総合防災課長を議長とし、委員である政策審議課長、各部主幹課長、教育長総務課長で構成され、同会議事務局が復旧事業や新たな政策を取りまとめ、施策の検討や調整を行い、復旧活動の進捗管理を行った。
- ・ さらに、1ヶ月後には、本格的な復旧・復興を推進する仕組みが求められたことから、災害対策本部とは別に、復旧・復興に係る最高意思決定機関として「和歌山県復旧・復興本部」を設置した（平成23年11月1日）。
- ・ 同本部は、知事を本部長とし、副本部長である副知事、本部員である危機管理監、各部長、教育長により構成され、同本部の下に復旧・復興連絡調整会議を位置づけた。

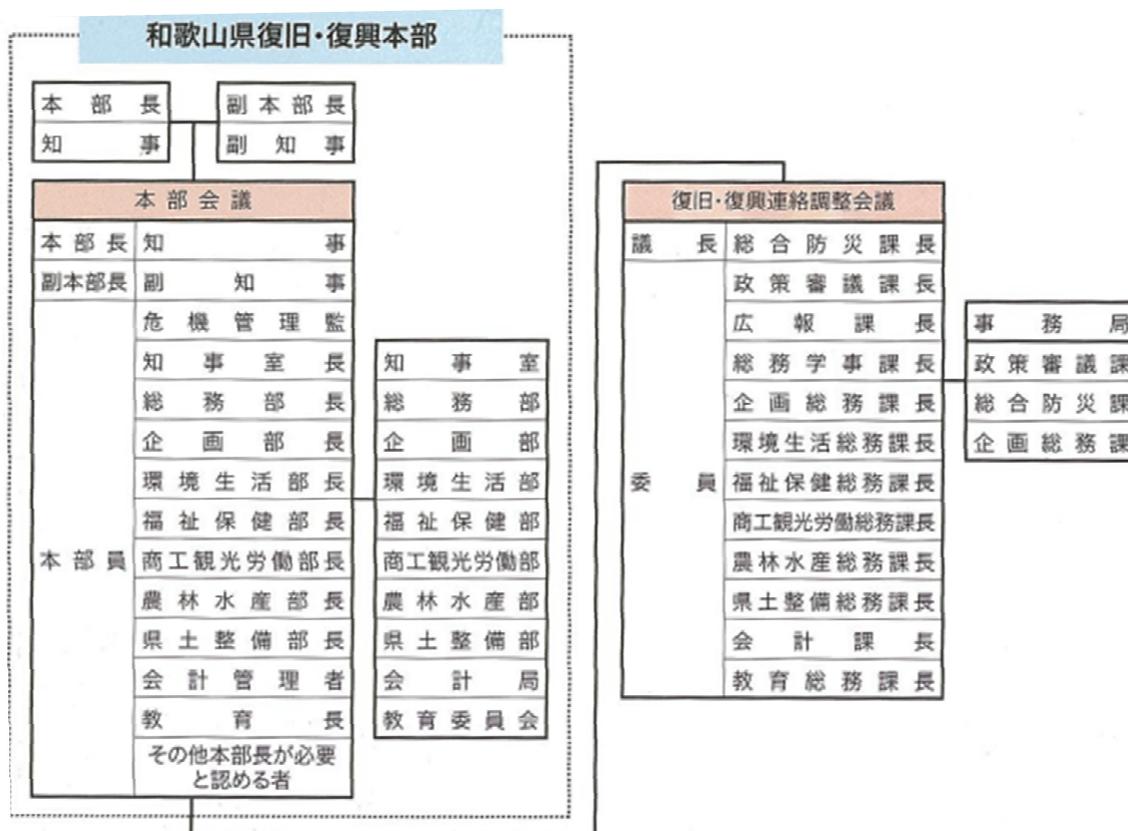


図 和歌山県復旧・復興に係る組織図（平成23年度当時）

（出典）和歌山県「平成23年紀伊半島大水害記録誌」

【20110203】復旧・復興体制の構築（新宮市）

- ・新宮市では、復興に向けた取り組みを推進するため、平成23年11月30日に災害発生以降設置していた「新宮市災害対策本部」を閉鎖し、12月1日付けで「新宮市復興対策本部」を設置した。

（3）復旧・復興計画の策定

【20110204】復旧・復興計画の策定（和歌山県）

- ・復旧・復興の施策が多岐にわたることから、各々の担当部局が実施を決定したものから順次発表・公表し、被災者に対し周知を図ってきた。
- ・しかし、発災から2ヶ月という時期は、被災者・被災地の復興の観点から非常に重要な時期であり、県として全力で復旧・復興を支援することを明示するため、取りまとめて整理する必要がある。このため、平成23年11月1日に開催された第1回「復旧・復興本部会議」において、「短期」「中期」「長期」の別に対策が必要な対策について整理し、「和歌山県復旧・復興アクションプログラム」として取りまとめた。
- ・さらに、平成23年12月21日に第2回「復旧・復興本部会議」を開催し、各事業の進捗管理を行った結果等も踏まえ、翌12月22日に医療機関、福祉保健施設の復旧やこころのケアに関する事業等を新たに盛り込んだ「和歌山県復旧・復興アクションプログラム（改訂版）」を発表した。
- ・同プログラムでは、各々の対策について具体的な数値目標や達成時期を明記することで進捗管理を行っており、その進捗状況についても複数回に分けて公表している。

短期対策

災害から「立ち上がる和歌山！」～即実行した対策とH23年度中に集中投入する対策～

- ・道路、河川、廃棄物処理、ライフラインなど迅速な応急復旧による機能回復完了
- ・災害対策本部運営支援や住家の被害認定などを行う職員の即時集中投入による「市町村人的支援」
- ・住宅の提供・再建支援や災害義援金の早期配分などの「細やかなくらしの再建支援」
- ・中小企業者や農林水産業者を支援する各種制度の充実による「未来へ向けた産業振興」
- ・「災害復興のための観光振興アクションプログラム」の実行による「元気の和歌山情報発信」
- ・9月補正 過去最大規模（673億円）の予算措置及び12月補正でも予算措置
- ・中期対策、長期対策の方針の詰めと予算の準備

中期対策

復興に向け「走り続ける和歌山！」～H24年度新政策やH24年度中に完了する対策～

- ・道路や河川などの公共土木施設等の本格的な復旧による「生活基盤の向上」
- ・利水ダムなどの治水機能向上や熊野川等の治水対策による「安心安全な地域づくり」
- ・世界遺産をはじめとした文化財や教育関連施設の完全復旧による「地域社会の活性化」
- ・孤立集落対策として防災行政無線機やヘリポートの整備を支援するなど「防災・減災対策の強化」

長期対策

災害に強い「新しい和歌山！」

～災害に強い県土づくりを目指し長期的にH25年度以降も粘り強く取り組む対策～

- ・迅速な救助・救援活動のため、「災害に強い幹線道路ネットワークの整備」
- ・予防的な治水対策として中小河川の排水対策による「水害に負けない地域づくり」
- ・土砂災害対策として、土砂災害警戒区域等の指定の推進や砂防、地すべり対策事業による「予防対策の徹底」

図 和歌山県復旧・復興アクションプログラムの概要

（出典）和歌山県「復旧・復興アクションプログラム」

【20110205】復興計画の策定（新宮市）

①計画の目的と位置づけ

- ・新宮市では、台風12号による災害からできるだけ早く確実に復旧し、発展的な復興につなげることを目的として、平成24年10月に「新宮市災害復興計画」を策定した。
- ・本計画では、すでに完了した復旧事業や継続中の復旧事業に加え、新宮市の復興につながる事業を含めて整理された。
- ・なお、本計画は新宮市総合計画の基本構想と基本計画を踏まえ、台風12号の被害からの復旧・復興に関する特別計画として位置づけられており、新宮市全域を対象としながら、なかでも特に被害が大きかった高田地区、熊野川町地区を計画対象の重点地区として位置づけた。

②計画の期間と内容

○計画の期間

- ・ 復興計画の期間は、平成 24 年度から平成 29 年度までとし、平成 24 年度を復興元年と位置づけ、期間の前半は被災者の生活再建支援と復旧事業を優先的に進めることとした。また、計画期間の中盤以降は復興事業を本格的に推進し地域の再生を目指すこととした。
- ・ なお、平成 30 年度以降については、復興計画の進捗状況をふまえ、第二次新宮市総合計画に新たな施策を反映させ、事業の展開を図ることとした。



図 新宮市災害復興計画の計画期間と他の計画との関係

(出典) 新宮市「新宮市災害復興計画」(平成24年10月)

○計画の構成・内容

- ・ 計画の基本理念を「力強いふるさとの復興」とし、目標として「生活再建」「都市と環境の基盤整備」「地域活力再生」「防災力向上」の4つの柱を掲げ、その実現のための事業が整理された。
- ・ 各事業については、対象地区及び事業主体、事業期間について整理し、対象地区別に対象となる事業を再整理した地区別計画についても明示している。

事業名	事業概要	対象地区			事業主体		事業期間 (年度表記)	完了	
		新宮	高田	熊野川町	国	県市			(担当課)
復興事業									
被災者ヒアリング	被災者が生活再建を進めていくうえで、抱えている問題点や生活の再建状況等を把握するため定期的にヒアリングを実施し、市として適切に対応	●	●	●			◆ (被災者支援対策室)	H23~	

図 新宮市災害復興計画の事業例

(出典) 新宮市「新宮市災害復興計画」(平成24年10月)

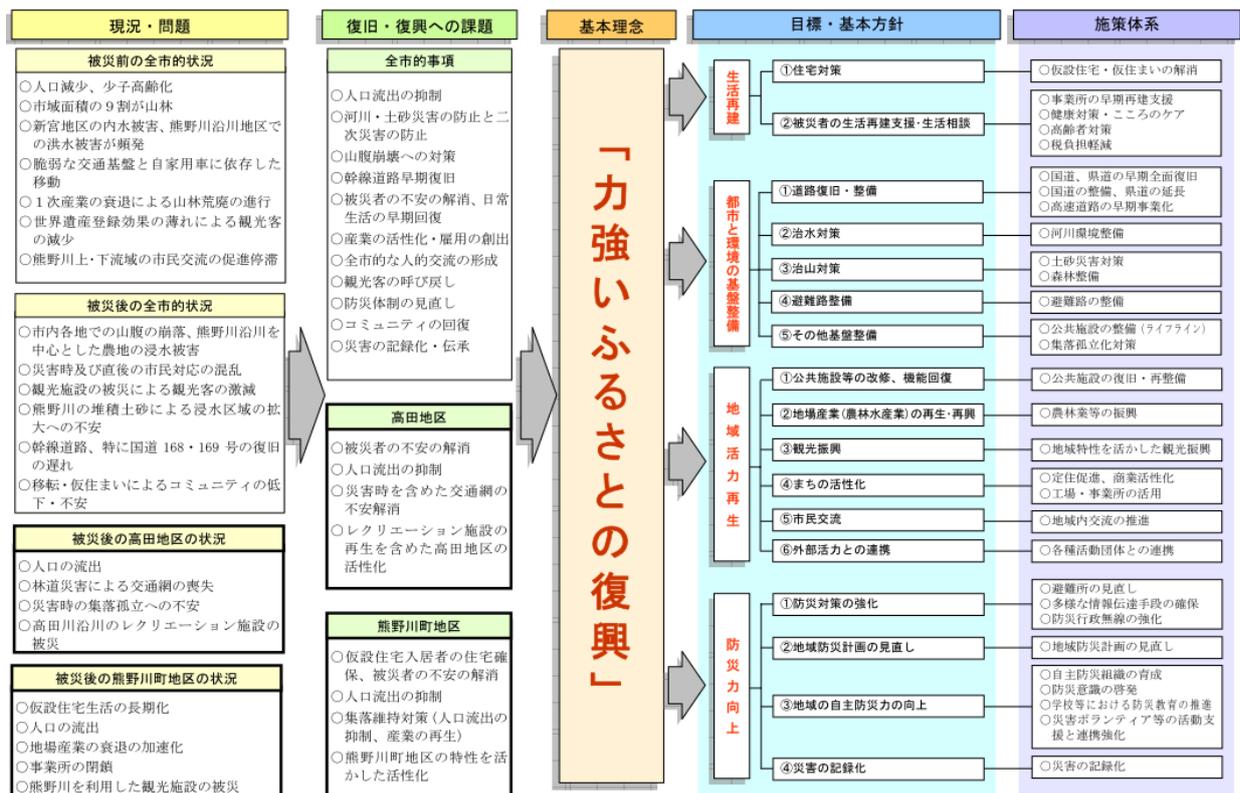


図 新宮市災害復興計画の施策体系

(出典) 新宮市「新宮市災害復興計画」(平成24年10月)

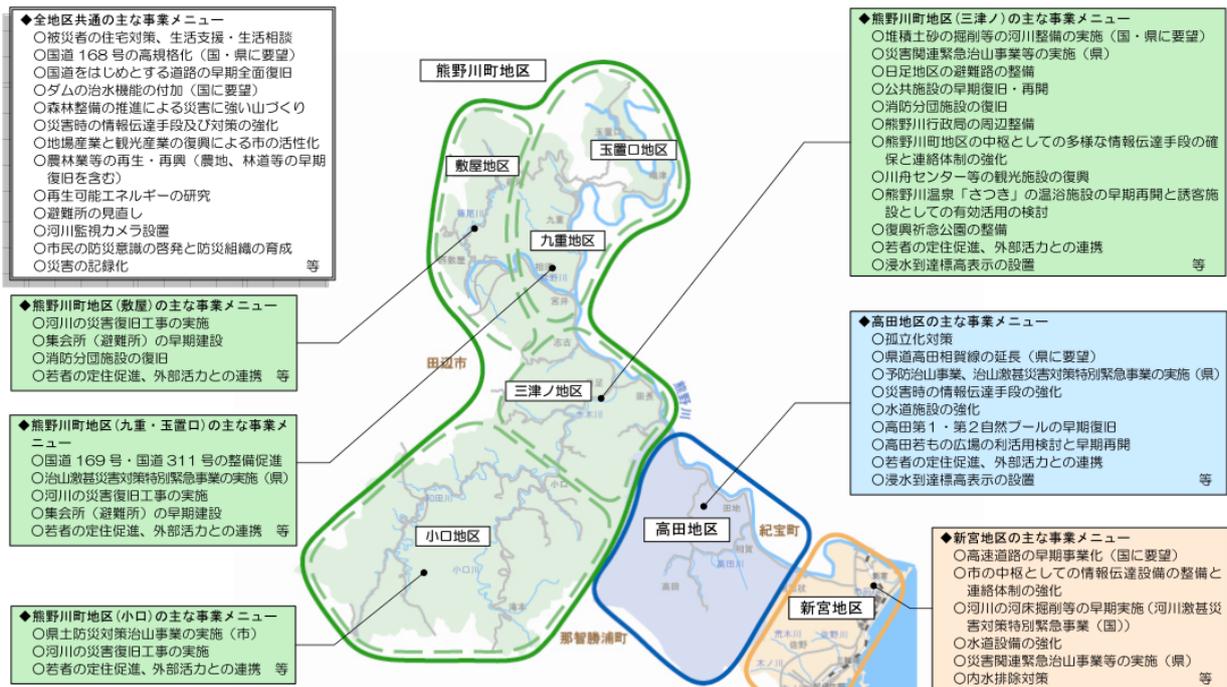


図 新宮市災害復興計画の地区別復興計画

(出典) 新宮市「新宮市災害復興計画」(平成24年10月)

③住民合意形成のポイント

- ・ 復興計画の策定にあたっては、市民アンケート、被災者生活再建支援金支給者を対象としたヒアリング調査、地域説明会を開催し、住民意見の把握に努めたほか、計画案に対してパブリックコメントを実施した。

表 住民合意形成手法の概要

方法	概要
アンケート調査	新宮市総合計画後期計画策定のための市民アンケート（平成 24 年 5 月実施、配布数 3,000 件、回収数 1,126 票）を実施し、台風 12 号からの復旧・復興に関する市民意見の把握を行った。
被災者生活再建支援金支給者を対象としたヒアリング調査	台風 12 号で被災された方へのヒアリング調査結果（平成 23 年 12 月～平成 24 年 1 月、平成 24 年 3 月、平成 24 年 9 月の 3 回、被災者生活再建支援金の対象者約 160 世帯に電話及び面接を実施）から、生活再建状況等の把握を行った。
地域説明会	熊野川町地区及び高田地区で地域説明会を行い、復旧・復興に対する意見の把握を行った。具体的な開催概要は以下の通り。 ■熊野川町地区（三津ノ・九重・小口地区） ○開催日時及び会場 1 回目 平成 24 年 9 月 3 日（月） 10:00～12:00 （熊野川総合開発センター） 2 回目 平成 24 年 10 月 22 日（月） 18:30～20:30 （熊野川総合開発センター） 平成 24 年 10 月 23 日（火） 13:00～14:30（九重集会所） ■熊野川町地区（敷屋地区） ○開催日時及び会場 1 回目 平成 24 年 9 月 4 日（火） 9:00～11:00 （西敷屋中央集会所） 2 回目 平成 24 年 10 月 23 日（火） 15:30～17:00 （西敷屋中央集会所） ■高田地区 ○開催日時及び会場 1 回目 平成 24 年 9 月 4 日（火） 19:00～21:00 （高田交流センター） 2 回目 平成 24 年 10 月 23 日（火） 19:00～20:00 （高田交流センター）

（出典）新宮市「新宮市災害復興計画」（平成24年10月）

(4) 応急仮設住宅の提供

【20110206】 応急仮設住宅の供給と入居後のサポート（新宮市）

- ・ 新宮市では、和歌山県から民間住宅（みなし仮設住宅）及び公営住宅等の無償提供を受けたほか、市からの要請を行い、平成 23 年 11 月 8 日には熊野川町日足に 18 戸の応急仮設住宅の建設・提供を受けた。
- ・ 応急仮設住宅の熱中症対策として、平成 24 年 8 月 1、2 日に、新宮市管工事業協同組合がボランティアで散水設備の工事を実施したほか、同年 8 月 5 日には、高田グリーンランド雲取温泉が応急仮設住宅入居者を温泉に招待する等、応急仮設住宅の居住環境の向上の取組が行われた。
- ・ なお、応急仮設住宅は、入居期限の平成 25 年 11 月 7 日に閉鎖され、みなし仮設住宅も平成 26 年 2 月 4 日に閉鎖された。

表 応急仮設住宅等への入居状況（平成 24 年 6 月末現在）

	応急仮設住宅	みなし仮設住	定住促進住宅	公営住宅
入居期限	2年間	2年間	1年間	1年間
平均年齢	66.9歳	63.6歳	62.9歳	54.2歳
総世帯数(総人数)	18世帯(35人)	23世帯(47人)	19世帯(46人)	14世帯(25人)
退居世帯数(退去人数)	2世帯(6人)	4世帯(12人)	3世帯(7人)	4世帯(7人)
現入居世帯数(現入居人数)	16世帯(29人)	19世帯(35人)	16世帯(39人)	10世帯(18人)

(出典) 新宮市「紀伊半島大水害 新宮市記録集」(平成 27 年 3 月)

(5) 各種減免猶予等

【20110207】 地方税等の減免等（那智勝浦町）

- ・ 住民税・固定資産税・国保税・介護保険料などは担当課が同じ担当課（税務課）であったため、減免申請書を 1 つの様式にまとめ、住民の方の手間を省くよう工夫した。また、罹災証明書の貼付については、同意書を添付してもらうことで、担当課の職員が罹災状況を確認し、減免を行った。

(6) 医療・保健対策

【20110208】 保健師等による訪問対応（新宮市）

- ・ 平成 23 年 9 月 5 日より、保健師が避難所を定期的に巡回訪問したほか、熊野川町地域・高田地区・相筋地区・木ノ川地区では、和歌山県からの保健師の派遣支援を受け、保健師・看護師による戸別健康調査を、同年 9 月 7 日から 25 日にかけて実施した。
- ・ 戸別健康調査後、フォローが必要な被災者に対しては、保健師・看護師・栄養士がその症状ごとに経過観察訪問を実施した。
- ・ また、仮設住宅等入居者に対して、保健師・看護師・栄養士が定期的に訪問を行い、こころの関係の相談や熱中症、ノロウイルス、インフルエンザの予防等呼びかけた。

表 個別健康調査の実施結果（平成 23 年 9 月末日現在）

地 区	世帯数	訪問件数	要フォロー者数
相筋	305	271	31
木ノ川	179	170	7
高田	205	182	15
南檜杖	17	17	1
熊野川町	794	788	177
計	1,500	1,428	231

(出典) 新宮市「紀伊半島大水害 新宮市記録集」(平成 27 年 3 月)

(7) 災害記憶の継承

【20110209】地域の復興事業と合わせた交流施設の新設（新宮市）

- ・ 特に被害の大きかった熊野川町日足地区と神丸地区の旧応急仮設住宅用地を結ぶ日足地区避難路を新設する事業と合わせて、復興のシンボルとなるような「復興祈念公園」の建設を計画している。
- ・ 公園は、新宮市熊野川 B&G 海洋センターや熊野川温泉さつき等観光施設の近くに立地しており、平成 29 年度の完成を目指して工事を行っている。公園には遊具等を整備し、地域住民だけでなく近隣市町村からも多くの人を訪れるような場所を目指している。

事例コード | 201201

2012年（平成24年）九州北部豪雨災害

4. 災害の概要

(1) 被害の概要

①豪雨の発生状況

平成24年7月11日から14日にかけて、本州付近に停滞した梅雨前線に向かって南から非常に湿った空気が流れ込み、西日本から東日本にかけて広範囲で大雨となり、特に、九州北部地方では断続的に非常に激しい雨となった。

九州北部地方では、12日から14日にかけて断続的に強い雨が降り続き、福岡県八女市では最大1時間降水量が91.5ミリ、最大24時間降水量が486ミリとなり、観測史上1位の記録を更新した。九州北部地方では、他の多くの地点で同様に極値を更新する等、記録的な大雨となった。

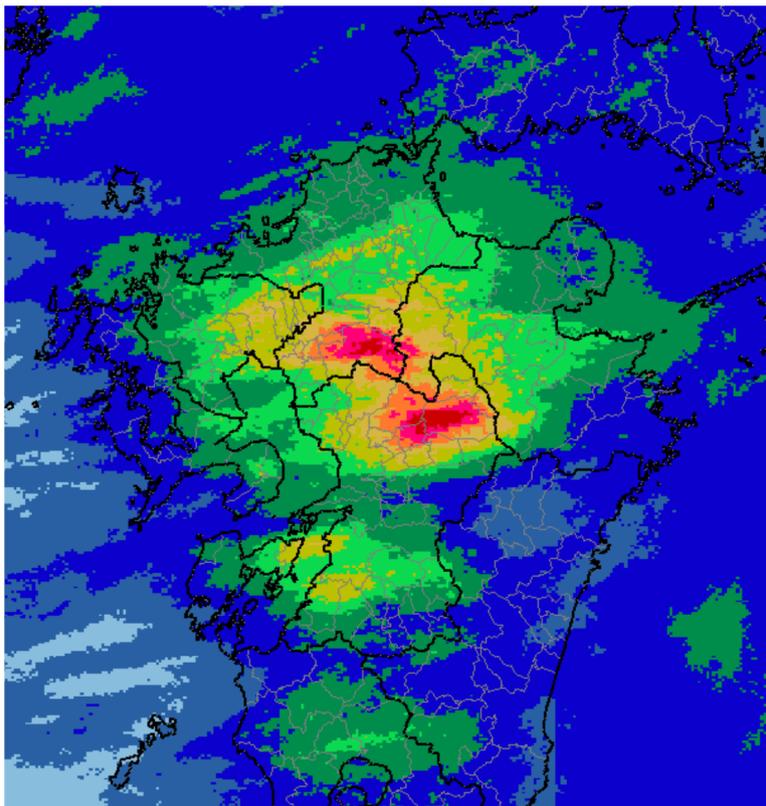


図 北部九州における総降水量分布図（7月11日～14日）

(出典) 福岡管区気象台「災害時気象速報 平成24年7月九州北部豪雨」（平成24年7月31日）

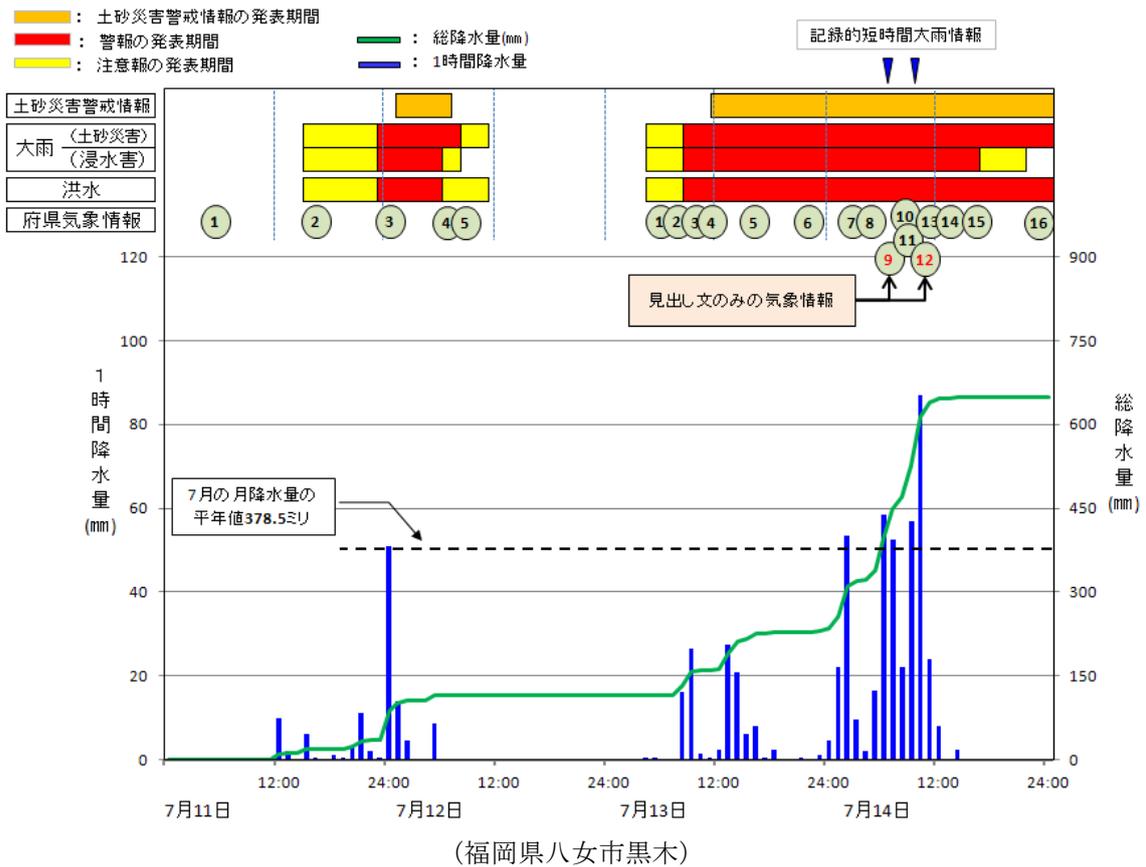


図 降水量時系列グラフ

(出典) 福岡管区気象台「災害時気象速報 平成24年7月九州北部豪雨」(平成24年7月31日)

表 大分県および福岡県八女市の観測地点における極値更新表(観測史上1位を更新した地点)

降水量最大時間	市町村	観測地点名	日時	該当降水量
1時間	福岡県八女市	黒木	7/14 09:47	91.5mm
3時間	福岡県八女市	黒木	7/14 10:20	174.5mm
	大分県竹田市	竹田	7/12 07:20	135.0mm
24時間	福岡県八女市	黒木	7/14 11:30	486.0mm
	大分県中津市	耶馬溪	7/14 08:40	327.5mm
	大分県日田市	日田	7/14 11:20	309.5mm
72時間	福岡県八女市	黒木	7/14 11:40	646.5mm
	大分県日田市	日田	7/14 17:40	455.5mm
	大分県中津市	耶馬溪	7/14 15:30	395.5mm

(出典) 福岡管区気象台「災害時気象速報 平成24年7月九州北部豪雨」(平成24年7月31日)

②避難状況

全国の避難状況を見ると、避難指示が4県・10万1,406世帯を対象に出され、避難勧告が8県・12万8,112世帯を対象に出された。

大分県全体では、避難所が114箇所を設置され、3,003人が避難した。福岡県八女市では、避難所が135箇所を設置され、6,659人が避難した。

表 大分県における避難状況

市町村	避難所数	避難者数(最大)
中津市	35(箇所)	776(人)
日田市	53(箇所)	1,625(人)
竹田市	17(箇所)	396(人)

市町村	避難所数	避難者数（最大）
九重町	3（箇所）	28（人）
玖珠町	6（箇所）	178（人）
大分県計	114（箇所）	3,003（人）

（出典）大分県水害対策会議「平成24年梅雨前線豪雨災害復旧・復興推進計画」（平成24年8月27日）

表 福岡県における避難状況

内容	世帯	避難者数（最大）
自主避難	188（世帯）	1,680（人）
避難勧告	23,300（世帯）	70,263（人）
避難指示	69,662（世帯）	199,918（人）

（出典）福岡県「平成24年災害年報」

③被害状況

九州北部豪雨は、北部九州5県で死者30名、行方不明者2名、負傷者26名の人的被害をもたらした。建物（住家）被害は、全壊棟数は227棟を含む倒壊被害の他、河川の堤防決壊や護岸崩壊が発生したことにより、床上浸水4,492棟など浸水被害が多数に及んだ。

また、ライフライン関係では停電や断水等が5万戸以上で発生したほか、農林水産関係の被害も多数に及んだ。

表 九州北部豪雨における北部九州5県（福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県）の人的被害及び住宅被害状況（平成24年7月27日現在）

区分	細分	数
人的被害（人）	死者	30
	行方不明者	2
	負傷者（重傷）	5
	負傷者（軽傷）	21
住家被害（棟）	全壊	227
	半壊	303
	一部損壊	239
	床上浸水	4,492
	床下浸水	8,003
非住家被害（棟）	公共建物	47
	その他	975
崖くずれ		819

（出典）福岡管区気象台「災害時気象速報 平成24年7月九州北部豪雨」（平成24年7月31日）

表 九州北部豪雨による北部九州5県（福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県）の土木等被害状況

区分	細分	数
土砂災害（箇所）		268
公共土木施設（件）	道路・橋梁	1,896
	河川	2,343
	砂防（急傾斜地含む）	254
ライフライン被害（戸数・被害箇所）	電気（停電・ピーク時戸数）	54,000
	水道（断水・ピーク時戸数）	11,584
農林水産関係被害（箇所・ha）	農地（箇所）	28,650
	農業用施設（箇所）	11,761
	林地荒廃（箇所）	1,500
	治山施設（箇所）	113
	林道施設（箇所）	5,325
	漁港施設（箇所）	18
	漁業用施設（箇所）	4
	合計	18,721

（出典）内閣府「平成25年防災白書」より作成

表 九州北部豪雨による福岡県八女市の被害状況

区分	細分		推定被害額
人的被害（人）	死者	2	
	負傷者（重傷）	5	
	負傷者（軽傷）	5	
住家被害（棟）	全壊	61	
	半壊	171	
	一部損壊	48	
	床上浸水	373	
	床下浸水	590	
孤立集落（世帯）		2,013	
断水戸数（世帯）		3,889	
道路（箇所）		453	46.1（億円）
河川（箇所）		289	80.2（億円）
橋梁（箇所）		13	8.1（億円）
公園（箇所）		6	2.3（億円）
農地		1,011	20.6（億円）
農業用施設	農道	183	7.9（億円）
	水路	282	14.5（億円）
	その他	105	27.0（億円）

（出典）八女市「八女市九州北部豪雨対策の検証と復旧復興計画」（平成 25 年 3 月）より作成

表 九州北部豪雨による大分県竹田市の被害状況

区分	細分		推定被害額
人的被害（人）	死者	2	
	負傷者（重傷）	0	
	負傷者（軽傷）	3	
住家被害（棟）	全壊	12	
	半壊	88	
	一部損壊	13	
	床上浸水	202	
	床下浸水	79	
孤立集落（世帯）		76	
断水戸数（世帯）		4,850	
道路（箇所）		226	7.39（億円）
河川（箇所）		66	3.67（億円）
橋梁（箇所）		14	2.67（億円）
公園（箇所）		1	0.15（億円）
農地		1,047	17.9（億円）
農業用施設	農道	257	5.1（億円）
	水路	557	12.4（億円）
	その他	44	2.8（億円）

（出典）竹田市「小規模住宅地区等改良事業整備方針策定業務報告書」（平成 25 年 5 月）より作成

④主な災害箇所

- 竹田市内の主な災害箇所は、新藤地区、南河内地区、川床地区など市内7箇所にあぶ。

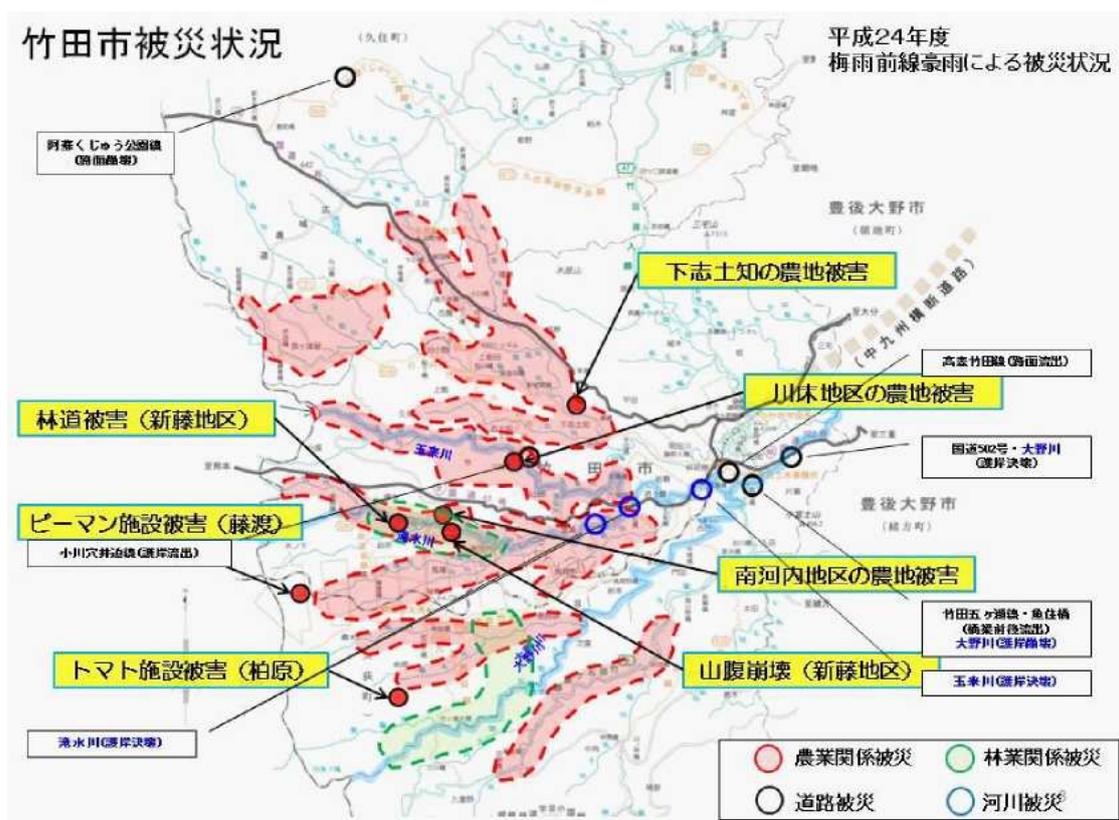


図 竹田市の被災箇所

(出典) 大分県水害対策会議「平成24年梅雨前線豪雨災害復旧・復興推進計画」(平成24年8月27日)



図 竹田市(阿蔵地区本村)の航空写真

(出典) 竹田市「小規模住宅地区等改良事業整備方針策定業務報告書」(平成25年5月)

(2) 災害後の主な経過

7月11日からの豪雨を受け、大分県では12日に災害対策本部が設置され、孤立者の救助活動や行方不明者の捜索を行うため、自衛隊に災害派遣が要請された。

八女市では13日に大雨警報が出されると同時に、災害警戒本部が設置された。翌14日に被害が激増したことから災害対策本部へと切り替えられ、その後、市内全域に避難勧告、さらに避難指示が発令された。

大分県は、12日に竹田市への災害救助法の適用を決定した。

一方、国は13日に政府調査団を現地に派遣し、翌14日に非常災害対策本部および政府現地対策本部を設置した。なお、本災害は激甚災害として指定された。

表 災害後の主な経過（八女市・竹田市・大分県・政府の取組状況）

年	月日	八女市・竹田市・大分県の対応	政府の対応
平成 24年	7月12日	大分県災害対策本部の設置	14:30 関係省庁連絡会議開催 災害救助法の適用（竹田市）
		07:50 大分県知事からの自衛隊派遣要請（竹田市）	
	7月13日	08:30 八女市災害警戒本部設置	政府調査団現地調査（大分県、熊本県,13~14日） 災害救助法の適用（八女市） 被災者生活再建支援法の適用（熊本市他）
		7月14日	06:00 八女市消防本部第3水防体制（注） 06:33 八女市災害対策本部設置 06:40 八女市全世帯に避難勧告発令 09:45 八女市全域に避難指示発令 12:10 福岡県知事からの自衛隊派遣要請
	7月20日		内閣総理大臣現地調査（熊本県、大分県、福岡県の被災地）
	7月31日		激甚災害指定（閣議決定） 農地等・農林水産業共同利用施設の復旧事業対象
	8月10日		激甚災害指定（閣議決定） 公共土木施設等の復旧事業対象

（注）全消防職員を招集するもの

（出典）大分県水害対策会議「平成24年梅雨前線豪雨災害復旧・復興推進計画」（平成24年8月27日）、八女市「八女市九州北部豪雨対策の検証と復旧復興計画」（平成25年3月）、内閣府「平成25年版防災白書」

5. 災害復興施策事例の索引表

201201	緊急 対応期	応急復旧期 (避難期)			本格復旧、 復興準備・始動期	本格 復興期
1. 復興への条件整備 1.1 復興に関連する応急処置						
施策 1: 被災状況等の把握						
施策 2: がれき等の処理						
1.2 計画的復興への条件整備						
施策 1: 復興体制の整備		【20120101, p133】	(大分県)			
		●				→
		【20120102, p134】	(八女市)			
		●				→
		【20120103, p134】	(大分県)			
		●				→
施策 2: 復興計画の作成		【20120104, p136】	(大分県)		●	
		●				→
		【20120105, p138】	(八女市)		●	
		●				→
施策 3: 広報・相談対応の実施						
施策 4: 金融・財政面の措置						
2. 分野別復興施策 2.1 すまいと暮らしの再建						
施策 1: 緊急の住宅確保						
施策 2: 恒久住宅の供給・再建					【20120106, p139】	(竹田市)
					●	→
施策 3: 雇用の維持・確保						
施策 4: 被災者への経済的支援						
施策 5: 公的サービス等の回復						
2.2 安全な地域づくり						
施策 1: 公共施設等の災害復旧					【20120107, p143】	(八女市)
					●	→
施策 2: 安全な市街地・ 公共施設整備						
施策 3: 都市基盤施設の復興						
施策 4: 文化の再生						
2.3 産業・経済復興						
施策 1: 情報収集・提供・相談						
施策 2: 中小企業の再建						
施策 3: 農林漁業の再建						

6. 災害復興施策事例

(1) 復旧・復興体制の構築

【20120101】復旧・復興体制の構築（大分県）

○大分県水害対策会議の設置

- ・大分県では、九州北部豪雨（7月11日～14日にかけての豪雨）発生前の7月3～5日にかけて発生した大雨による被害が生じていたことから、被災情報の速やかな共有と復旧にむけた対応を協議するため、知事および関係部局の部長等から構成される「大分県水害対策会議」を設置し、平成24年7月6日に第1回の会議を開催した。
- ・こうした中、7月11日からの豪雨が発生したことから、被災状況の確認や今後の復旧にむけた支援等について協議するため、第2回水害対策会議を7月17日に開催した。この場で水害対策会議を常設とし、復旧対策・支援策を計画としてとりまとめ、進捗管理を行っていくことが決定された。
- ・「大分県水害対策会議」は、7月31日から8月1日にかけて、被災市町にて開催し（中津市、日田市、玖珠町、竹田市）、県および被災市町の首長をはじめ関係部局の課長等が参加して、復旧・復興に向けた進捗状況の確認や意見交換を行った。さらに、復旧・復興推進計画を同年8月に取りまとめ、発表した。
- ・その後も定期的に会議を開催し、全庁をあげて計画の進捗管理を行い、結果を取りまとめて公表を行っており、平成26年3月までに16回開催した。

表 大分県水害対策会議の開催状況

回	開催日	主な内容
第1回	平成24年7月6日	・被災状況の確認 ・応急復旧、緊急の支援
第2回	平成24年7月17日	・被災状況の確認 ・応急復旧、支援の状況 ・今後の復旧に向けて
第3回	平成24年7月31日、8月1日	・各被災市町村で開催 ・復旧の進捗状況の確認 ・今後の復旧・復興に向けて意見交換
第4回	平成24年8月27日	・「復旧・復興推進計画」の策定
第5回	平成24年10月1日	・計画の進捗状況の確認
第6回	平成24年11月5日	・計画の進捗状況の確認
第7回	平成24年11月28日	・各被災市町村で開催 ・進捗状況の確認 ・今後の復旧・復興に向けて意見交換
第8回	平成25年1月31日	・計画の進捗状況の確認
第9回	平成25年3月4日	・計画の進捗状況の確認
第10回	平成25年4月1日	・計画の進捗状況の確認
第11回	平成25年5月8日	・計画の進捗状況の確認
第12回	平成25年6月3日	・計画の進捗状況の確認
第13回	平成25年7月1日	・1年間の進捗状況の確認
第14回	平成25年9月2日	・計画の進捗状況の確認
第15回	平成25年12月2日	・計画の進捗状況の確認
第16回	平成26年3月4日	・計画の進捗状況の確認

(出典) 大分県水害対策会議「平成24年梅雨前線豪雨災害復旧・復興推進計画」(平成24年8月27日)、「平成26年2月25日現在の進捗状況」より作成

【20120102】 復旧・復興体制の構築（八女市）

①八女市災害対策会議の設置

- 市では、豪雨による災害発生から3日後の7月16日に「八女市災害対策会議」を設置した。本会議は災害対応にあたる自衛隊、八女警察署、八女県土整備事務所、八女消防本部、八女市消防団、九州電力八女営業所、NTT西日本の8の関係機関から構成される。本会議は、関係機関が一堂に会して、情報交換や進捗状況の確認、相互協力体制の構築を図り、連携して災害対応にあたるための情報共有を目的として開催された。
- 同会議は、7月16日から27日までは毎日定時（18時）に開催され、その後は8月30日までで計20回の会議が開催された。

②土木災害復旧室の設置

- 公共土木施設、農地・農業用施設、林道施設に係る各災害復旧事業を統括し、各事業を迅速かつ効率的に遂行していくことを目的として、八女市建設経済部内に新たに「土木災害復旧室」を設置した（平成24年8月20日）（職員30名に各市からの派遣13名を加えて計43名）。本室には、福岡県や北九州市、福岡市等から延べ59人（平成24年度延べ33人、平成25年度延べ18人、平成26年度延べ8人）の応援職員が派遣された（平成27年3月で派遣終了）。
- 市が行う災害復旧事業は対象箇所数が膨大な数に上ったことから、作業が追い付かず、国の災害査定を受検が遅れがちとなる点がボトルネックとなっていた。特に、北部九州各地で被害が生じたことにより、測量設計技師の不足が課題となった。
- 技師は、応援職員として派遣を受けることができ、災害査定に臨む体制を整えることができた。平成25年1月末までに延べ25回に及ぶ災害査定を完了した。

③復旧復興計画の検討

- 市では、豪雨対策の検証と復旧復興計画案を検討するため、平成24年9月から、関係部局による協議を重ね、平成25年3月に「八女市九州北部豪雨対策の検証と復旧復興計画」を策定した。

【20120103】 応援職員の派遣（大分県）

①県職員の被災市町への派遣

- 県は、被災市町における人員不足を補い、復旧対応を効果的に進める観点から、県職員を被災市町に派遣した。派遣された職員は保健師や薬剤師、土木技師等専門職が多くを占めた。内訳をみると、治山・林道に係る被害調査に従事する職員が310名、農地・農業用施設に係る被害調査に従事する職員が275名、保健師・栄養士が124名等となっている。
- また、復旧工事別で見ると農業土木や林業、土木等の職種を中心として、技術職・専門職を中心として派遣している。

表 被災市町へ派遣した応援職員の内訳（派遣期間：平成24年7月3日～8月3日）

職 種	業務内容	延応援人数(人日)					計
		中津市	日田市	玖珠町	竹田市	由布市	
保健師・栄養士	一斉個別訪問、避難所での健康チェック	36	49	8	27	4	124
薬剤師・獣医師 ・化学職員等	家屋の消毒業務		52				52
農業土木	農地・農業用施設に係る被害調査	54	99	4	118		275
林 業	治山・林道に係る被害調査	126	110		74		310
	計	216	322		219	4	761

(注) 大分県では、九州北部豪雨（7月11日～14にかけての豪雨）発生前の7月3～5日にかけて発生した大雨による被害が生じていたことから、大分県水害対策会議では平成24年6月8日の梅雨入り以降の大雨による被害を対象に「平成24年梅雨前線豪雨災害復旧・復興推進計画」を策定している。

(出典) 大分県水害対策会議「平成24年梅雨前線豪雨災害復旧・復興推進計画の進捗状況」（平成26年3月4日）

表 復旧工事にかかる人的支援の状況

職 種	業 務 内 容	応 援 期 間	応 援 人 数 (人)					
			(期間区分)	日田市	玖珠町	中津市	竹田市	計
農 業 土 木	査定業務に係る支援	H24.8.27 ～ H25.1.12	延べ	530.0	90.0	488.0	616.0	1724.0
			1日平均	6.2	1.0	5.7	6.6	19.5
	工事発注に係る支援、現場指導	H25.1.21 ～	延べ	138.1	26.3	116.5	144.9	425.8
			1日平均	1.1	0.4	1.0	1.8	-
林 業	査定業務に係る支援	H24.8.20 ～ H24.12.28	延べ	109.0	69.0	287.0	85.0	550.0
			1日平均	1.3	1.3	3.2	1.0	6.8
	工事発注に係る支援	H25.1.7 ～	延べ	72.0	21.0	222.0	48.0	363.0
			1日平均	1.4	1.1	1.5	1.3	-
土 木	技術的指導・助言 査定及び工事発注に係る支援	H24.8.1 ～	延べ	278.2	113.4	146.5	241.7	779.7
			1日平均	1.7	0.7	0.9	1.5	4.9

(出典) 大分県水害対策会議「平成24年梅雨前線豪雨災害復旧・復興推進計画の進捗状況」(平成26年3月4日)

②九州・山口9県災害時応援協定に基づく受援

- 九州7県及び山口県、沖縄県では、大規模災害時に職員派遣や食料、飲料水及び生活必需品の提供、避難施設や住宅の提供などの支援を行うことを目的として、平成23年10月に「九州・山口9県災害時応援協定」を締結している。県は、本協定に基づき、九州地方知事会に設置される「九州・山口9県被災地支援対策本部」に対し職員の派遣を要請し、佐賀県、長崎県、宮崎県、鹿児島県からの応援職員を受け入れた。

表 他県からの応援職員の派遣状況

職 種	受入期間	受入所属及び人数(派遣元)					計
		豊肥振興局	西部振興局	北部振興局	日田土木事務所	中津土木事務所	
農 業 土 木	H24.10.1 ～ H24.12.31	1 (佐賀県)	1 (鹿児島県)	1 (長崎県)			3
林 業	H24.9.1 ～ H25.3.31	1 (宮崎県)	1 (佐賀県)				2
土 木	H24.9.1 ～ H25.3.31				2 (長崎県・ 鹿児島県)	1 (宮崎県)	3
計		2	2	1	2	1	8

(出典) 大分県水害対策会議「平成24年梅雨前線豪雨災害復旧・復興推進計画の進捗状況」(平成26年3月4日)

(2) 復旧・復興計画の策定

【20120104】復旧・復興計画の策定（大分県）

○復旧・復興推進計画の策定

- 平成 24 年 6 月 8 日の梅雨入り以降、7 月 11 日から 14 日にかけての九州北部豪雨災害を含む記録的な大雨により、県内各所で甚大な被害が生じた。被害発生から 1 ヶ月が経過することを踏まえ、大分県水害対策会議において、これまでの取組と今後実施していく取組を取りまとめた「平成 24 年梅雨前線豪雨災害復旧・復興推進計画」を策定した(平成 24 年 8 月 27 日)。
- 計画の主な構成は、7 章編成で、被災者支援、農林水産業等への支援、社会資本等の復旧・復興等、全庁を挙げて取り組む網羅的な施策が整理されている。
- 本計画は、大分県水害対策会議にて進捗管理が行われており、平成 26 年 2 月 25 日時点で、新設する教育・文化施設や、森林所有者の同意取り付けを必要とする作業道等一部の施設を除き、予定されていた事業は概ね完了している。

I 被災者への支援

1 暮らし・住宅再建の支援

- ①災害弔慰金、災害看護資金
 - ・災害弔慰金の支給 [9月補正]
 - ・災害看護資金の貸付 [7月補正(専決)]
- ②被災住宅の再建に向けての支援
 - ・被災者生活再建支援金(国の制度)
適用市町村：中津市、日田市、竹田市
支援対象：全壊、大規模半壊
 - ・大分県災害被災者住宅再建支援制度(県の制度) [9月補正]
適用市町村：全市町村
支援対象：全壊、半壊、床上浸水
- ③被災者の受入れ支援
 - ・県営住宅への受入れ：使用期間 最長6か月→2年間に延長(7/20)
- ④水道施設
 - ・今年度中に本復旧予定
 - ・民営給水施設復旧への県の財政支援
- ⑤県関係の税金、使用料・手数料等の減免
- ⑥義援金等の募集、配分
 - ・県義援金の募集
 - ・配分委員会による配分(8/24)

2 医療・福祉・保健衛生

- ①医療機関等の復旧
 - ・竹田市立こども診療所 8/10に再開、改修済 [9月補正]
 - ・高齢者施設、保育所の再開 [9月補正]
- ②健康調査・健康相談
- ③防疫活動
 - ・市が実施した消毒経費を助成 [9月補正]

II 農林水産業・商工業等への支援

1 農林水産業の再建

- ①金融支援
 - ・大分県特定災害対策緊急資金
保証料の軽減：0.6%→0.2% (8/16) [9月補正]
 - ・既借入制度資金の償還困難者の借換え措置 [9月補正]
 - ・農業共済制度の活用
- ②被災農家の負担軽減 [9月補正]
 - ・園芸産地緊急支援事業
給水車による農業用水の供給
土壌改良の支援
 - ・県営ほ場整備後の被災農家の負担軽減
既往借入金の償還繰延と災害復旧分の低利融資
- ③有害鳥獣侵入防止柵の復旧 [9月補正]
 - ・国の補助対象外となる施設の復旧を県独自で支援
- ④アサリ増殖施設の復旧
 - ・アサリ増殖施設 1/2補助 9月下旬完了予定

2 商工業の再生

- ①中小企業への支援
 - ・県制度資金(九州北部豪雨等災害復旧特別融資)の創設(8/6)
実質金利：2.35%→1.25%に引き下げ
- ②被災工業団地等の復旧支援制度の創設 [9月補正]
 - ・工事費等の1/2以内補助
- ③観光産業への支援 [9月補正]
 - ・風評被害払拭のためのキャンペーン等の実施
 - ・福岡、関西、首都圏向け情報発信
 - ・九州自然歩道等の復旧整備

III 教育・文化施設等の復旧・復興

1 学校施設・教育の復旧・復興

- ①学校施設 [9月補正]
 - ・全ての学校で2学期から授業を実施
 - ・竹田支援学校 11月復旧工事完了予定
 - ・私立学校 激甚災害(本激)の指定による国の財政支援(補助率1/2)
県による上乗せ助成(補助率1/6)→合計補助率2/3
- ②被災した児童・生徒等への支援
 - ・心のケア、スクールカウンセラーの派遣
 - ・教科書、学用品等の給付

2 文化・社会教育施設の復旧

IV 社会資本等の復旧・復興

1 道路・河川等の復旧 [9月補正]

- ◎激甚災害(本激)の指定(公共土木施設等：8/10閣議決定、8/15施行)
- ①復旧方針(道路)
 - 幹線道路
 - 再度の被災で孤立する恐れがある生活道路 } から優先的に着手
 - 地域に密着した生活支援の道路
 - ・査定前着工 国道212号(中津市)、国道386号(日田市)
 - ・本復旧 国道212号：24年12月復旧予定
国道386号：24年8月30日復旧予定
- (河川)
 - 人命や財産を保全する施設
 - 営農などの産業活動の再生 } から優先的に着手
 - 原形復旧+改良復旧
- (砂防設備等)
 - 災害関連緊急事業実施
岳本川(由布市湯布院町)、椋坂地区(中津市耶馬深町)
- ②道路・河川等公共土木施設と農地の災害復旧工事に係る事前協議と調整
- ③県による市町復旧事業の受託

2 農地・農業用施設等の復旧 [9月補正]

- ◎激甚災害(本激)の指定(農地等：7/31閣議決定、8/3施行)
- ①9月中旬からの災害査定(随時)後、市町が復旧工事に着手(10月～)
- ②小災害の復旧
 - 農地等小災害復旧事業債の活用による事業推進(申請手続の簡素化)
- ③道路・河川等公共土木施設と農地の災害復旧工事に係る事前協議と調整

3 その他施設の復旧

- ①治山施設 [9月補正]
 - 災害査定後、早期工事着手 釜ヶ瀬地区(日田市)など
- ②林道等 [9月補正]
 - 災害復旧事業の対象とならない林道、森林作業道を県単独で助成
- ③漁港施設 [9月補正]
 - 小祝漁港の航路浚渫等
- ④漂流物・漂着物・堆積物の撤去 [9月補正]

4 復旧工事に係る人的支援等

- ①被災市町への県職員による支援
 - 農業土木、林業、土木職員(査定業務、設計施工)
- ②九州・山口9県災害時応援協定に基づく県職員の受入れ

5 JRの復旧

- JR豊肥本線、JR久大本線
- 鉄道災害復旧事業費補助制度の適用対象となるよう国に要望
(対象になれば、県は沿線被災県と協調して財政支援)

V 防災機能・防災力の強化

1 防災機能の強化

- ①災害に強い社会資本整備
 - ・幹線道路ネットワークの構築
(国道57号線→中九州横断道路、国道212号線→中津日田道路)
 - ・東九州自動車道の整備促進
 - ・生活道路の耐災性向上
 - ・河川浸水対策
 - ・玉来ダムの早期完成
 - ・漁港の防災対策強化[9月補正]
- ②点検の強化等
- ③災害に強い森林づくりの推進(広葉樹等による植樹)

2 防災力の強化

- ①災害応急体制の検証
- ②防災GIS等システムの再構築[9月補正]
- ③防災情報の積極的な提供
 - ・洪水避難情報システムなど
- ④災害記録の作成

VI 復旧・復興情報の発信

VII 計画の進捗管理と見直し

- ・復旧状況に応じて随時見直し
- ・大分県水害対策会議が進捗管理

図 平成24年梅雨前線豪雨災害復旧・復興推進計画の概要

(出典) 大分県水害対策会議「平成24年梅雨前線豪雨災害復旧・復興推進計画」(平成24年8月27日)

【20120105】 復旧・復興計画の策定（八女市）

○復旧・復興計画の策定

- ・ 市では、効率的な災害復旧の実施と強固な防災体制の確立を目指し、九州北部豪雨への対応を多様な角度から検証し、対策強化へとつなげるため「八女市九州北部豪雨対策の検証と復旧復興計画」を策定した。
- ・ 本計画は、①総論、②気象概要、③被害概況、④災害対策の検証、⑤災害からの復旧復興計画の5編から構成されている。
- ・ 災害の検証では、様々な応急対応や被災者支援対策等について、今回の災害での対応や課題、今後活かすべき提言等について項目別に整理されている。また、災害からの復旧・復興計画では、検証結果を踏まえて、復旧・復興に向けて平成24年～27年度に取り組む施策・事業が示されたほか、本計画は今後の災害対応マニュアルとしても活用されている。



図 「八女市九州北部豪雨対策の検証と復旧復興計画」のうちの第4編および5編の構成

(出典) 八女市「八女市九州北部豪雨対策の検証と復旧復興計画」（平成25年3月）

(3) 住宅の供給・再建

【20120106】小規模住宅地区等改良事業を活用した地区復興（竹田市）

①対象地区の概況

- 竹田市阿蔵地区（本村）は、玉来川の下流部に位置し、国道や豊肥本線と通じる基幹的地域である。災害発生前から阿蔵地区は都市計画区域に指定されており、幹線沿いの商業用地や住宅用地、工業用地、公共施設等多様な土地利用が混在する地域であった。
- しかし、豪雨により玉来川沿岸に立地する多くの施設が浸水被害を受け住宅が浸水した 21 戸のうち、全壊が 2 戸、大規模半壊が 5 戸、半壊が 11 戸、床上浸水が 1 戸、床下浸水が 2 戸となった。また、道路が一時通行不可となったため、住家が孤立する事態も発生した。



図 竹田市（阿蔵地区含む）の土地利用現況

(出典) 竹田市「小規模住宅地区等改良事業整備方針策定業務報告書」(平成 25 年 5 月)

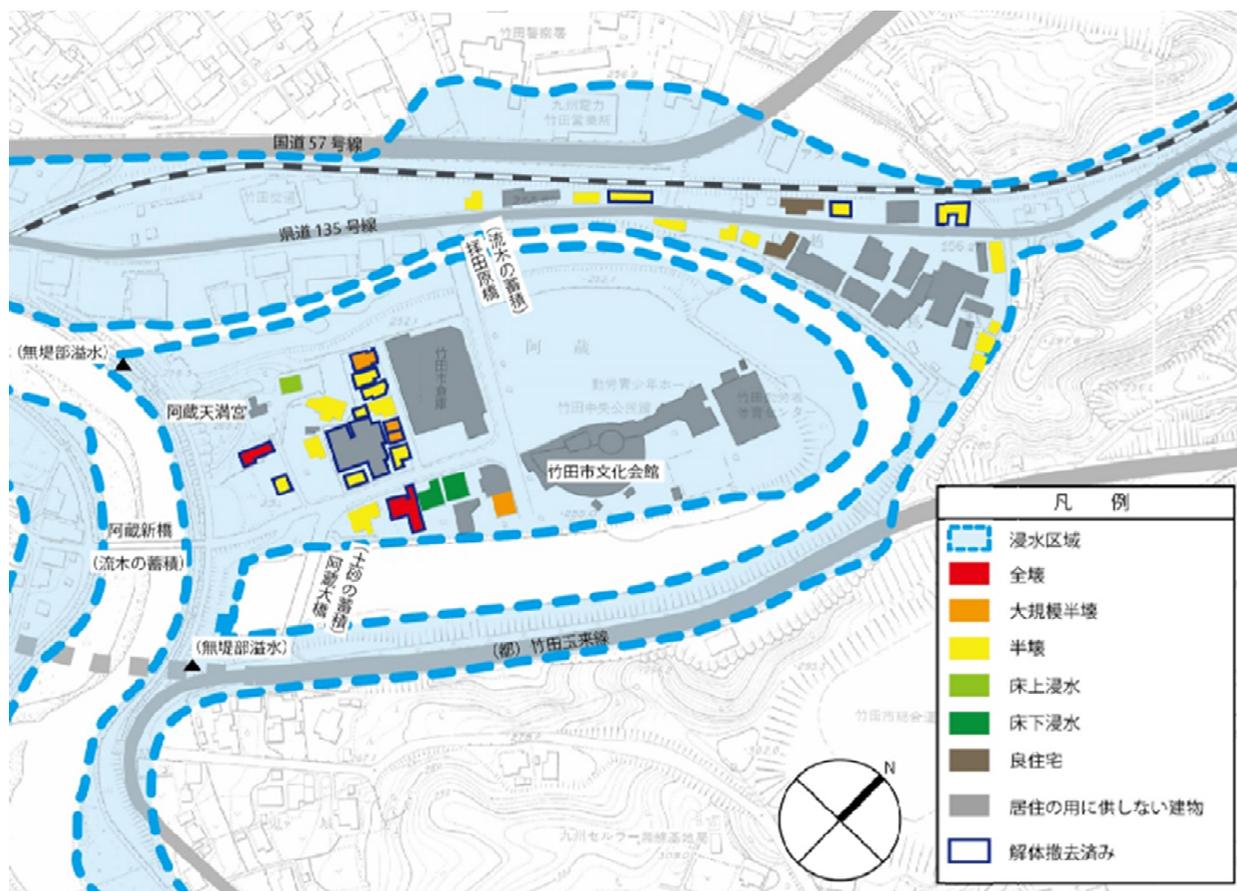


図 阿蔵地区の被災状況図

(出典) 竹田市「小規模住宅地区等改良事業整備方針策定業務報告書」(平成 25 年 5 月)

②復興に向けた事業手法選択のための調整

- ・ 市では、甚大な被害を受けた地区の対策にあたり、「防災集団移転促進事業」の適用を検討したものの諸条件に照らして断念し、県担当課と協議を経て「小規模住宅地区改良事業」の活用を検討し、国等とも協議を重ねて、当該事業手法を選択することとした。
- ・ 本事業は、都市計画決定等の手続きが不要で、迅速な復旧・復興が可能となること、従前の居住者向けの住宅整備が可能であること、不良住宅（主として居住の用に供される建築物又は建築物の部分でその構造又は設備が著しく不良であるため居住の用に供することが著しく不適当なもの）の買収除去が可能であること等がメリットとしてあげられる。

表 事業方針策定の経過

日時	経過
平成24年 7月12日	・九州北部豪雨災害による被災
7月17日～23日	・社会福祉センター内に「仮住居相談所」を設置（建設課、福祉事務所）し、床上浸水以上の被災者の相談受付
7月下旬～8月上旬	・仮設住宅の検討を進めるが、学区の問題等を考慮し、仮設住宅建設から民間賃貸住宅の借上げ（2年間）に手法をシフト、市内全域の民間賃貸住宅空き室状況の調査を実施（建設課） ・被害甚大な地区について、集団移転構想が浮上するが、被災程度、被災範囲、全戸対象の可否などの条件により、補助制度による実施については困難と判断
8月上旬～下旬	・住宅の被害甚大な地区について、県と協議、「小規模住宅地区改良事業」の可能性について検討（建設課、福祉事務所）
9月4日	・国交省職員が被災地区を視察し、当該事業の実施可能性を協議。
9月中旬～下旬	・国土交通省より大分県を通じ、当該事業実施の可能性有の連絡

(出典) 竹田市「小規模住宅地区等改良事業整備方針策定業務報告書」(平成 25 年 5 月) より作成

表 小規模住宅地区等改良事業の概要

項目	概要
根拠規定	小規模住宅地区等改良事業制度要綱（平成9年住宅局通達）
施行者	市町村
採択要件	<ul style="list-style-type: none"> ・不良住宅戸数 5戸以上 ・不良住宅率 50%以上 ・過疎地域 ・「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」で規定する地域
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・不良住宅の買収・除却 補助率1/2、1/3※ ※除却跡地を公共的施設の用に供しない場合 ・小規模改良住宅の建設、購入及び改良 補助率2/3 ・小規模改良住宅建設用地の取得・造成等 補助率1/2 ・公共施設・地区施設の整備 補助率1/2 ・一時収容施設設置 補助率1/2 ・津波避難施設及び防災関連施設の整備 補助率1/2

(注) 不良住宅とは、主として居住の用に供される建築物又は建築物の部分でその構造又は設備が著しく不良であるため居住の用に供することが著しく不適当なものを言う。

(出典) 竹田市「小規模住宅地区等改良事業整備方針策定業務報告書」(平成25年5月)

③事業対象エリアの選定に向けた調整

- ・事業手法決定後、訪問聞き取り方式による被災者意向調査を実施し、採択基準を満たす対象地域を選定した。さらに、平成25年1月に地元説明会を実施し、再度被災者の意向を確認の上、同年3月に阿蔵地区（本村）における事業を柱として検討し、さらに現地での改良住宅の建設を実施することとした。

表 事業方針の策定の経過

日時	経過
9月中旬～下旬	・採択基準調査のため、想定地区被災者の「意向調査」を計画
10月10日～15日	・直接訪問方式により、被災者の意向を調査（福祉事務所）
10月下旬	・ニーズ調査の結果を集約、当該事業実施について詳細検討（建設課）
11月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズ調査の結果から、採択基準を満たす事業対象地区の設定を確認 ・ニーズ調査の結果から、事業実施項目は、①不良住宅の買収除去、②小規模改良住宅建設用地の取得造成等、③小規模改良住宅建設の3項目に絞られると判断（庁内協議）
12月6日	・ニーズ調査から本村地区のみの事業展開とする（庁内協議）
平成25年1月25日	・地元説明会開催
2月5日	・対象被災者に対して戸別意向調査を実施（福祉事務所、建設課）
3月4日	・意向調査の結果から、事業実施は地区内で可能と判断。今後は地区内における事業展開を柱として内容を検討することが決定
3月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・玉来川の護岸嵩上げの要望書を県に提出（阿蔵新橋撤去後の水位等を考慮し、嵩上げを検討するとの回答） ・現地での改良住宅建設（復興）に舵を切る
4月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・地元協議 ・小規模住宅地区改良事業に伴う説明会 ・復興に伴う協議会の設立（代表者の選出）
4月24日	・国土交通省、九州地方整備局職員が現地視察及び事業協議
5月7日	<ul style="list-style-type: none"> ・計画協議（受注者の紹介及び市有地への立入りの再確認） ・協議会の名称決定『阿蔵・本村地区小規模住宅地区改良事業協議会』 ・現地復興を視野に入れることを確認
5月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回役員会（総会開催へ向けた役員会と事務局との意思統一） ・協議会規約（案）等の総会へ向けた資料作成

(出典) 竹田市「小規模住宅地区等改良事業整備方針策定業務報告書」(平成25年5月)より作成

④復興の基本方針

- 市では、阿蔵地区（本村）の従前居住者への個別聞き取り調査を行い、平成25年3月時点で21戸のうち13戸が地区内で再建を希望していることを踏まえ、地区の復興に向けた課題を整理するとともに、阿蔵地区の復興に向けた基本的な考え方を、復興の基本方針として、「安全な基盤（宅地）の確保」「生活道路及び公園の整備」「すまいと暮らしの再建」の3項目別に整理した。

表 阿蔵地区復興の基本的な考え方

項目	基本的な考え方
安全な基盤（宅地）の確保	豪雨災害により甚大な被害を受けた経験を踏まえ、再び同じような犠牲を出さないという強い決意をもって、玉来川の河川改修や止水壁の整備、玉来ダム建設工事等の事業との連携を図りつつ、宅地基盤を全面的に見直し、人々の安全・安心につながる地盤造成を行う。 地盤造成にあたっては、除却せずに存置する住宅用地との地盤面の高さの差に考慮して、安全性の高い地盤となるよう計画する。
生活道路及び公園の整備	新たに整備する宅地及び既存宅地へのアクセス路となる道路を見直し、緊急時の避難路として活用できるよう生活道路へと改良を図る。 また、日常的には市民の交流・憩いの場や活動拠点として活用でき、災害の記憶を後世にまで伝える復興のシンボリックな存在となるような公園の整備を図ることにより、地区の住環境向上を目指す。
住まいと暮らしの再建	今般の水害により住宅を失い、自力では住宅の確保が難しい居住者等に対して、本地区に戻って安全・安心な暮らしを送ることができるよう、改良公営住宅等（小規模改良住宅）の整備を図る。 また、自主再建を行う意向のある居住者等に対しては、市が造成する宅地を分譲し、新たな住宅を建設できるよう支援を図る。

（出典）竹田市「小規模住宅地区等改良事業整備方針策定業務報告書」（平成25年5月）より作成

⑤事業概要

- 竹田市阿蔵地区の復興に向けて、基盤を再整備し住宅を再建する手法として、小規模住宅地区改良事業を適用することとし、住宅再建については、小規模改良住宅を建設するとともに、自主再建の世帯に対して地権者の協力を得ながら市が用地を取得して宅地を造成後、分譲を行った。

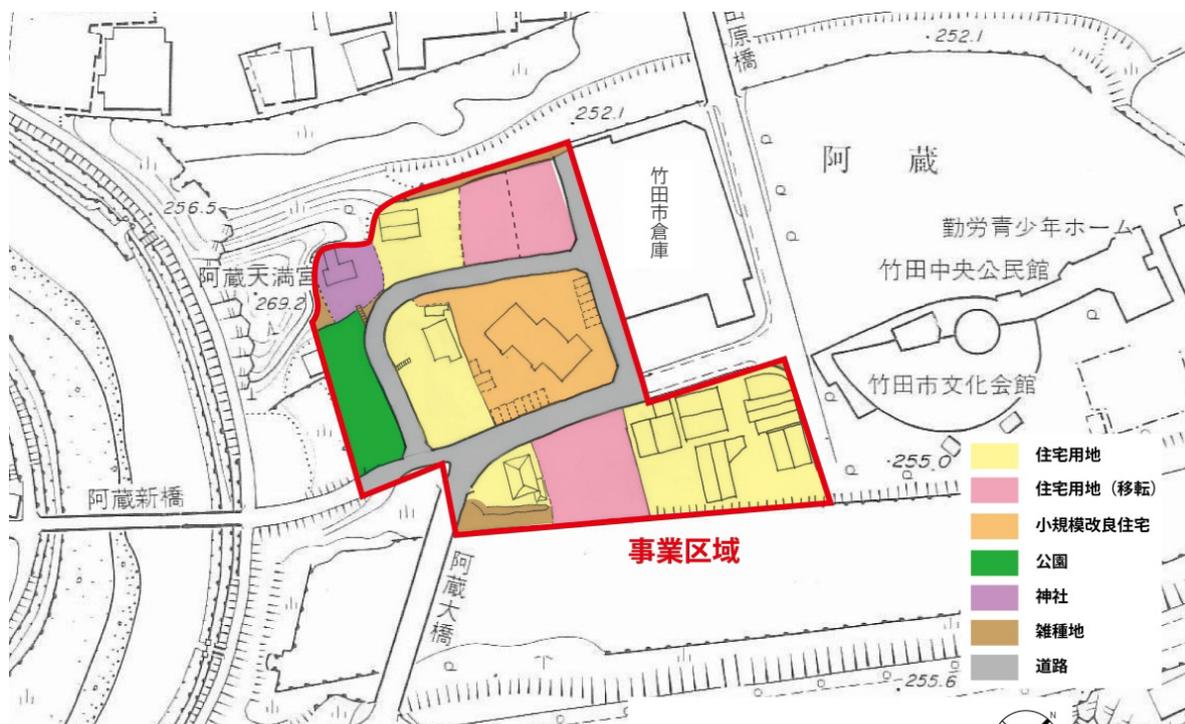


図 竹田市阿蔵地区（本村）土地利用計画図

（出典）竹田市「小規模住宅地区等改良事業整備方針策定業務報告書」（平成25年5月）

(4) 防災活動体制の強化

【20120107】情報伝達体制の整備（八女市）

- ・ 八女市は平成 22 年に合併し、中山間地域や過疎地域が増えたこと等により、旧市町村間の情報の共有化が課題となっていた。そこで、平成 23 年度に通信環境整備を企図して市内全域に光ファイバー網を整備したほか、コミュニティ FM による防災情報の発信力強化を目的として、平成 23 年 7 月に「一般財団法人 FM 八女」を設立し、平成 24 年 6 月にコミュニティ FM 放送を開始し、防災ラジオを全世帯に無料配布した。防災ラジオは、発信すべき災害情報がある場合は、自動でスイッチが入り最大ボリュームで放送が流れ、情報が得られる仕組みとなっている。
- ・ 市では、九州北部豪雨災害発生後、平成 24 年 10 月に FM 八女と「緊急放送に関する協定」を締結し、災害の危険性が高まった際には、八女市災害警戒本部または八女市災害対策本部から FM 八女に依頼し、防災ラジオで緊急放送を行うことや、市が直接緊急割込放送により情報発信できることとした。
- ・ また、災害の状況をタイムリーに把握するため、監視カメラや水位計等の整備を県に設置してもらい、即時的な監視システムを構築した。
- ・ このシステムの整備にあわせて、新たに職員招集やエリアメールへの一括発信システムを構築した。

事例コード | 201301

2013 年（平成 25 年） 台風 26 号による災害

1. 災害の概要

(1) 被害の概要

平成 25 年 10 月 10 日にマリアナ諸島の近海で発生した台風 26 号は、14 日には沖ノ島島近海で非常に強い勢力となった。その後、日本の南海上を北北西に進み、15 日午前には南大東島の東海上で進路を北東に変え、16 日未明から朝にかけて強い勢力を維持したまま伊豆諸島や関東地方に最接近し、速度を速めて関東の東海上を北東に進み、16 日 15 時には三陸沖で温帯低気圧に変わった。

この台風 26 号の接近により、伊豆大島は平成 25 年 10 月 16 日午前 2 時頃から 1 時間 100mm を超える猛烈な雨が数時間降り続き、24 時間の降水量が観測史上一位となる 824mm に達する豪雨に見舞われた。その結果、島内各地で土砂災害が発生し、特に元町地区上流域の大金沢を中心とした溪流では、流木を伴った土砂流出が発生するなど甚大な土砂災害が生じた。

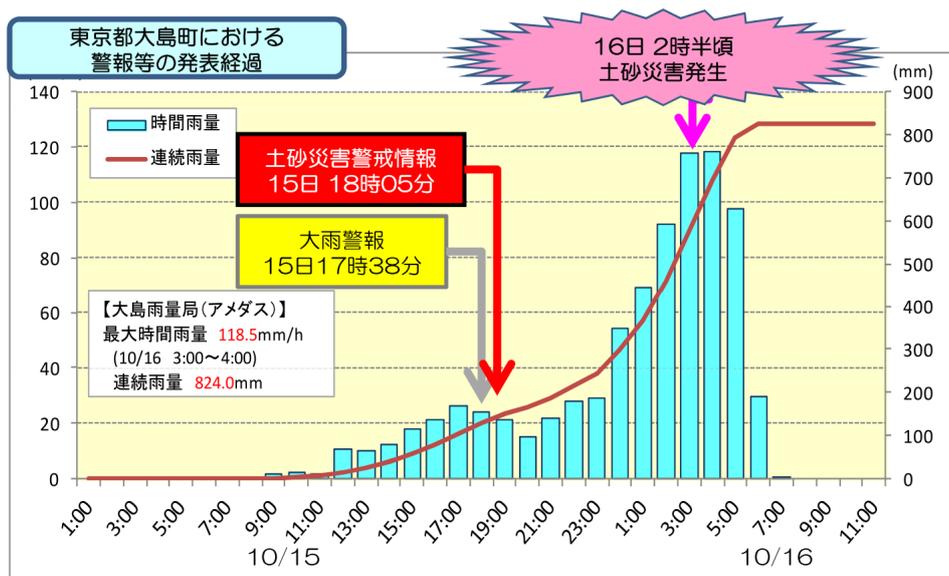


図 台風 26 号通過時の観測降雨と警報等の発表経過

(出典) 国土交通省「平成 25 年台風第 26 号伊豆大島の土砂災害の概要」(平成 25 年 11 月 12 日)

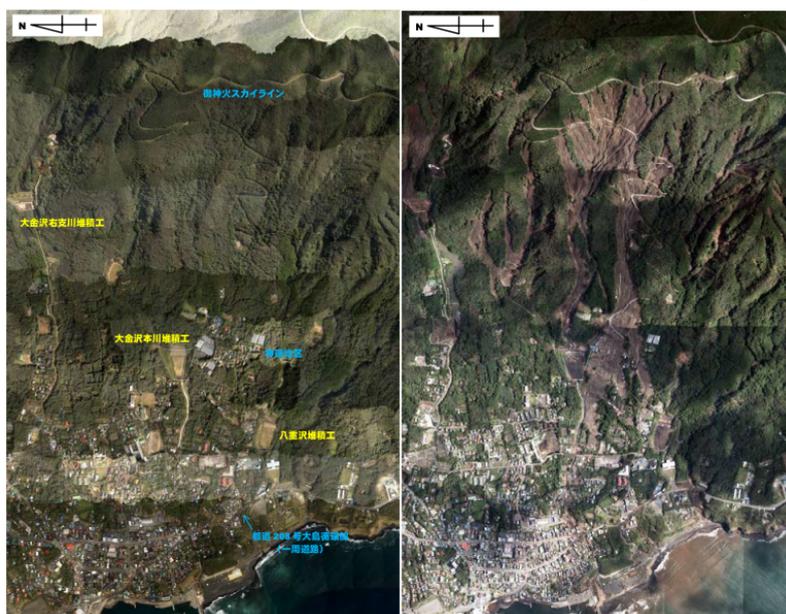


図 土砂災害前後の空中写真(元町地区付近)

(出典) 伊豆大島土砂災害対策検討委員会「伊豆大島土砂災害対策検討委員会報告書」(平成 26 年 3 月)

①被害状況

豪雨による土砂災害等で、大島町では死者 36 名、行方不明者 3 名の人的被害が発生したほか、全壊 137 棟、大規模半壊 28 棟、半壊 49 棟、一部損壊 186 棟の建物被害が発生した。また、農地・農業施設・農作物や、林道、道路等にも多くの被害が発生した。

表 台風 26 号による大島町における被害状況（平成 26 年 7 月 31 日現在）

区分	細分	被害額（百万円）
人的被害（人）	死者	36
	行方不明者	3
建物被害（棟）	全壊	137
	大規模半壊	28
	半壊	49
	一部損壊	186
農地・農業施設・農作物等	農地被害	200a
	被害農家	3戸
	災害施設	110棟
	栽培関連施設	2棟
	農業機械	2台
	農作物等被害	426a
林道（箇所）	被害箇所	45
道路	都道大島循環線で土砂、流木の堆積、路肩灯の崩落が発生	—
	町道出払 1 号線、岡田泉津黒汐線、元村三原山線（御神火スカイライン）、元町漁港線、橋の本牧場線、泉津開拓、泉津湯場線で土砂の流入、路肩等の崩落が発生	—

（出典）大島町「大島町復興計画」（平成26年9月）より作成

②主な災害箇所

島内全域で土砂等の流動が確認されているが、特に島の西部に位置する元町地区周辺と、北部の泉津地区背後の斜面、三町カルデラ内部において急傾斜地の崩壊が集中的に発生した。

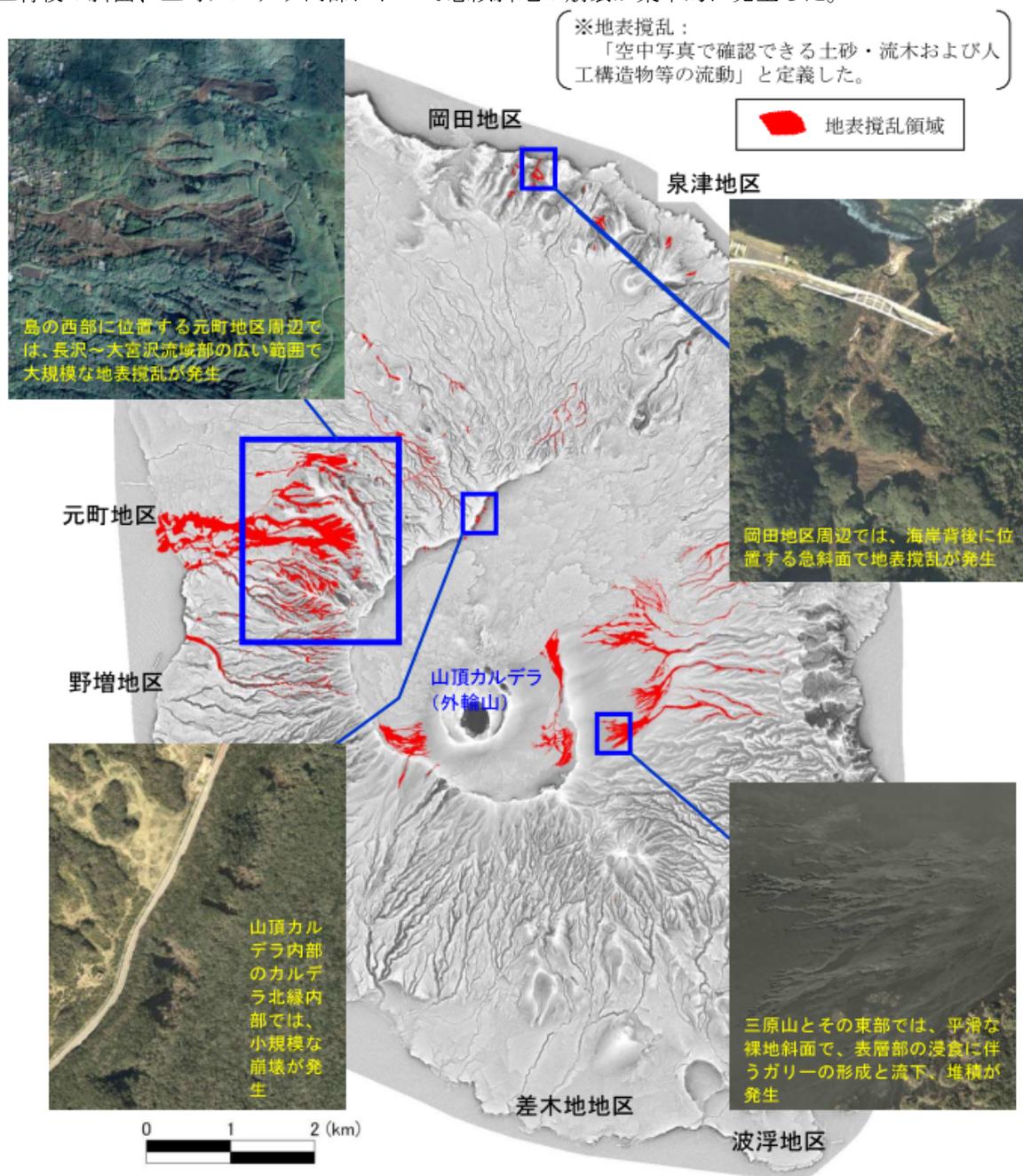


図 島内の地表攪乱状況

(出典) 伊豆大島土砂災害対策検討委員会「伊豆大島土砂災害対策検討委員会報告書」(平成 26 年 3 月)

③災害後の主な経過

10月15日、大島町に「大雨警報」が発令され、大島町では、順次非常配備態勢を整えていった。その後10月16日には災害対策本部が設置され、同日東京都も大島支庁に現地対策本部を設置した。

国においても、同日官邸情報連絡室が設置された。

また同日には、東京都は災害救助法及び被災者生活再建支援法の適用を決定した。

表 災害後の主な経過（東京都・大島町・政府の主な取組）

年	月日	東京都・大島町の対応	政府の対応
平成 25年	10月15日	17:38 大島町に大雨警報発表	
		18:05 大島町に土砂災害警戒情報発表	
	10月16日	02:00 大島町第1次非常配備態勢	07:06 官邸情報連絡室を設置
		02:57 大島町第2次非常配備態勢に移行	
		03:14 大島町第3次非常配備態勢に移行	
		05:18 災害対策本部設置 災害救助法の適用決定 被災者生活再建支援法適用 東京都大島支庁に現地対策本部設置	
	10月17日	12:20 都知事来島・現場視察	
	10月18日	東京都で大島応急復旧プロジェクトチームを設置	
		21:00 台風27号の近接に伴い、東京都災害即応対策本部を設置（10月30日廃止）	
	10月19日	17:05 大島町 元町地区に避難勧告発令（以降順次発令）	14:00 政府現地災害対策室を町役場に設置（10月28日、政府現地連絡調整室に改組）

（出典）大島町「平成25年伊豆大島土砂災害記録誌」（平成29年3月）、東京都「大島の応急復旧に向けた取組について」（平成25年12月）

2. 災害復興施策事例の索引表

201301	緊急 対応期	応急復旧期 (避難期)	本格復旧、 復興準備・始動期	本格 復興期
1. 復興への条件整備 1.1 復興に関連する応急処置				
施策 1: 被災状況等の把握		●————→【20130101, p151】 (大島町)		
施策 2: がれき等の処理		●————→【20130102, p152】 (大島町)		
1.2 計画的復興への条件整備				
施策 1: 復興体制の整備	●————→【20130103, p154】 (東京都)			
施策 2: 復興計画の作成		●————→【20130104, p155】 (大島町)		
		●————→【20130105, p156】 (大島町)		
			●————→【20130106, p157】 (大島町)	
施策 3: 広報・相談対応の実施		●————→【20130107, p160】 (大島町)		
施策 4: 金融・財政面の措置				
2. 分野別復興施策 2.1 すまいと暮らしの再建				
施策 1: 緊急の住宅確保		●————→【20130108, p160】 (大島町)		
施策 2: 恒久住宅の供給・再建				
施策 3: 雇用の維持・確保				
施策 4: 被災者への経済的支援				
施策 5: 公的サービス等の回復				
2.2 安全な地域づくり				
施策 1: 公共施設等の災害復旧			●————→【20130109, p161】 (東京都)	
施策 2: 安全な市街地・ 公共施設整備				
施策 3: 都市基盤施設の復興				
施策 4: 文化の再生				●————→【20130110, p161】 (大島町)
2.3 産業・経済復興				
施策 1: 情報収集・提供・相談				
施策 2: 中小企業の再建		●————→【20130111, p162】 (大島町)		
施策 3: 農林漁業の再建				

3. 災害復興施策事例

(1) すまいと暮らしの再建に関する調査

【20130101】住家の被害認定調査（大島町）

○被災者生活再建支援システムの活用

- ・ 様々な応急対策業務や通常業務を並行して進める必要がある中、町の所管課である税務課職員だけでは住家の被害認定調査を実施することは困難であった。
- ・ こうした中、東京都から京都大学・新潟大学等により開発された「被災者生活再建支援システム」の活用と、東京都・新潟大学からの技術的及び人的支援の提供に関する提案があったことから、同システムを採用しての被害認定調査の実施を決定した。
- ・ 結果、調査の実施にあたっては東京都及び都下区市町村からの職員の応援を得られることとなり、調査全体のコーディネートについても東京都職員の応援を得られることとなった。

○調査対象の推計

- ・ まず、税務課で被害状況整理や調査対象地区の選定を行い、東京都や新潟大学からの支援者が到着した後は、その意見を参考としながら調査地区の絞り込み、調査対象棟数の推定を行った。調査対象棟数の推定は、被害が甚大な地域は1、流出建物が多い地域は0.5、被害が局所的な地域は0.2といった補正係数を各地域の建物棟数に乗じる形で推定した。
- ・ こうした調査対象の推計を行った上で、被害が大きい地区については全棟調査を行い、それ以外の地区については被災者から調査要望が寄せられた段階で実施することとした。

○調査の実施

- ・ 東京都及び都下区市町村からの応援職員が到着する前に、平成25年10月31日から11月4日にかけて町職員により先行調査を実施した。なお、台風27、28号の接近による要配慮者の島外避難等に伴い、先行調査は10月31日からとなった。調査は被災者生活再建支援システムの導入にあたって支援に入った専門家から講習を受け、3人1組で班を構成し、調査を行った。
- ・ その後11月5日から11月13日までは、東京都及び都下区市町村からの応援職員の支援を得て調査を実施し、11月13日以降は再び町職員のみで調査を行った。
- ・ 東京都及び都下区市町村からの応援職員は、東京都が実施している調査方法による講習会を受講しており、3人1組で班を編制して調査を行った。11月5日から11月9日までは、応援職員のみで20班が編制されていたため、すべての班に町の職員を配置することが難しく、調査箇所を地区割りして地区ごとに町職員を定め、町職員は調査班に入らずに住民説明等の対応に専念する体制とした。
- ・ 実際の調査は、タブレット端末を活用して実施しており、調査データのとりまとめなどで非常に有効であった。一方で、住家の被害認定基準にかかる運用指針では土砂災害を想定した内容がないため、水害を想定した内容を利用して内部立ち入り調査を行った、土砂災害の場合は浸水被害と異なり堆積したまま残るなど異なる様相となったことから、被災住民から住家被害の判定基準に対して不服がよせられる場合もあった。

表 被害認定調査の実施体制

日程	調査の体制
10/31 ~ 11/4	町職員 11 人（先行調査）
11/5 ~ 11/9	東京都・区市町村職員 64 人 地区担当町職員 5 人
11/9 ~ 11/13	東京都職員 10 人 地区担当町職員 5 人
11/13 ~	町職員のみで班編成

（出典）東京都「大島の応急復旧に向けた取組について」（平成25年12月）

(2) 災害廃棄物処理

【20130102】災害廃棄物の処理（大島町）

○仮置場の設置・運営

- ・ 発災直後の捜索・救出活動を行っている段階で、自衛隊、東京都、大島町、町と災害時における応急対策に係る協定を締結している町内の建設会社により、捜索、救出活動及び道路啓開に伴い発生した土砂・流木等への対応が必要となっていた。
- ・ これらの土砂・流木等を一時的に保管する場所として、被害が大きかった地域に近接する町立の「つばき小学校」の校庭を一時的な仮置場として活用したが、学校再開に伴って元町港ヤードに移動させた。
- ・ また、被災住宅の片付けが始まったことや、道路以外の場所のがれき等が増加するにつれさらなる仮置場が必要となったことから、最終的に8箇所の一次仮置場を設置した。

表 災害廃棄物の一次仮置場の設置状況

番号	名称	所在地	集積対象物	面積(m ²)	推定最大保管量(トン)	開設時期	土地所有者	仮置場管理者
①	元町港ヤード	元町1丁目19	土砂、流木	9,128	20,550	発災直後	私有地(支庁借用)	支庁→町
②	火山博物館駐車場	元町字神田屋敷	粗大ごみ等	3,000	304	発災直後	町	町
③	国民宿舍横	元町字神田屋敷	土砂	3,000	8,020	10月28日	私有地	町
④	大島空港(滑走路脇)	元町字野地	流木	8,400	1,600	11月14日	支庁	支庁
⑤	大島空港(南側)	元町字赤禿	流木	12,600	230	11月14日	支庁	支庁
⑥	石井組	元町字上山	土砂	3,200	450	発災直後	私有地	町
⑦	オーレック	元町字上山	流木、粗大ごみ等	24,700	9,704	発災直後	私有地	町
⑧	土砂採掘場跡地	差木地サド1084他	土砂	35,200	17,850	発災直後	私有地	町
合計				99,228	58,708			

(出典) 大島町・東京都環境局・公益財団法人東京都環境公社「大島町災害廃棄物処理事業記録」(平成27年3月)

○災害廃棄物処理方針及び災害廃棄物処理計画の策定

- ・ 災害廃棄物発生量の算定にあたり、東京都に対する支援を要請し、東日本大震災で災害廃棄物の受入を担当した職員の派遣をうけた。「東京都震災がれき処理マニュアル」をベースとしながら災害廃棄物の発生量の推計を行った結果、約3万トンの災害廃棄物が発生すると推計された。
- ・ 発生量の推計を受けて、災害廃棄物処理方針を策定するため、東京都環境局、大島支庁や、大島町内にある一般廃棄物最終処分場の管理者となっている東京都島嶼町村一部事務組合の参加する「大島町災害廃棄物処理対策連絡調整会議」を開催した。その中ですべての災害廃棄物を町内で処理することが困難であることから、東日本大震災で災害廃棄物処理の経験を有する東京都に一部受入を要請することとし、最終的に島外処理に関する事務を東京都に委託することとなった。
- ・ 平成25年11月14日、「大島町災害廃棄物処理対策連絡調整会議」で災害廃棄物処理方針が決定されたことを受け、一部業務をコンサルタントに委託しながら検討を行い、平成25年12月5日に「大島町災害廃棄物等処理計画」が策定された。
- ・ それを受け、東京都においても、町から受託した島外処理にかかる内容について、平成25年12月16日に「大島町災害廃棄物処理実施計画(東京都受託分)」を策定した。

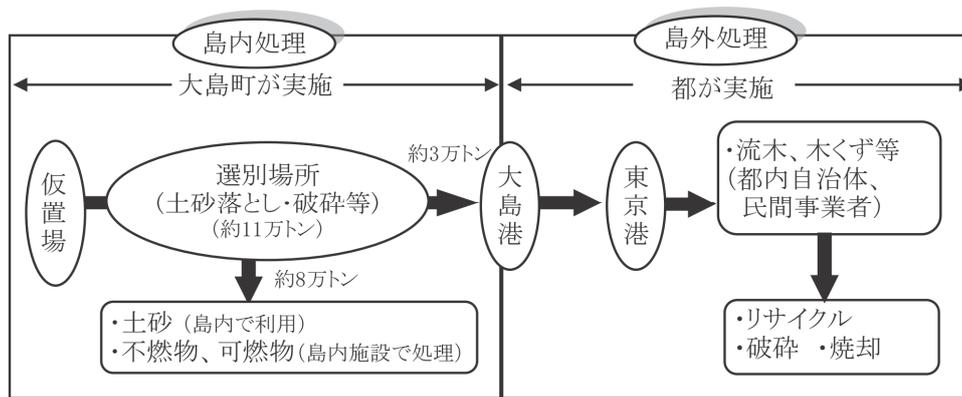


図 災害廃棄物処理にかかる大島町と東京都の役割分担

(出典) 大島町「平成 25 年伊豆大島土砂災害記録誌」(平成 29 年 3 月)

○災害廃棄物処理の実施

- ・ 一次仮置場のうち火山博物館駐車場に設けられていた仮置場については、集積された廃棄物の腐敗、悪臭や害虫等によって周辺住民の生活環境が悪化し苦情等も寄せられていたことから、その解消に向けて東京都に対する島外処理の先行事業を実施した。
- ・ その実績を受けて、一部処理計画書を修正した上で、平成 26 年 1 月から本格的な災害廃棄物処理を開始した。町では、島内処理業務について 4 つの業務に分類し、それぞれの業務について町と防災協定を締結している建設業者等に委託して執り行うこととした。なお、当時は災害廃棄物処理について事業者による再委託が認められていなかったため、関係事業者すべてと契約という形となることから、契約作業は非常に煩雑であった。
- ・ 港湾での災害廃棄物運搬用のコンテナの受け取り時の受け入れ基準への適合確認などの東京都の処理については東京都側の受託業者が実施した。

表 島内処理業務の分類

業務名称		業務場所
①	現場分別、収集運搬業務	被災現場及び一次仮置場
②	北部二次仮置場選別・前処理業務	オーレック株式会社敷地内
③	南部二次仮置場選別業務	差木地土砂採掘場跡地
④	コンテナ収集・運搬・船舶荷役業務	コンテナ基地、元町・波浮港

(出典) 大島町・東京都環境局・公益財団法人東京都環境公社「大島町災害廃棄物処理事業記録」(平成 27 年 3 月)

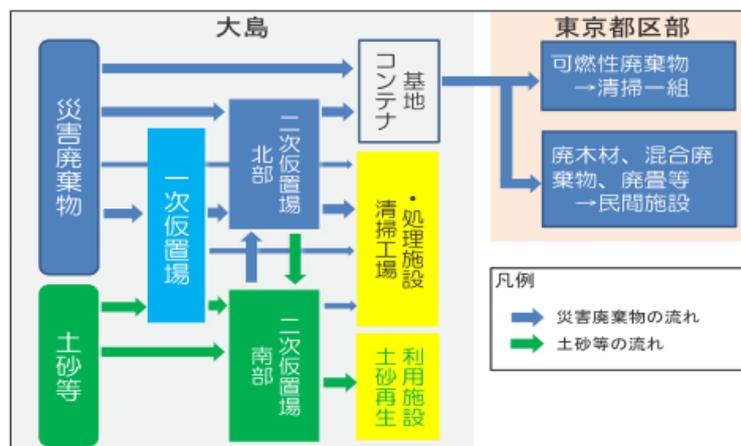


図 大島町災害廃棄物等処理フロー (概要)

(出典) 大島町・東京都環境局・公益財団法人東京都環境公社「大島町災害廃棄物処理事業記録」(平

成 27 年 3 月)

- ・ 町では災害廃棄物処理の本格化に伴い、一次仮置場の解消を最優先とした工程管理を重視した。そのため、町、島内処理を担う島内事業者、東京都、東京都から現場監理業務を委託された公益財団法人東京都環境公社が参集する工程調整会議を開催し、情報共有や行程に関する調整・協議を行った。
- ・ 同会議では災害廃棄物処理に関するさまざまな苦情への対応等についても協議を行っており、例えば島内を廃棄物運搬用のトラックが走行することへの不安が住民から寄せられたことから、廃棄物運搬用のトラックについては島内道路を反時計回りに通行することを決定するといった調整も行われた。
- ・ こうした取組の結果、平成 26 年 6 月 25 日には市街地にあった 8ヶ所の一次仮置場はすべて解消され、その後、島内の廃棄物については被災現場から島の南北 2ヶ所に設けられた二次仮置場に直接搬入された。

(3) 復旧・復興体制の構築

【20130103】復旧・復興体制の構築（東京都）

①大島応急復旧プロジェクトチームの設置

- ・ 東京都では、発災直後から自衛隊、警察、消防等の機関と連携した救出救助活動を行うとともに、庁内各局が連携し、支援物資の調達、住宅の提供など、大島町の応急復旧対策や生活再建支援などの被災者支援を進めてきた。こうした被災者支援活動の加速化や、中長期的な防災対策の充実に向けて、発災から 2 日後の平成 25 年 10 月 18 日に、秋山副知事を座長とする「大島応急復旧プロジェクトチーム」を設置した。
- ・ 同プロジェクトチームは、今回の災害における被害や課題等を踏まえ、生活再建や産業・観光支援、危機管理、都市・インフラ復旧に関する 4 つのワーキンググループを設置し、復旧対策や防災対策についてハード・ソフト両面から都が行うべき取組や大島町への支援策等について検討を行い、取りまとめた。

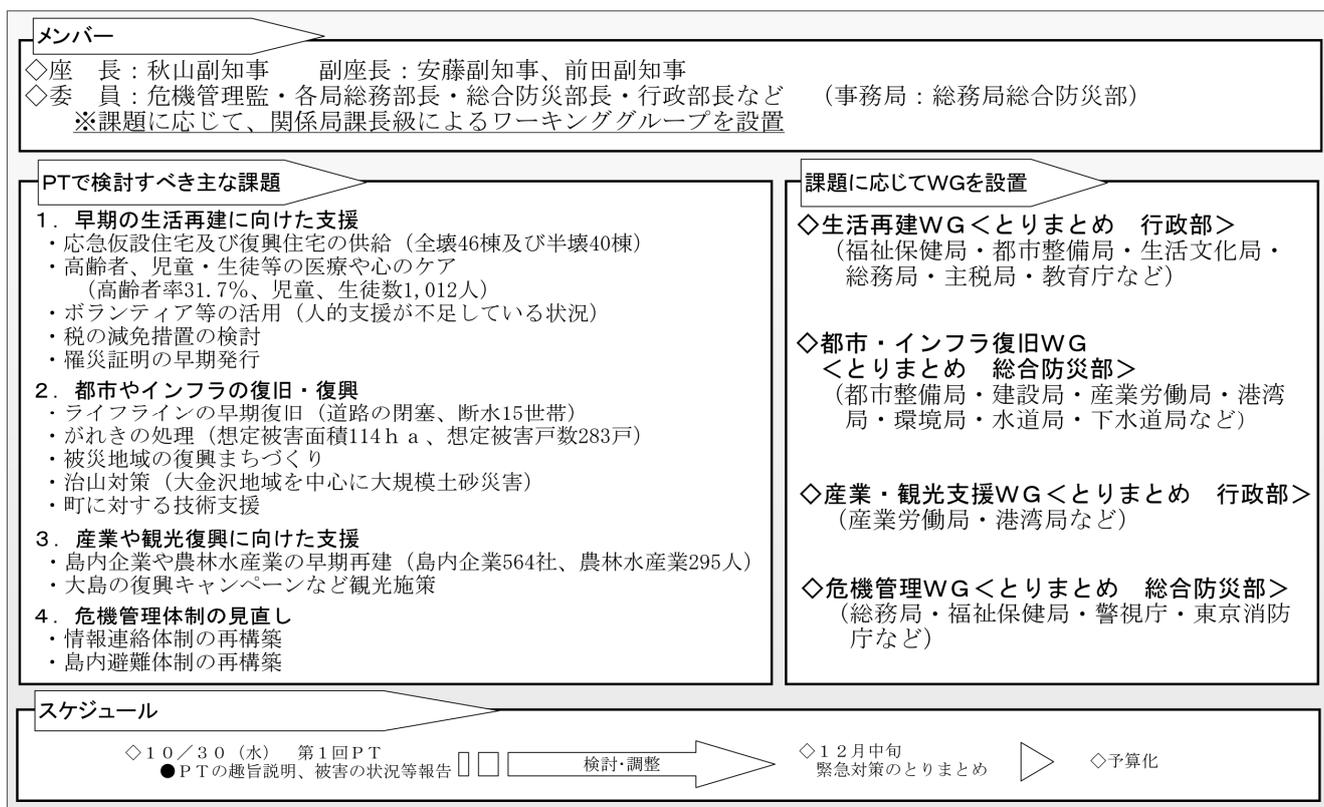


図 大島応急復旧プロジェクトチームの概要

(出典) 東京都「大島の応急復旧に向けた取組について」(平成 25 年 12 月)

②大島災害復興対策連絡調整会議

- ・ 大島町が平成 25 年 12 月 6 日に災害復興本部を設置するなど、応急的な復旧事業を展開する段階から本格的な復興に向けた取組を実施する段階へと移行していく中で、東京都としても全庁的な支援体制を継続していくことが求められた。
- ・ 具体的には、大島応急復旧プロジェクトチームで掲げられた各局事業の円滑な推進のための進捗管理、事業間調整や、今後事業化される事業等の各種調整、大島町が策定する復興計画等に対し各局が行う技術的助言等の調整等を行う必要性が想定されることから、「大島応急復旧プロジェクトチーム」を解消し、「大島災害復興対策連絡調整会議」を平成 25 年 12 月 25 日に設置している。

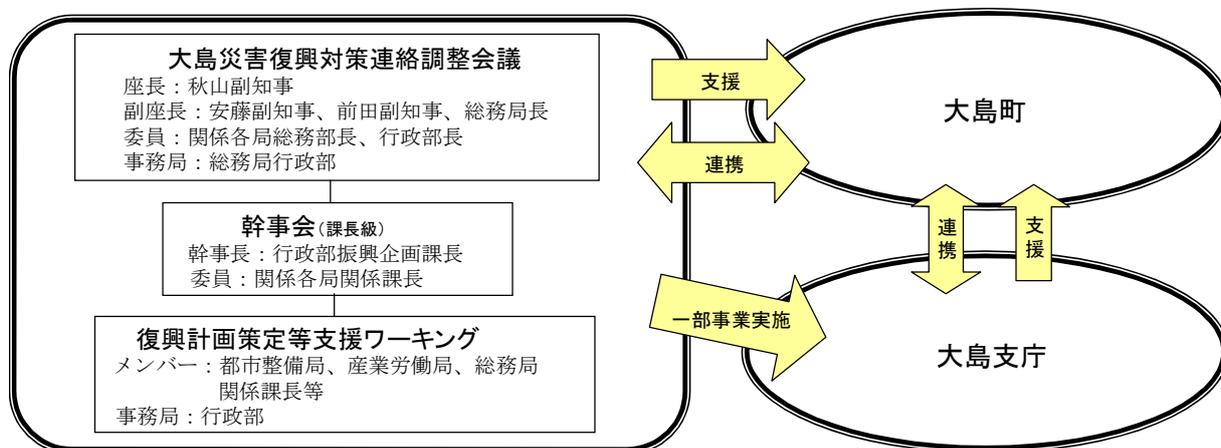


図 大島災害復興対策連絡調整会議の組織体制

(出典) 東京都「大島の応急復旧に向けた取組について」(平成 25 年 12 月)

【20130104】 復旧・復興体制の構築 (大島町)

①災害復興本部の設置

- ・ 大島町では、町長を本部長とする復興本部を平成 25 年 12 月 6 日に設置した。復興本部組織は以下の通りであるが、災害規模が大きく復旧・復興事業における東京都の役割が大きいことから、復興本部会議には東京都大島支庁から支所長以下 5 名が参加した。

表 大島町災害復興本部組織

本部長：町長
副本部長：副町長
本部員：総務課長、政策推進課長、会計室長、 議事事務局長、福祉けんこう課長、住民課長、 税務課長、地域整備課長、消防長、 教育文化課長

(出典) 大島町「平成 25 年伊豆大島土砂災害記録誌」(平成 29 年 3 月)

②土砂災害復興推進室の設置

- ・ 発災後約 1 年間は、政策推進課内に復興係（発足時職員 2 名、その後 3 名に増強）を設置し、復旧・復興に関する取り組みを進めていたが、平成 26 年 11 月 7 日に、課相当の組織として土砂災害復興推進室を設置した。
- ・ 土砂災害復興推進室は発足当時、室長以下 5 名体制（兼務含む）であったが、平成 27 年 4 月 1 日から建設課長と兼務していた室長を専任とし、用地係、復興整備係、推進係の 3 つの係からなる室として、町の職員 7 名と東京都からの派遣されている併任職員 3 名の 10 名体制となった。
- ・ 東京都からの派遣職員は、平成 25 年 11 月から政策推進課に併任職員として 2 名派遣されており、平成 27 年 4 月 1 日から 3 名となった。内訳は特別参事、主査・主任であった。その後、平成 28 年

度から2名となり、同年度で終了となった。東京都の派遣職員も町の職員も同様の業務を担当していたが、管理職（特別参事）の職員は東京都との連絡調整役として機能していたことは非常に効果的であった。

③技術系職員の確保

- ・ 町では、技術系職員が管理職1名しかいなかったことから、平成27年4月1日から2名の技術系の任期付職員を追加採用した。
- ・ 1名は、土砂災害復興推進室復興整備係に配属となり、メモリアルパークの設計等を担当している。もう1名は地域整備課に配属となっている。

(4) 復興方針の検討

【20130105】復興方針の検討（大島町）

- ・ 平成25年12月17日、復興に向けた動きをより本格化させるため、「大島町土砂災害復興基本方針—島の地域力と協働による安全・安心なまちの再生をめざして—」を策定した。
- ・ 同方針の中で、町民と行政の協同と連帯によるまちづくりを着実かつ積極的に推進することを基本理念に掲げ、「被災者生活再建支援」、「地域基盤・インフラの復旧」、「産業・観光復興支援」及び「防災まちづくりの強化」の4つのテーマを復興計画の柱として掲げた。
- ・ さらに、それぞれの柱について、当面の施策を記載した。



図 大島町災害復興基本方針に定めた4つのテーマと当面の施策

(出典) 大島町「平成25年伊豆大島土砂災害記録誌」（平成29年3月）

(5) 復旧・復興計画の策定

【20130106】復興計画の策定（大島町）

①計画の目的と位置づけ

- ・ 土砂災害からの復興を具体的に推進していくため、町では平成 26 年 9 月に「大島町復興計画」を策定した。
- ・ 本計画は、現行の大島町基本構想、基本計画を踏まえながら、緊急に必要とされる被災者の生活再建や産業復興、避難等防災対策の強化のための施策を速やかに実行するための計画として位置づけられた。

②計画の期間と内容

○計画の期間

- ・ 復興計画の期間は、平成 26 年度から平成 35 年度までの 10 年間とした上で、急がれる課題である被災者の生活再建や土砂災害対策短期対策の実施、平成 28 年度から始まる第 6 次基本構想・基本計画の期間との整合等を踏まえ、前期、中期、後期の 3 段階ごとに目標を設定している。

	前期 平成 26～28 年度	中期 平成 29～31 年度	後期 平成 32～35 年度
大島町復興計画	被災者の意向を尊重し、個々の被災状況に応じた生活再建の目的が立つことをめざします。	活気と魅力ある島の再生を図り、東京オリンピック・パラリンピック開催にあわせ「元気な大島」を発信します。	「復興でめざす島の姿」を実現します。
復興の柱 1 被災者生活再建支援	被災者への資金等の支援 住宅再建の支援 多様なサービスの提供 情報提供と相談体制の確立	(必要な時に必要な支援を継続して実施)	
復興の柱 2 地域基盤・ インフラの復旧	地域基盤の整備、インフラの復旧と機能強化 がれき等の撤去処分		
復興の柱 3 産業・観光復興 支援	島内企業の早期再建と商工業の振興、農業の早期再建と振興、水産業の早期再建と振興、観光振興の推進		
復興の柱 4 防災まちづくり の強化	台風 26 号に伴う豪雨災害の検証と地域防災計画の改訂、災害情報の連絡体制の再構築、災害対応力の強化、島内避難体制の再構築、避難施設の強化等、災害教訓の伝承と地域防災力の向上		
元町地区の復興 まちづくり計画	事業計画策定	住宅再建支援、生活道路・公園等の整備・大金沢流路改修	
【参考】 大島町基本構想 ・基本計画	第 5 次基本構想・ 基本計画	第 6 次基本構想・基本計画（平成 28～35 年度）	

図 大島町復興計画の復興期間と目標・柱毎のスケジュール

(出典) 大島町「大島町復興計画」(平成26年9月)

○計画の構成・内容

- ・ 復興計画は、復興方針で定めた 4 つの復興の柱を踏まえた「全島に係る復興計画」と特に被害が甚大であった元町地区のこれからの復興まちづくりを推進するための「元町地区の復興まちづくり計画」から構成されている。

【大島町復興計画の構成】

1. 大島町の復興計画の策定にあたって
2. 復興計画の基本理念・期間・目標・構成について
3. 全島にかかわる復興計画
 - 復興の柱1 被災者生活再建支援
 - 復興の柱2 地域基盤・インフラの復旧
 - 復興の柱3 産業・観光復興支援
 - 復興の柱4 防災まちづくりの強化
4. 元町地区の復興まちづくり計画
5. 復興の推進体制

図 大島町復興計画の構成

(出典) 大島町「大島町復興計画」(平成26年9月)

- ・ 「元町地区の復興まちづくり計画」では、後述する被災者に対するヒアリング調査等を踏まえ、土地利用方針及び地域基盤の整備方針に係るゾーニングも、施策・事業とあわせて提示している。その中では、被害が大きく被災者の中でも現地での再建意向がほとんど見られなかった地域については、土地の買収により被災者の再建支援を行う観点からも、都市計画決定による都市公園をメモリアルパークとして整備する方針を定めた。
- ・ なお、都市公園用地を買収するにあたって代替地は用意していなかったため、移転先について具体的な意向があればその土地の地権者の売却意向を確認するといった調整も行った。

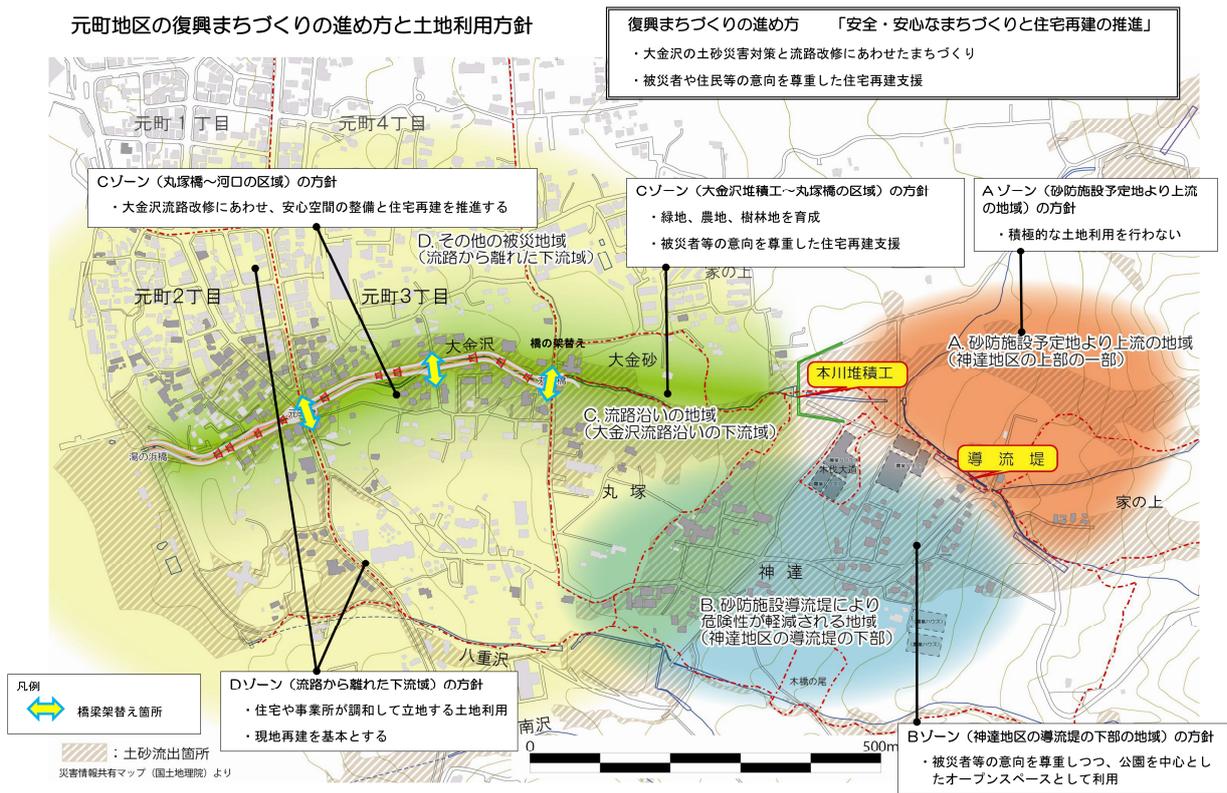


図 元町地区の復興まちづくりの進め方と土地利用方針

(出典) 大島町「大島町復興計画」(平成26年9月)

③検討体制

- ・ 大島町復興計画の策定にあたっては、学識経験者や東京都、町の行政機関で構成される「大島町復興計画策定委員会」を設置した。有識者の選定について町ではノウハウがないため、東京都行政部の大島災害復興対策担当とも相談し、決定した。
- ・ 策定委員会は平成 26 年 2 月 21 日に第一回委員会を開催し、その後計画策定まで現地視察含めて全 7 回開催した。
- ・ 事務局は、政策推進課の復興係が担当し、業務の一部をコンサルタントに委託した。

④住民合意形成のポイント

○住民意向調査等の実施

- ・ 復興計画の策定にあたって、被災者や住民の意見を可能な限り反映させるため、住民意向調査（アンケート調査）やヒアリング調査を実施した。
- ・ 住民意向調査は、平成 26 年 2 月 20 日から 3 月 5 日にかけて、被災者を含む町の全世帯を対象として、アンケート調査を実施した。アンケート調査では、復興基本方針に定めた 4 つの柱である「被災者生活再建支援」、「地域基盤・インフラの復旧」、「産業・観光復興支援」及び「防災まちづくりの強化」のそれぞれに関する意向と町民参加の復興計画策定に関する意向について把握した。
- ・ ヒアリング調査では、被災者全世帯を対象として今後の意向を幅広く聴取する目的で、平成 26 年 4 月 17 日から 4 月下旬まで実施し、課長職職員を含む 3 名体制で訪問調査を行った。課長職職員が直接訪問することで、被災者から一担当者では聞き出せない様々な意向や思いを引き出すことができ、非常に効果的であった。当時は支援の方向性や復興の方向性などがまだ決まっていない時期であったため、支援制度に関する意見や今後の再建意向に関する意見があった一方で、まだ先のことは考えられないといった意見も寄せられた。

○復興町民会議の開催

- ・ 町民からの意向把握を重視するという町の方針もあり、平成 26 年 4 月 22 日に「第 1 回大島町復興町民会議」を開催し、その後全 7 回開催した。参加者は町民から 25 名を公募で選出し、各種団体、関係機関の代表者等 25 名をあわせ、合計 50 名体制で実施した。
- ・ より時間を掛けて、具体的な話し合いをすることを企図して、復興町民会議全体会の下に「産業・観光復興支援分科会」「防災まちづくり分科会」「元町地区復興まちづくり分科会」の 3 つの分科会を設置し、詳細かつ具体的な検討を行った。
- ・ 復興町民会議での検討結果は、策定委員会に報告することで、復興計画の策定に反映していったが、参加人数が多かったことや、被災者と被災者でない町民の両方が参加していたことから復興に対する温度差があったことから、取りまとめが難しい場面も発生した。

表 大島町復興町民会議の開催概要

回	開催日時	検討事項	出席者数
第 1 回	平成 26 年 4 月 22 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大島町復興計画策定に向けての今後の進め方について ・ 委員長の選出 ・ 副委員長の氏名 ・ 大島町復興町民会議の進め方について ・ 分科会の設置について ・ その他 	43 名
第 2 回	平成 26 年 5 月 8 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分科会の設置について ・ 策定委員との懇談会 	41 名
第 3 回	平成 26 年 6 月 27 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分科会報告 ・ 復興計画骨子について 	36 名
第 4 回	平成 26 年 7 月 24 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大島町復興計画素案について ・ 今後のスケジュールについて 	38 名
第 5 回	平成 26 年 8 月 12 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大島町復興計画素案について ・ 今後のスケジュールについて 	35 名
第 6 回	平成 26 年 9 月 3 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大島町復興計画案について ・ その他 	31 名
第 7 回	平成 26 年 9 月 10 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大島町復興計画案について（分科会報告） ・ その他 	37 名

※分科会は各分科会毎に 8 回程度実施

（出典）大島町復興町民会議「大島町復興町民会議 検討の記録」（平成 26 年 9 月）

○説明会の開催・パブリックコメントの実施

- ・復興計画の策定にあたっては、平成 26 年 8 月に素案に関する住民説明会を開催したほか、平成 26 年 9 月 1 日から 8 日の間でパブリックコメントを実施した。

(6) 生活再建に関する相談対応

【20130107】被災者生活支援連絡会の設置（大島町）

- ・町では、被災者に関する様々な情報を共有し、的確な生活・復興支援を行うため、大島社会福祉協議会が事務局となり、大島町役場の福祉けんこう課けんこう係、子ども家庭支援センター、土砂災害復興推進室、東京都大島支庁総務課福祉係、東京都島しょ保健所大島出張所、大島町民生児童委員協議会、大島社会福祉協議会生活支援相談員を構成メンバーとした「被災者生活支援連絡会」を設置し、定期的に会議を開催している。
- ・被災者生活支援連絡会では、被災者毎にエクセルを用いたデータベースを作成し、いつどの組織が訪問したか、現在の状況がどうなっているか等を把握できるようにした上で、個別に協議し、対応が必要な状況が発生していると判断される場合には、その状況に最も適切な機関が対応することとしている。
- ・平成 25 年 11 月頃から、島しょ保健所と町の福祉けんこう課の保健師等が被災者の健康管理、心のケアの観点から定期的な訪問を行っていた。しかし土砂災害復興推進室による被災者訪問調査など、様々な部署で情報収集を行っていたことから、それぞれの情報を集約・共有する目的から開始したものである。当初は福祉けんこう課が事務局を行っていたものであるが、平成 27 年度から社会福祉協議会に移行した。今後は災害対応ではなく通常業務の中で、同様の取組が継続できるようにする予定である。

(7) 恒久住宅の確保

【20130108】住宅再建費用に関する独自支援（大島町）

- ・町では義援金を原資として独自の生活再建支援策を展開しており、その 1 つとして、被災者生活再建支援金に加えて、住宅再建のための必要な経費を支援する「大島町住宅再建支援補助金」制度を構築した。
- ・同制度は、半壊以上の世帯を対象として、建設・購入の場合は上限 300 万円、補修の場合は上限 100 万円として、必要な費用の全額を町で負担するものである。

大島町住宅再建支援補助金 平成 25 年 10 月 16 日～平成 29 年 11 月 15 日	
事業概要	被災者生活再建支援金（加算支援金）に加えて、町事業として、住宅再建（補修、建設・購入）のために必要な経費を支援する。
支援対象・支援内容	<p>対象：台風 26 号土砂災害によって被災した住宅を補修又は建設・購入する者であり、次のすべてに該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災した住宅が居住する住宅であった場合（非住家は含まない） ・現に被災した住宅に住んでいた者 ・り災証明が半壊以上 ・持ち家、借家は問わない <p>支援内容：(1) 建設・購入：実費額の 10 分の 10 とする（上限額 300 万円） (2) 補修：実費額の 10 分の 10 とする（上限額 100 万円）</p>
支援実績等	26 年度実績…7 件（購入 3 件、建築 2 件、修繕 2 件） 27 年度実績…12 件（購入 3 件、建築 6 件、修繕 3 件） 28 年度実績（平成 29 年 2 月 1 日現在）…11 件（購入 1 件、建築 8 件、修繕 2 件）

図 大島町住宅再建支援補助金の概要

（出典）大島町「平成 25 年伊豆大島土砂災害記録誌」（平成 29 年 3 月）

(8) 土砂災害対策

【20130109】土砂災害対策の見直し（東京都）

- ・ 伊豆大島では、平成元年度に策定された「大島総合溶岩流対策基本計画」に基づき整備が進められてきたが、平成 25 年台風 26 号による土砂災害では施設整備率の比較的高い元町地区で甚大な被害が生じていることから、今回の土砂災害を踏まえた見直しを図り、対策案を新たに検討する必要がある。
- ・ このため、東京都では伊豆大島土砂災害対策検討委員会を設置し、平成 25 年台風 26 号に伴う土砂災害の発生メカニズムを分析した上で、伊豆大島における土砂災害対策の基本方針及び元町地区における土砂災害対策の基本計画について検討を行った。

日付	検討委員会	検討項目
平成 25 年 1 月 29 日 13:30-16:00	第 1 回検討委員会	<ul style="list-style-type: none">➤ 背景および本委員会の目的➤ 土砂災害の発生状況<ul style="list-style-type: none">・ 自然条件・ 土砂生産状況・ 土砂・流木の流下、堆積状況
平成 25 年 1 月 25 日 13:30-16:00	第 2 回検討委員会	<ul style="list-style-type: none">➤ 火山砂防計画の基本方針<ul style="list-style-type: none">・ 現行砂防計画・ 火山砂防計画の方向性・ 基本方針の検討
平成 26 年 2 月 20 日 9:30-12:00	第 3 回検討委員会	<ul style="list-style-type: none">➤ 大金沢における今後の土砂災害対策（案）<ul style="list-style-type: none">・ 今後の土砂災害対策の概要・ ハード対策（案）・ ソフト対策（案）
平成 26 年 3 月 11 日 13:30-16:00	第 4 回検討委員会	<ul style="list-style-type: none">➤ 検討委員会報告書のとりまとめ

図 伊豆大島土砂災害対策検討委員会の開催記録

(出典) 伊豆大島土砂災害対策検討委員会「伊豆大島土砂災害対策検討委員会報告書」(平成 26 年 3 月)

(9) 災害記憶の継承

【20130110】第三者調査委員会による検証の実施（大島町）

①検証実施の背景

- ・ 町をはじめとした関係機関の対応や事前の防災対策のうちソフト面に関する内容について、第三者による客観的な視点から事実を明らかにし、教訓を導き出すことを目的として実施した。

②検証の対象

- ・ 土石流発生のメカニズムや砂防施設などハード対策の課題については対象とせず、ソフト面の取組を対象とした。また、発災後の救助・捜索活動に関しても、命を救うことができた可能性のある時期を中心に検討するため、発災当日の活動のみを検証の対象とした。

③検証体制・検証方法

- ・ 検証にあたっては、5名の有識者から構成される「平成 25 年伊豆大島土砂災害第三者調査委員会」を設置し、準備会を含め計 6 回の委員会を開催した。
- ・ 検証にあたって、消防本部や東京電力、東京都、気象庁等の関係機関から情報提供を受けた。また、大島町職員やその他関係機関職員、地域住民、消防団員等を対象とした計 25 回のインタビュー調査や大島町全世帯を対象としたアンケート調査を実施した。

	日 時	主な内容
準備会	平成27年10月3日(土) 10:00~13:15	<ul style="list-style-type: none"> 委員会について(設置要綱確認) 委員会における情報取扱いについて 調査の範囲・調査内容等について
第1回	平成27年10月17日(土) 10:30~14:40	<ul style="list-style-type: none"> 現地視察 公開文献等で得られた情報について 今後の調査内容・調査方法について
第2回	平成27年11月21日(土) 10:43~14:40	<ul style="list-style-type: none"> これまでの情報収集で得られた事実等について 大島町民アンケート調査結果(暫定速報版) 大島町職員アンケートについて
第3回	平成27年12月25日(金) 13:00~17:30	<ul style="list-style-type: none"> これまでの情報収集で得られた事実等について 今後の進め方について
第4回	平成28年1月20日(水) 10:00~12:30	<ul style="list-style-type: none"> これまでの情報収集で得られた事実等について 分析の方向性について
第5回	平成28年2月29日(月) 13:00~17:15	<ul style="list-style-type: none"> 報告書案について

図 平成25年伊豆大島土砂災害第三者調査委員会の開催概要

(出典) 平成25年伊豆大島土砂災害第三者調査委員会「平成25年伊豆大島土砂災害第三者調査委員会報告書」(平成28年3月)

④結果の公表

- 調査結果について報告書として取りまとめたほか、2回の報告会を開催した。

	第1回(島内開催)	第2回(島外開催)
日 時	平成28年3月15日(火) 18時~	平成28年3月26日(土) 13時30分~
場 所	大島町開発総合センター1階大会議室	島嶼会館2階会議室
対 象	遺族・行方不明者家族、大島町民	遺族

図 平成25年伊豆大島土砂災害第三者調査委員会の検討結果報告会の開催状況

(出典) 平成25年伊豆大島土砂災害第三者調査委員会「平成25年伊豆大島土砂災害第三者調査委員会報告書」(平成28年3月)

(10) 中小企業の再建支援

【20130111】独自補助制度の創設(大島町)

- 東京都は直接被害を受けた中小企業に対する様々な資金融資制度を設けたが、被災企業の再建をより一層推進するためには補助の形での支援が必要との判断から、平成26年12月11日から町が新たに設けた土砂災害復興基金を原資として、店舗等を新築・購入又は修繕する中小企業を対象とした町独自の支援制度である「中小企業再建支援補助」事業を開始した。

中小企業再建支援補助(対象期間:平成25年10月16日~平成29年3月31日)	
事業概要	被害を受けた中小企業の事業再建のため必要な施設・設備の購入や修繕等に要する経費を補助する。
支援内容	(1) 店舗等新築・購入の場合:100万円を超える額の2分の1、上限額300万円 (2) 店舗等修繕の場合:10万円を超える額の2分の1、上限額100万円
支援実績等	26年度実績:20件(新築・購入6件、修繕14件) 27年度実績:49件(新築・購入15件、修繕34件) 28年度実績(平成29年1月31日現在):6件(新築・購入4件、修繕2件)

図 中小企業再建補助事業の概要

(出典) 大島町「平成25年伊豆大島土砂災害記録誌」(平成29年3月)

事例コード | 201401

2014年（平成26年）2月14～16日大雪による災害

4. 災害の概要

(1) 被害の概要

①大雪の発生状況

平成26年2月13日に発生した低気圧は発達しながら本州の南岸を北東へ進み、西日本から北日本にかけての太平洋側を中心に広い範囲で雪が降った。特に、14日夜から15日にかけて、低気圧の接近・通過と上空の寒気の影響により、関東甲信地方や東北地方の一部では記録的な大雪となった。

14日から19日までの最深積雪は山梨県甲府市甲府で114cm、埼玉県熊谷市熊谷で62cmとなるなど、統計期間が10年以上の観測地点のうち、北日本と関東甲信地方の18地点で観測史上1位を更新した。雪から雨に次第に変わっていったため、湿った重い雪となったことが特徴として指摘された。

このような状況のもと、埼玉県内について、気象庁は2月14日（金）9時22分に埼玉県全域に大雪注意報および着雪注意報を発表した。そして、同日15時09分に秩父地方を対象に大雪警報が、18時10分に埼玉県南中部、南東部、南西部、北東部、北西部を対象に大雪警報が発表された。

なお、関東甲信地方では1週間前の2月8日から9日にかけても大雪となっており、2週連続での大雪となった。

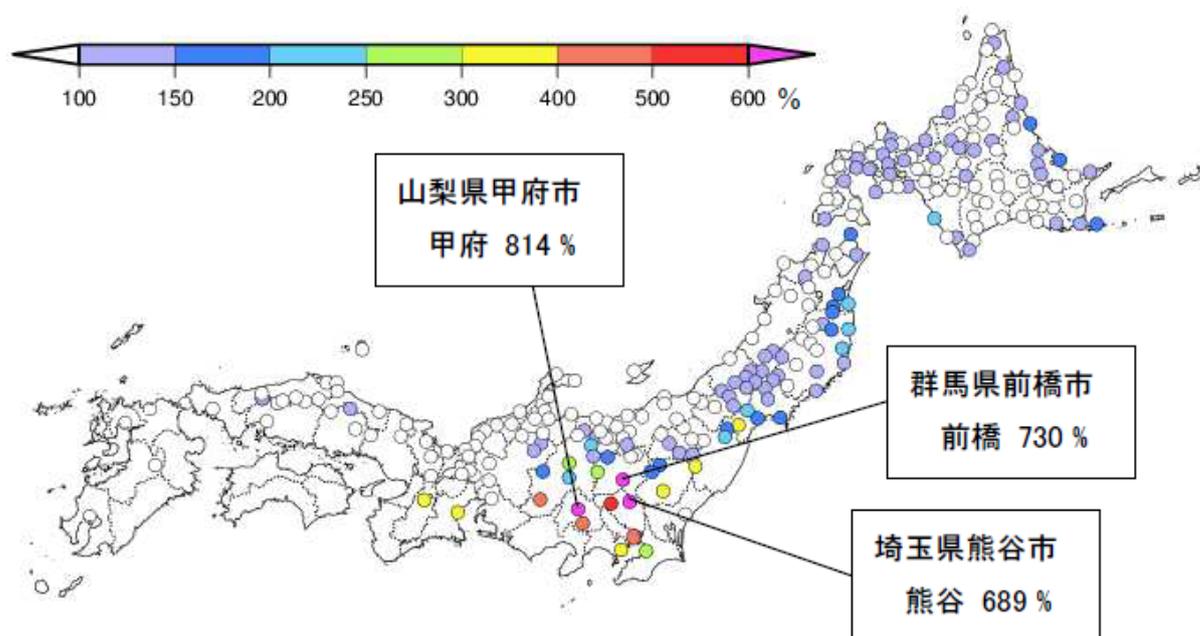


図 期間最深積雪と年最深積雪の年平均値との比較分布図

(出典) 気象庁「災害時気象速報 発達した低気圧による2月13日から2月19日の大雪、暴風雪等」(平成26年3月31日)

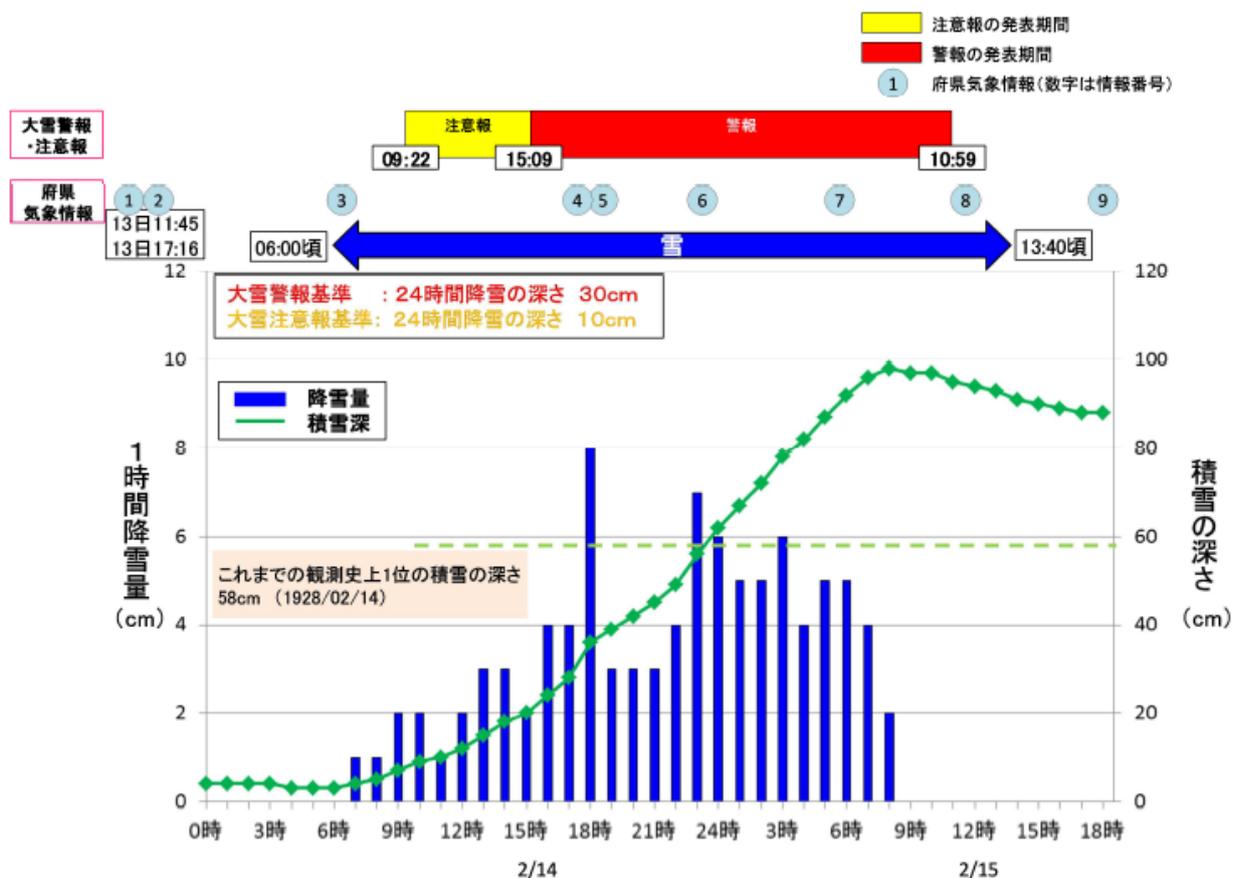


図 降雪量時系列グラフ（埼玉県秩父市秩父）

（出典）気象庁「災害時気象速報 発達した低気圧による2月13日から2月19日の大雪、暴風雪等」（平成26年3月31日）

②避難状況

全国では、岩手県遠野市、埼玉県秩父市、山梨県富士川町、道志村、西桂町で避難勧告が発令され、最大で10世帯、約18人が対象となった。

表 避難勧告等の発令地域

都道府県名	市区町村名	避難指示				避難勧告			
		対象世帯数	対象人数	指示日時	解除日時	対象世帯数	対象人数	勧告日時	解除日時
岩手県	遠野市					1	1	2月15日 20時45分	2月16日 14時00分
埼玉県	秩父市					1	2	2月17日 11時45分	2月27日 13時00分
山梨県	富士川町	4	9	2月21日 9時50分	2月21日 17時00分	4	9	2月21日 17時00分	2月23日 12時00分
	道志村					1	1	2月23日 11時00分	
	西桂町	3	7	2月17日 10時30分	2月23日 15時00分	1	1	2月23日 15時00分	3月6日 10時00分
						1	2	2月24日 15時00分	
						1	2	2月17日 10時30分	2月23日 15時00分
小計		7	16					8	15
合計		7	16					10	18

（出典）内閣府「平成26年（2014年）豪雪について」（平成26年3月6日）

③被害状況

平成26年2月14日から16日かけての大雪等の被害は、北海道から宮崎県まで全国広範囲に渡り、死者26名、負傷者701名の人的被害をもたらした。建物（住家）被害は、全壊棟数は16棟、半壊棟数は46棟、一部破壊は585棟に及んだ。

また、農作物等の損傷や家畜の斃死、ビニールハウスの損壊など農業関係の被害が甚大となっており、埼玉県では農業関係の被害額が229億円に達した。

表 2月14～16日の大雪等による被害状況（平成26年3月6日現在）

区分	細分	
人的被害（人）	死者	26
	負傷者（重傷）	118
	負傷者（軽傷）	583
住家被害（棟）	全壊	16
	半壊	46
	一部損壊	585
	床上浸水	2
	床下浸水	30
非住家被害（棟）	公共建物	40
	その他	348

（出典）内閣府「平成26年豪雪について－2月14日から16日の大雪等の被害状況等について（26報）－」（平成26年3月6日）より作成

表 2月14～16日の大雪等による埼玉県被害状況（平成26年3月6日現在）

区分	細分	推定被害額
人的被害（人）	死者	3
	負傷者（重傷）	12
	負傷者（軽傷）	99
住家被害（棟）	全壊	0
	半壊	1
	一部損壊	19
	床上浸水	0
	床下浸水	0
非住家被害（棟）	公共建物	3
	その他	45
農業被害		229（億円）

（出典）内閣府「平成26年豪雪について－2月14日から16日の大雪等の被害状況等について（26報）－」（平成26年3月6日）、埼玉県大雪庁内検証委員会「平成26年2月14日からの降雪に係る大雪庁内検証委員会報告書」より作成

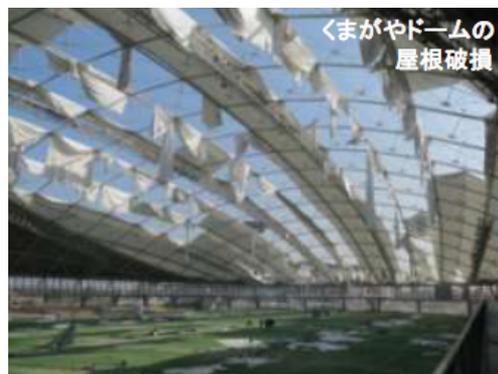


図 埼玉県における被害状況写真

（出典）埼玉県大雪庁内検証委員会「平成26年2月14日からの降雪に係る大雪庁内検証委員会報告書」

(2) 災害後の主な経過

2月14日朝からの降雪で9時22分に埼玉県内に大雪注意報が発表されたことを受け、埼玉県庁では待機体制を施行し、情報収集・初動対応を実施した。また、本庄市では災害対策初期活動本部が設置された。

同日18時10分に、埼玉県内のほぼ全域に大雪警報が発表されたことを受け、翌日2月15日に、埼玉県は、大雪被害対策体制を施行するとともに、本庄市においても非常体制1号配備に移行する等、応急対策を強化するための体制が強化された。

2月17日には道路の交通止め等で孤立集落が発生したことを受け、埼玉県から自衛隊の派遣が要請された。また、本庄市では災害対策本部が設置されるとともに、市長自ら市民に対し、防災無線による除雪の呼びかけが行われた。

埼玉県は、2月17日、埼玉県秩父地域等の市町村について、災害救助法の適用を決定した。また、国は、同18日に豪雪非常災害対策本部を設置するとともに、現地災害対策室を埼玉県、長野県、群馬県に設置した。

表 災害後の主な経過（本庄市・埼玉県・政府の取組状況）

年	月日	埼玉県・本庄市の対応	政府の対応
平成 26年	2月14日	9:22 埼玉県内全域に大雪注意報発令	
		9:22 埼玉県危機管理防災部及び県土整備部が待機体制を施行	
		本庄市は災害対策初期活動本部を設置	
		18:10 埼玉県内に大雪警報発令	
	2月15日	8:00 埼玉県危機管理防災部、県土整備部及び県警察本部が大雪被害対策体制を施行	
		10:59 埼玉県内全域の大雪警報解除	
		11:00 埼玉県農林部が農業被害情報の収集を開始 本庄市は初期活動本部から非常体制1号配備に移行	
	2月17日		災害救助法を埼玉県（秩父市、飯能市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、神川町）に適用
		18:30 埼玉県から自衛隊へ災害派遣要請	
		本庄市は災害対策本部を設置 本庄市長が防災無線で市民に除雪を呼びかけを実施	
2月18日	本庄市は除雪等対策本部を設置	10:30 豪雪非常災害対策本部に格上げ設置	
		18:00 政府現地災害対策室（埼玉県庁内）を設置	
2月23日	12:00 自衛隊へ撤収要請		
2月27日	15:00 孤立集落孤立解消		
3月6日		16:00 政府現地対策室（埼玉県）を閉鎖	

出典) 内閣府「平成26年豪雪について－2月14日から16日の大雪等の被害状況等について（26報）－」（平成26年3月6日）、埼玉県大雪庁内検証委員会「平成26年2月14日からの降雪に係る大雪庁内検証委員会報告書」、埼玉県「埼玉県における災害対応体制」、本庄市資料より作成

5. 災害復興施策事例の索引表

201401	緊急 対応期	応急復旧期 (避難期)			本格復旧、 復興準備・始動期		本格 復興期
1. 復興への条件整備 1.1 復興に関連する応急処置							
施策 1: 被災状況等の把握							
施策 2: がれき等の処理							
1.2 計画的復興への条件整備							
施策 1: 復興体制の整備							
施策 2: 復興計画の作成							
施策 3: 広報・相談対応の実施							
施策 4: 金融・財政面の措置							
2. 分野別復興施策 2.1 すまいと暮らしの再建							
施策 1: 緊急の住宅確保							
施策 2: 恒久住宅の供給・再建							
施策 3: 雇用の維持・確保							
施策 4: 被災者への経済的支援							
施策 5: 公的サービス等の回復							
2.2 安全な地域づくり							
施策 1: 公共施設等の災害復旧							
施策 2: 安全な市街地・ 公共施設整備							
施策 3: 都市基盤施設の復興							
施策 4: 文化の再生							
2.3 産業・経済復興							
施策 1: 情報収集・提供・相談							
施策 2: 中小企業の再建							
施策 3: 農林漁業の再建							

6. 災害復興施策事例

【20140101】被災証明書の発行（本庄市）

- 平成 26 年 2 月 14 日からの大雪による被害では、大地震や台風による被害と異なり、家屋の全壊や大規模半壊はほとんど見られず、カーポートや雨どいの破損、屋根瓦の落下等が大半を占めたことから、これらについては、発行までに時間を要する「罹災証明書」ではなく、写真等の提出に基づき被災の認定を行う「被災証明書」を市民課で発行することとした。
- 他方、住家被害については、申請を受けて被害認定調査を実施し被害程度に応じて発行する罹災証明書を発行した。
- 被災証明書の発行にあたっては、防災無線、広報誌およびホームページにより被災状況を写真撮影しておくことを周知徹底し、申請時に被災状況を撮影した写真を添付してもらうこととした。発行にあたっては、写真確認による認定作業を経て、被災証明を発行し、迅速な対応に努めた。
- 3 月 31 日を申請期限としたが、その後も引き続き申請が出てきており、時間が経つにつれて、当時の被災であるかどうかを確認する作業が課題となっている。

表 被災証明書・罹災証明書の申請方法と目的

家財破損=被災証明書	家屋破損=罹災証明書
【申請者】 市内に物件を有する個人および法人 【必要書類】 被害の全体がわかる写真3枚程度、運転免許証等本人確認ができるもの 【費用】 無料	
【目的】 カーポートやテレビアンテナ等の家財が破損し、保険の請求等をする場合 【発行手順】 申請→認定作業（書類）→発行	【目的】 家屋等、固定資産が破損した場合 【発行手順】 申請→認定作業（現地調査）→発行

（出典）本庄市「広報ほんじょう 2014No.98」より作成

No. _____

被災証明申請書

平成 年 月 日

(あて先) 本庄市長

(申請者) 住 所 _____

氏 名 _____ 印

電話番号 _____

下記のとおり、被災証明を申請します。

記	
被災年月日	平成 年 月 日
被災場所	本庄市
被災原因	<input type="checkbox"/> 震災 <input type="checkbox"/> 大雪 <input type="checkbox"/> 風害 <input type="checkbox"/> その他 (平成 26 年 2 月 14 日から同 15 日の大雪)
被災物件	
申請者と被災物件の関係	<input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 管理者 <input type="checkbox"/> 使用者
被災種別	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 一部破損 <input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床下浸水 <input type="checkbox"/> その他 ()
証明書の使用目的	<input type="checkbox"/> 保険の請求 <input type="checkbox"/> 融資の申込 <input type="checkbox"/> その他 ()
添付書類	<input type="checkbox"/> 被害状況写真 (全体の状況がわかるもの) <input type="checkbox"/> その他 ()
備考	

上記のとおり相違ないことを証明します。
平成 年 月 日

本庄市長 吉田 信解

様式第1号

罹災証明交付申請書

平成 年 月 日

(あて先) 本庄市長

(申請者) 住 所 _____

氏 名 _____ 印

電話番号 _____

下記のとおり、罹災証明の交付を申請します。

記

世帯主氏名	_____ 印		
	年 月 日	生 歳	職 業 ()
罹災場所			
罹災原因	平成26年2月14日から平成26年2月15日にかけての大雪のため		
罹災年月日	平成 年 月 日		
罹災状況(該当するものに○をつけること)	住家()・非住家() 全壊・半壊・一部損壊 () 床上浸水・床下浸水・その他 ()		
世帯構成	氏 名	続柄	年令

図 被災証明書及び罹災証明書の交付申請書

（出典）本庄市「被災証明申請書」「罹災証明交付申請書」

【20140102】復旧・復興体制の構築（本庄市）

- ・ 大雪による被害状況の把握を適切に行うとともに、関係機関への連絡・調整、応急措置・復旧対応等を初期期から迅速に行うため、本庄市では、災害発生からの経過期間にあわせて段階的に体制構築を行い、対応にあたった。
- ・ 当初設置された、災害対策初期活動本部は、大雪に対する初期対応および除雪等対策本部の事後処理を行うため、災害に直接関係する関係課から 35 名の職員を構成員として設置された。
- ・ 15 日大雪警報が解除されたが、道路の除雪作業や市民の問合せに対応するため、非常体制 1 号を配備した。さらに、17 日には多数の農業関連施設の倒壊、住宅や事業所建物等の破損など被害が大きかったことから、市長、副市長、教育長及び部局長に加えて市議会議長や一部事務組合の消防長等も加わる災害対策本部が設置された。
- ・ 18 日からは主に道路の除雪や災害時要援護者の対応や孤立集落の解消等の対応を行うため、通常の災害対策本部の規模（市長、副市長、教育長及び部局長）となる除雪等対策本部が設置された。あわせて、職員による除雪隊が編成され、除雪作業の実施にあたった。
- ・ 24 日の除雪等対策本部が解散された後は、災害対策初期活動本部が再度設置され、事後処理にあたった。

表 大雪に関する復旧体制（本庄市）

体制名	職員数	設置期間	主な目的・取組内容
災害対策初期活動本部	35 名	2月 14 日～15 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大雪に対する初期対応を図るため設置。 ・ 情報収集を行い、被害の有無を確認し、状況によって 1 号配備に移行する体制。 ・ 災害等に早急に対処するため、初期活動関係課（農政課、建設課、下水道課、総務課、市民福祉課、環境産業課、危機管理課）の職員で構成。
非常体制 1 号配備	82 名	2月 15 日～17 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路の除雪に多くの時間を要すること、殺到する市民からの問合せに対応するため設置。 ・ 基本的には初期活動本部の対応を継続し、情報収集および連絡活動を主に実施。 ・ 必要に応じて、応急措置などを実施し、状況によって 2 号配備に移行する体制。 ・ 初期活動本部の職員と部課長、関係課の一部職員から構成。
非常体制 3 号配備及び災害対策本部	263 名	2月 17 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市の全組織を持って対処する体制。通常の災害対策本部（市長、副市長、教育長および部局長から構成）に市議会議長、一部事務組合の消防長と事務局長（清掃センター）が参加。 ・ 多数の農業用ハウスやカーポートの倒壊、住宅や事業所建物の破損などの被害状況の把握、雪による多数の道路通行不能箇所の啓開、災害時要援護者の見回り等について、市役所内の全組織で対応。
除雪等対策本部	14 名	2月 18 日～24 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通常の災害対策本部（市長、副市長、教育長および部局長）職員で構成。 ・ 市内の道路の除雪、災害時要援護者の対応、孤立集落の解消、農業施設等の被害状況調査などを行うとともに、学校や公民館事業の再開、罹災証明の発行など、復旧について協議・調整。 ・ 職員による除雪隊（234 名）を編成し、主に通学路の除雪を実施。また、要請があった際には災害時要援護者宅の除雪も対応。
災害対策初期活動本部	35 名	2月 24 日～27 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 除雪等対策本部の事後処理を行うため設置。 ・ 取組内容や構成については、2 月 14 日～15 日設置の内容と同様。

（出典）本庄市資料より作成

【20140103】復旧・復興体制の構築（埼玉県）

○市町村情報連絡員の配置による市町村支援体制の構築

- ・埼玉県では、災害発生の初動期に被災市町村自らが被害状況を調査し県へ報告することの負担を鑑み、市町村情報連絡員を配置することとしている。
- ・市町村情報連絡員は、市町村役場の近隣に居住する県職員について、事前に1市町村あたり3名程度を割り当てておき、災害時には担当職員が自主的に担当となっている市町村に参集し、各々独自に被害状況や市町村の状況を把握し、県に情報を集約させるもので、年に1回非常参集訓練等を行うなど、実効性を高める工夫もなされてきた。
- ・大雪災害時には、訓練等を通じ、市町村職員と連絡員（県職員）とが旧知の関係を構築できていたことから、円滑な情報収集・県への集約が実現できた。

表 市町村情報連絡員の概要

項目	概要
役割	<ul style="list-style-type: none"> ・初動時における市町村の状況把握 ・被害状況等の情報収集 ・支援内容の調整
参集基準	（勤務時間外に） <ul style="list-style-type: none"> ・県内に震度6弱以上の地震が発生 ・「東海地震予知情報」が発表 ・相当規模の風水害等が発生若しくは発生が予想される場合
連絡員の指定	近隣に居住する職員を中心に、あらかじめ1市町村あたり3名を指定

（出典）埼玉県「埼玉県における災害対応体制」、埼玉県「平成26年6月定例会 危機管理・大規模災害対策特別委員会の概要」より作成

○群馬県・新潟県との三県防災協定に基づく受援

- ・首都直下地震等を想定した広域応援や、平時からの協力体制の構築を図るため、県では、群馬県、新潟県との三県知事会議において、平成25年1月に三県防災協定を締結した。
- ・本協定に基づき、防災担当課長による連絡会議が設置され、定期的に協定に基づく連携体制構築に係る検討が行われてきた。この検討の中で、従前から応援要請手続き等についても定めていたことから、本協定を根拠として、本県から新潟県に対し応援要請を行い、新潟県および新潟県十日町から除雪に必要な物資の提供を受け、迅速に除雪を行うことができた。
- ・県では、この経験をもとに、大雪等の対応に際し、都道府県間の広域連携体制を一層強化することとしている。

【20140104】道路の除雪作業（本庄市）

○市長からの「呼びかけ」に応じた市民や自主防災組織による自主的な除雪作業の実施

- ・大雪災害を受け、2月17日に市長自ら、防災行政無線を活用して、市民へのお見舞いと市民による自主的な除雪作業の呼びかけを行った。
- ・さらに、自主防災組織が、自治会の広報用スピーカーを用いて地域住民に対し除雪を呼び掛けた。これを受け、農業従事者が多い地域では、トラクター等で除雪が行われたほか、災害時応援協定を締結している企業・団体からは、協定内容に除雪に関する対応は明記されていないものの、除雪の協力を申し出る事業者もみられた。
- ・幹線道路の除雪は市が、生活道路の除雪は市民が実施することとし、市民に対して市ができることとできないことをはっきり伝えることで、緊急事態に直面していることが認識され、市民による自助・共助の活動が展開された。

表 除雪に関する市長からの放送内容（本庄市）

こちらは防災本庄です。市民の皆さま、本庄市長の吉田です。このたびの大雪で、被害に遭われた皆さまに、心からお見舞いを申し上げます。また、これまでの皆さまの協力に、心からお礼申し上げます。市内の除雪作業は、幹線道路を優先的に行っておりますが、歩道や生活道路まで対応することは難しく、現在、子供たちの通学路の確保をはじめ、市民生活全般に、支障が出ております。市役所も全力で取り組んでおります。ぜひ皆さまも、ご近所、団体、会社などお声かけの上、生活道路や歩道の除雪にご協力をよろしくお願いいたします。

（出典）本庄市資料

【20140105】 検証報告書の作成（埼玉県）

①検証実施の背景

- 大雪災害の対応では、関係機関と連携を図りながら災害応急対策を実施したが、情報伝達や市町村との意思疎通など、様々な分野で課題が明らかになった今回の大雪対応について検証を行うこととした。

②検証体制

- 平成 26 年 3 月 14 日に庁内関係各課により構成される「大雪庁内検証委員会」を設置した。検証委員会は、3 月 20 日から 5 月末の約 2 ヶ月間で 4 回開催され、大雪災害対応に際しての課題抽出等が主な議題として検討が行われた。

③検証項目

- 大雪災害における県の応急対応について、特に問題及び課題等が生じたと考えられる事項として、大雪庁内検証委員会では下記の項目を抽出し、検証の対象とした。

表 大雪被害の対策体制検証に係る検証項目

- | |
|--|
| ①情報収集と情報共有
②災害広報のあり方
③災害対応に係る体制
④災害対応や被災者支援
⑤道路機能の確保 |
|--|

(出典) 埼玉県大雪庁内検証委員会「平成 26 年 2 月 14 日からの降雪にかかる大雪庁内検証委員会報告書」

④検証方法

- 検証は、1. 「大雪庁内検証委員会」による課題抽出、2. 秩父郡市市町等へのヒアリング、3. 防災関係機関へのヒアリング、4. 大雪対応についての事例調査の 4 つの手法で構成され、実施された。

表 大雪被害の対策体制検証に係る検証方法

1. 大雪庁内検証委員会による課題抽出

- | |
|--|
| ①第 1 回検証委員会
・日時 平成 26 年 3 月 20 日（木） 午前 10 時 30 分～11 時 40 分
・場所 危機管理防災センター 第 2 災害対策室
・議題 平成 26 年 2 月 14 日からの大雪による被害状況と対応について
課題の洗い出しと意見交換について
今後の進め方について |
| ②第 2 回検証委員会
・日時 平成 26 年 3 月 28 日（金） 午前 10 時 30 分～11 時 30 分
・場所 危機管理防災センター 本部会議室
・議題 ヒアリング中間報告及び課題の整理 |
| ③第 3 回検証委員会
・日時 平成 26 年 4 月 18 日（金） 午後 3 時 30 分～5 時 00 分
・場所 危機管理防災センター 本部会議室
・議題 ヒアリング結果及び課題への対応の方向性の検討 |
| ④第 4 回検証委員会
・日時 平成 26 年 5 月 28 日（水） 午前 9 時 30 分～11 時 00 分
・場所 危機管理防災センター 本部会議室
・内容 検証結果とりまとめ |
| ⑤アドバイザーからの助言
・東北大学災害科学国際研究所 丸谷浩明教授（県防災会議委員）から課題への対応の方向性等について助言を受けた |

イ 秩父郡市市町等（災害救助法適用市町村）へのヒアリング
<ul style="list-style-type: none"> 消防防災課職員が訪問し、各市町における今回の大雪についての応急対応の状況等についてヒアリングを行った。 <p>■日程</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成26年3月17日（月） 長瀬町、横瀬町 18日（火） 秩父市、皆野町 27日（木） 小鹿野町 5月26日（月） 飯能市、神川町
ウ 防災関係機関へのヒアリング
<ul style="list-style-type: none"> 陸上自衛隊第32普通科連隊、熊谷地方气象台、ライフライン事業者にヒアリングを行った。 <p>■日程</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成26年3月19日（水）※ NTT東日本、東京電力、JR東日本 平成25年度第2回埼玉県防災会議 4月10日（木） 熊谷地方气象台、NTTドコモ 16日（水） 陸上自衛隊第32普通科連隊
エ 大雪対応についての事例調査
<ul style="list-style-type: none"> 今回の大雪の除雪対応に当たって除雪に関する協力を得た新潟県に対し、大雪への対応についてヒアリングを行った。

（出典）埼玉県大雪庁内検証委員会「平成26年2月14日からの降雪にかかる大雪庁内検証委員会報告書」より作成

⑤検証の流れ

- 大雪の応急対応における検証の流れとして、関係各課から課題を抽出し、市町村や関係機関へのヒアリングを実施した。その後、アドバイザー（県防災会議委員）との意見交換や参考となる事例調査（新潟県）を経て、課題の分析や対応の方向性を整理し、とりまとめを行った。その結果は、庁内各部局への照会を経て、地域防災計画へ反映された。
- 大雪庁内検証委員会は、平成26年3月から5月にかけて4回開催された。

<検証の流れ>

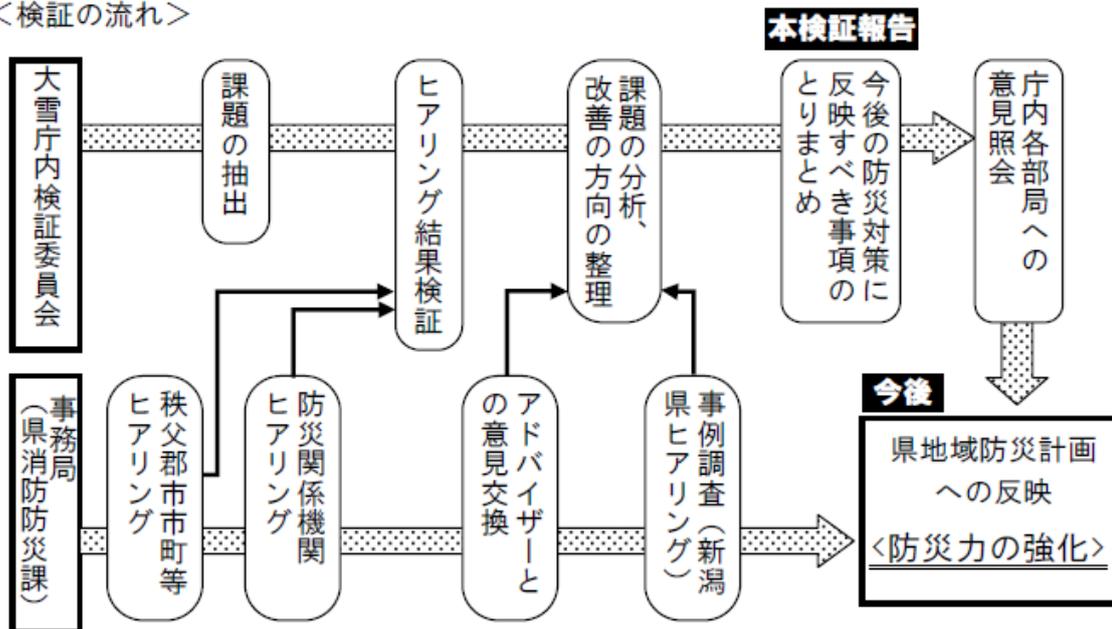


図 検証の流れ

（出典）埼玉県大雪庁内検証委員会「平成26年2月14日からの降雪にかかる大雪庁内検証委員会報告書」

表 大雪庁内検証委員会の開催状況

回	日時	議題
第1回	平成26年3月20日	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年2月14日からの大雪による被害状況と対応について 課題の洗い出しと意見交換について 今後の進め方について
第2回	平成26年3月28日	<ul style="list-style-type: none"> ヒアリング中間報告及び課題の整理
第3回	平成26年4月18日	<ul style="list-style-type: none"> ヒアリング結果及び課題への対応の方向性の検討
第4回	平成26年5月28日	<ul style="list-style-type: none"> 検証結果とりまとめ

(出典) 埼玉県大雪庁内検証委員会「平成26年2月14日からの降雪にかかる大雪庁内検証委員会報告書」より作成

⑥検証報告書の構成

- 検証結果については5つの検証項目ごとに章立てがなされ、各項目について、状況整理（大雪対応の取組内容）、問題点の検証、改善の方向性等について整理した。

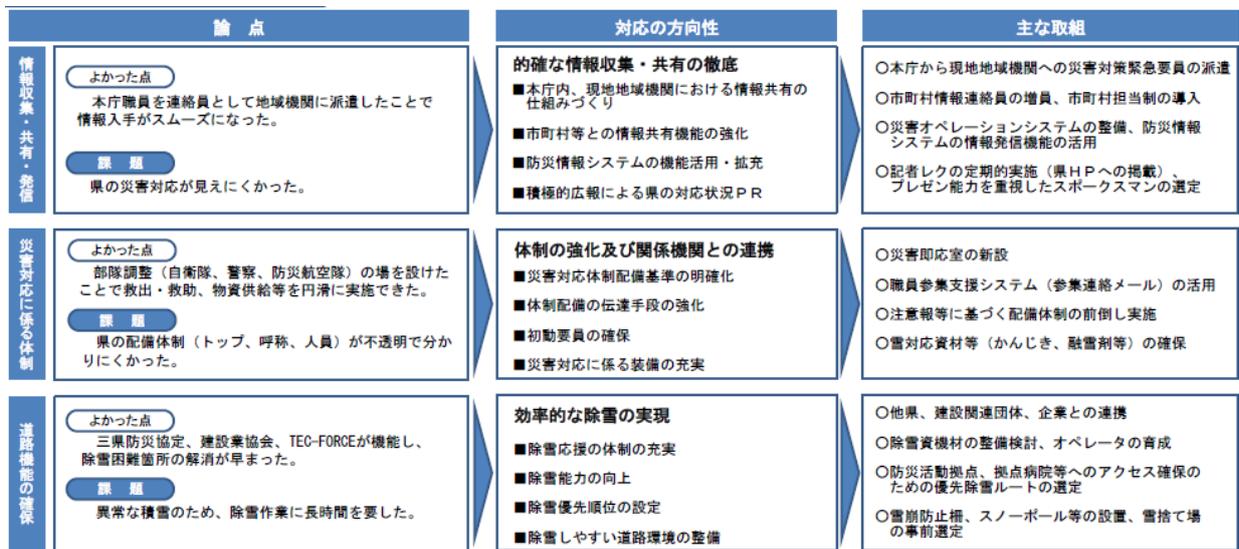


図 大雪の検証結果の主な論点と対応の方向性および主な取組

(出典) 埼玉県「大雪の検証結果と今後の対応について」

⑦検証報告書の結果に基づく地域防災計画の改正

- 大雪庁内検証委員会による検証結果を踏まえて、平成26年12月に県全体の防災力の向上を図る観点から、地域防災計画の一部について、改正を行った。
- 具体的には、県・市町村が実施すべき事項に加え、県民の役割を加え、県民、市町村、県各々が実施すべき事項を主体別に整理した。

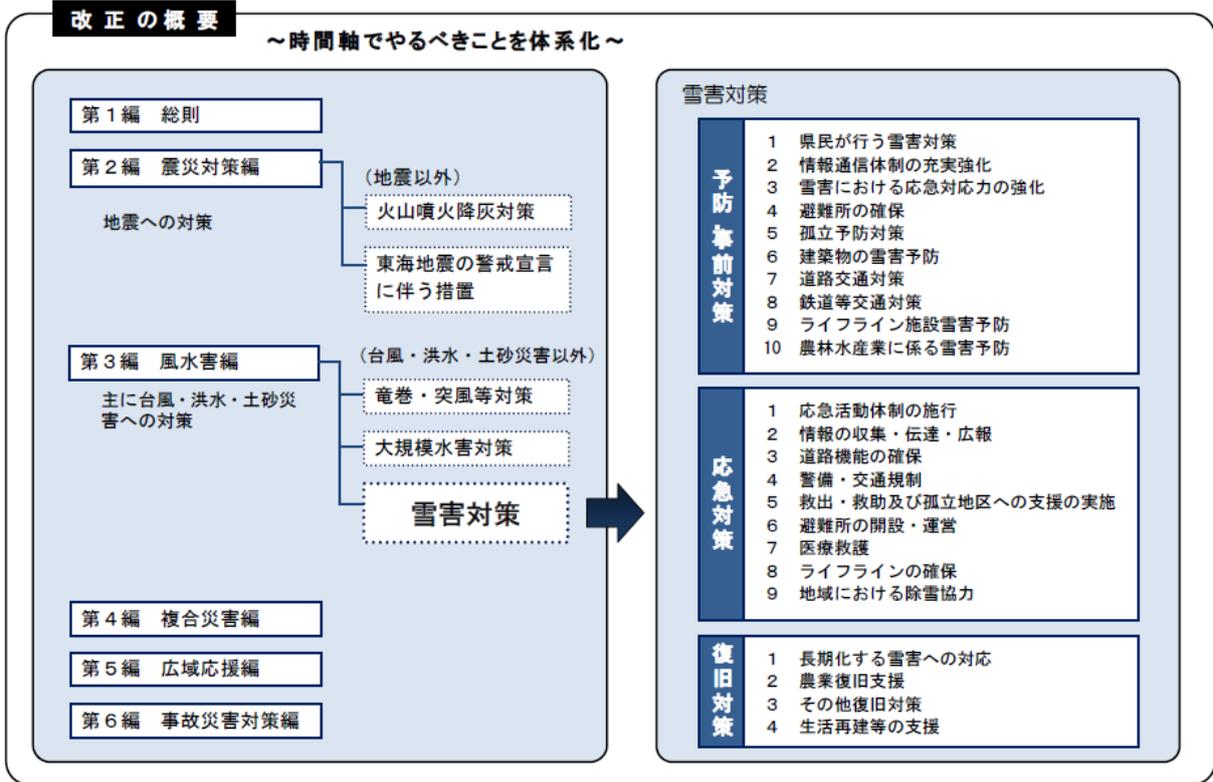


図 雪害対策に関する地域防災計画の改正の概要

(出典) 埼玉県「埼玉県地域防災計画の改正について」

【20140106】 農業者の営農継続支援（本庄市）

○農業者への資金確保支援

- ・ 市では、雪により倒壊した農業用施設等の再建の支援にあたり、農林水産省の補助事業「被災農業者向け経営体育成支援事業」を活用することとし、農業者への被災による影響や負荷を軽減させるための支援を実施した。
- ・ 本事業の活用により、386 経営体に対して助成を行い、2,179 棟の農業用鉄骨ハウス、パイプハウス、畜舎等の再建が行われた。
- ・ 本事業については、市ホームページや広報紙等で周知を行い、利用を促したり、農業者等を対象に制度に関する認知度を高めた。
- ・ 補助制度の活用にあたっての今後の課題として、申請から支払、現地確認等の事務作業の負担が非常に大きいことから、事前に対応を協議しておくことが必要である。

表 被災農業者向け経営体育成支援事業の概要

項目	概要
助成対象者	次の要件を満たした農業者 ① 平成 25 年度の大雪被害により農産物の生産に必要な施設等が被害を受けたことについて、市町村長から証明を受けていること ② 今後も営農を継続すること
対象となる事業内容	被災した施設（農産物の生産に必要なもの）の解体、廃材の運搬・処理
助成率	以下の定額助成単価に施設の面積を乗じた金額と、撤去を行うために実際に支出する（した）費用を比較し、いずれか低い額（うち国 1/2、地方公共団体 1/2） (1) 被覆材がガラスのハウス 1,200 円/㎡ (2) 被覆材がプラスチックで骨材が鉄骨のハウス 880 円/㎡ (3) 被覆材がプラスチックで骨材が鉄骨でないハウス 290 円/㎡ (4) 畜舎 4,500 円/㎡ (5) 自力撤去 110 円/㎡ (6) その他の施設 (1)～(5)に準じる (例えば、果樹棚は(3)又は(5)、農作業用施設は(4)) (7) 市町村特認単価（次のような理由で、上記助成単価を超えることがやむを得ない場合、市町村は都道府県と協議の上助成単価を決めることができますので、市町村にご相談ください（自力撤去以外）） ① 施設の設置場所が傾斜地であるために平地での撤去作業に比べて費用が増加する場合。 ② 施設が鉄筋コンクリート造りであるために撤去費用が増加する場合。 ③ 施設内の搾乳施設、給餌施設、ケージ、水耕栽培システムの撤去のために本体施設の撤去とは別に費用が増加する場合。 ④ 施設の基礎部分の解体が必要なために費用が増加する場合。 ⑤ 断熱材を使用しているために廃棄資材の処理費用が増加する場合。

（出典）農林水産省「被災農業者向け経営体育成支援事業パンフレット～大雪被害対策の実施について～」

事例コード | 201402

2014年（平成26年） 8月19日からの豪雨災害

1. 災害の概要

(1) 被害の概要

① 豪雨の発生状況

平成 26 年 7 月 31 日から 8 月 11 日にかけて、台風第 12 号及び台風第 11 号が相次いで日本列島に接近したこと、また 8 月上旬から 26 日にかけて、前線が日本付近に停滞し、日本付近への暖かく非常に湿った空気の流れ込みが継続したことにより、全国で大雨の降りやすい天候が続き、多くの地域で記録的な大雨が発生した。

広島市では、バックビルディング現象（次々と発生した積乱雲が一系列に並び集中的に雨が降り続く現象）によるものと推測される局所的な集中豪雨が 8 月 20 日未明から続き、安佐北区では 1 時間の雨量が最大 121 mm、24 時間累積で最大 287 mm と観測史上最大となり、安佐南区においても 1 時間の雨量が最大 87 mm、24 時間累積で最大 247 mm の雨量が観測された。

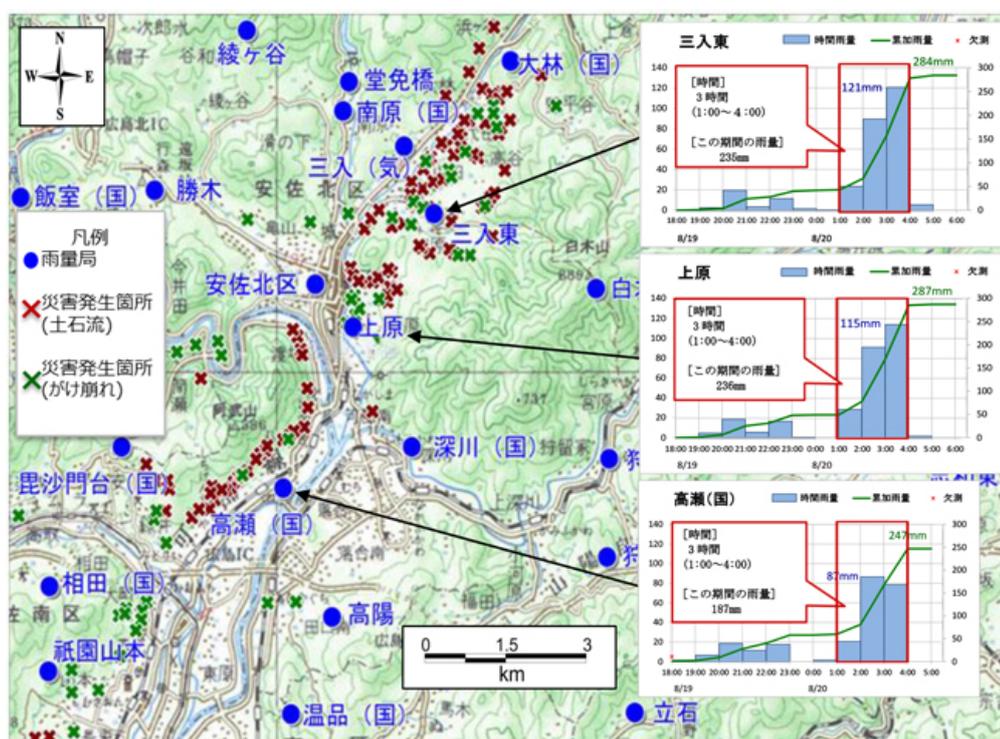


図 広島市における雨量観測局雨量データ

(出典) 広島市ウェブサイト「平成26年8月20日豪雨災害の概要」

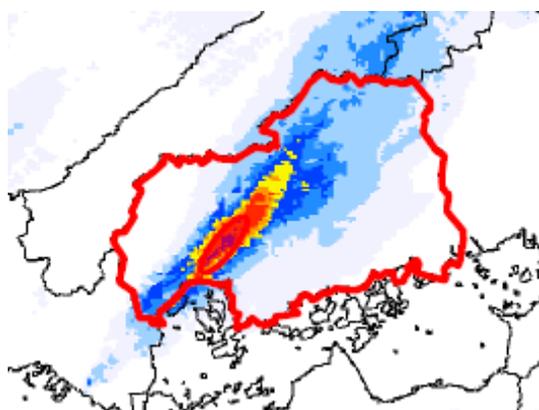


図 広島市における解析雨量画像 (8月20日午前3時)

(出典) 内閣府 (防災担当) 「平成26年8月20日に発生した広島市土砂災害の概要」 (平成26年12月)

②避難状況

広島市安佐南区、安佐北区に発令された避難勧告により、最大で68,813世帯、約16万4千人が対象となった。

表 避難勧告等の発令地域（平成26年8月20日～24日）

区	地域	対象世帯数 (世帯)	対象人数 (人)	
安佐南区	避難勧告	八木、梅林、緑井、山本、長東西、伴、伴東	23,782	58,228
	避難指示	八木三丁目、八木四丁目、八木町渡場、緑井七丁目の各一部	467	1,153
安佐北区	避難勧告	可部南、可部、三入、三入東、大林、口田東、口田、落合、深川、亀崎、真亀、倉掛、落合東、井原・志屋、亀山、亀山南	45,031	105,880
	避難指示	可部東二丁目、可部東六丁目、可部町桐原、三入四丁目	1,408	3,474
計	避難勧告		68,813	164,108
	避難指示		1,875	4,627

(出典) 広島市「復興まちづくりビジョン」(平成27年3月)

③被害状況

広島市内で土石流107箇所、がけ崩れ59箇所の計166箇所で土砂災害が発生し、死者77名(うち関連死3名)、負傷者68名の人的被害をもたらした。

建物(住家)被害は、全壊棟数は179棟、半壊棟数は217棟を含む合計4,749棟で、特に集中的に被害を受けた安佐南区山本地区から安佐北区大林地区に至る帯状の地域では、鉄道やライフラインに甚大な被害が発生した。被害額では、一般資産等・公共土木施設・公益事業等で総額415億円、林野関連で68.5億円に上る。

表 8月19日からの大雨等による広島県における被害状況(平成29年3月現在)

区分	細分	被害額	
人的被害(人)	死者	77	
	負傷者	68	
住家被害(棟)	全壊	179	
	半壊	217	
	一部破壊	189	
	床上浸水	1,084	
	床下浸水	3,080	
避難勧告・避難指示 (世帯・人)	避難勧告	68,813	
	避難指示	1,875	
	避難人数(最大)	2,354	
土砂災害(箇所)	土石流	107	
	がけ崩れ	59	
公共土木施設(件)	道路・橋梁	667	
	河川堤防	412	
ライフライン被害 (戸数・被害箇所)	電気(停電・ピーク時戸数)	7,100	
	水道(断水・ピーク時戸数)	2,662	
	下水道(被害箇所)	48	
林野関係被害 (箇所・ha)	林地荒廃(箇所)	105	6,593百万円
	治山施設(箇所)	1	50百万円
	林道施設(箇所)	50	189百万円
	森林被害(ha)	45	18百万円
	合計	156	68.5億円

(出典) 国土交通省「平成26年8月豪雨による広島県で発生した土砂災害への対応状況」(平成26年10月31日時点)、広島市ウェブサイト「平成26年8月20日豪雨災害の概要」(平成27年3月)、広島市「平成28年6月22日 災害関連死の認定について」(平成28年6月)、国土交通省「平成26年の水害被害額(確報)を公表」(平成28年3月)、林野庁「平成26年 広島県豪雨災害による林野関係被害(確定報)」(平成27年3月)等より作成



図 広島市における土砂災害の状況

(出典) 気象庁「災害時気象速報 平成26年8月豪雨」(平成26年11月17日)

④主な災害箇所(広島市)

- ・ 主な災害箇所は、安佐南区の八木・緑井地区、山本地区、安佐北区の可部東地区、三入南・桐原地区、大林地区の5地区である。

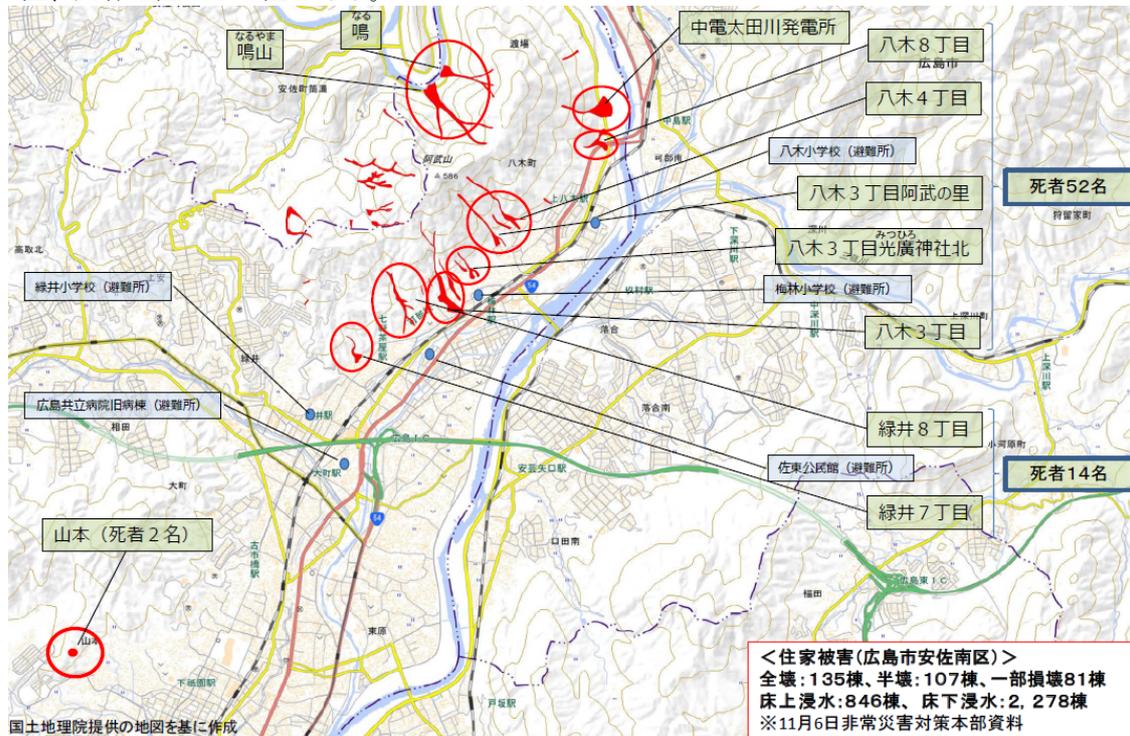


図 被災箇所(広島市安佐南区)

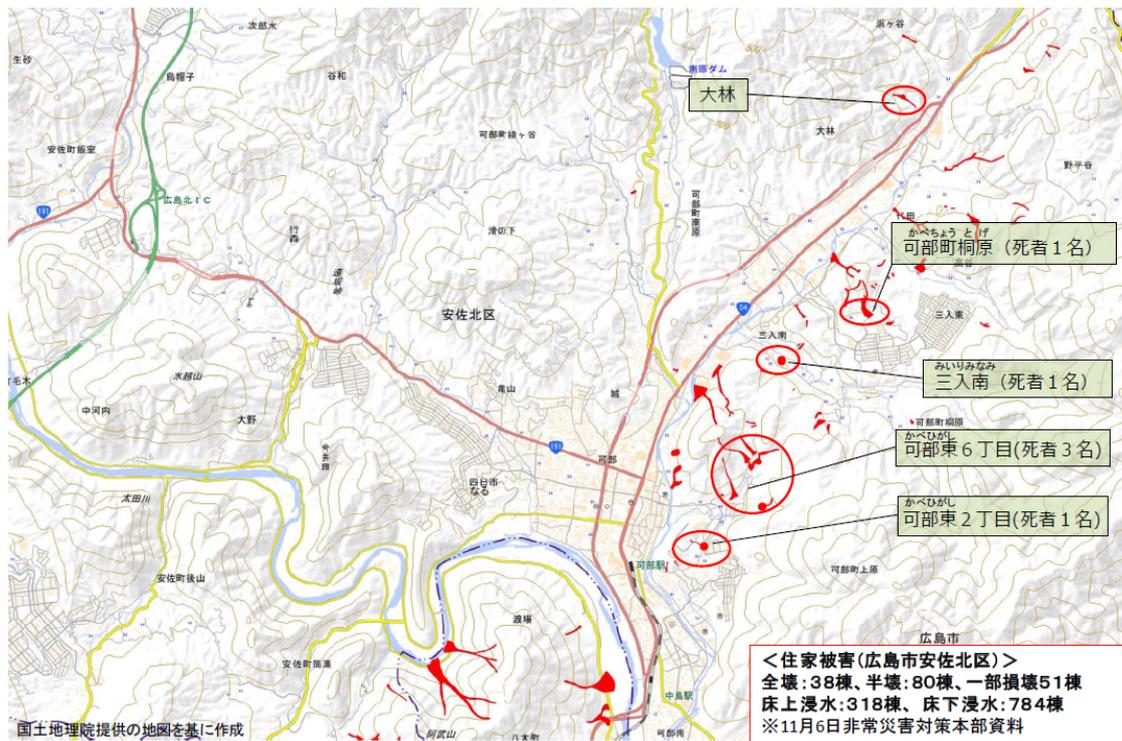


図 被災箇所（広島市安佐北区）

（出典）内閣府（防災担当）「平成26年8月20日に発生した広島市土砂災害の概要」（平成26年12月）

（2）災害後の主な経過

8月20日未明の豪雨により、土砂災害の発生を受け、広島市に災害対策本部が設置された。その後広島市安佐北区・安佐南区の一部で避難勧告が出されたことを受け、自衛隊に災害派遣要請、広域緊急援助隊の派遣指示がなされた。また、広島県は、広島市に対する災害救助法の適用を決定した。

一方、国は同日被災者生活再建支援法の適用を決定し、政府現地対策本部を設置した。なお、本災害は激甚災害として指定された。

表 災害後の主な経過（広島市・広島県・政府の取組状況）

年	月日	広島市・広島県の対応	政府の対応
平成26年	8月20日	3:00～3:30 土砂災害が発生	
		3:30 広島市災害対策本部設置	
		4:15 安佐北区の一部に避難勧告	
		4:30 安佐南区の一部に避難勧告	
		6:30 広島県知事から自衛隊に災害派遣要請	
		6:40 警察が広域緊急援助隊派遣指示 広島県が広島市に災害救助法適用	13:40 政府現地対策室設置 被災者生活再建支援法適用
	8月21日	罹災証明書交付開始	
8月22日		非常災害対策本部設置 政府現地対策本部設置	
8月31日	安佐北区全域、安佐南区山本・長東西の避難勧告解除		
9月2日	安佐南区八木・緑井地区について一部を除き避難勧告解除		
9月5日		激甚災害指定（閣議決定）	
9月11日	自衛隊災害派遣終了		

（出典）内閣府（防災担当）「平成26年8月20日に発生した広島市土砂災害の概要」（平成26年12月）

2. 災害復興施策事例の索引表

201402	緊急 対応期	応急復旧期 (避難期)			本格復旧、 復興準備・始動期	本格 復興期
1. 復興への条件整備 1.1 復興に関連する応急処置						
施策 1: 被災状況等の把握						
施策 2: がれき等の処理						
1.2 計画的復興への条件整備						
施策 1: 復興体制の整備			【20140201, p183】	(広島市)		
施策 2: 復興計画の作成					【20140202, p186】	(広島市)
施策 3: 広報・相談対応の実施					【20140203, p191】	(広島市)
施策 4: 金融・財政面の措置						
2. 分野別復興施策 2.1 すまいと暮らしの再建						
施策 1: 緊急の住宅確保						
施策 2: 恒久住宅の供給・再建					【20140204, p192】	(広島市)
施策 3: 雇用の維持・確保						
施策 4: 被災者への経済的支援						
施策 5: 公的サービス等の回復						
2.2 安全な地域づくり						
施策 1: 公共施設等の災害復旧					【20140205, p192】	(広島市)
施策 2: 安全な市街地・ 公共施設整備						
施策 3: 都市基盤施設の復興					【20140206, p193】	(広島市)
施策 4: 文化の再生					【20140207, p194】	(広島市)
2.3 産業・経済復興						
施策 1: 情報収集・提供・相談						
施策 2: 中小企業の再建						
施策 3: 農林漁業の再建						

3. 災害復興施策事例

【20140201】 復旧・復興体制の構築（広島市）

①計画検討体制

- 平成 26 年 8 月 20 日の豪雨災害で被災した地区について、まちの将来像を踏まえた「復興まちづくりビジョン（以下、「復興ビジョン」と表記）」を策定し、復興ビジョンに基づき、安全・安心なまちづくりを推進していくことを目的として、「豪雨災害復興まちづくり本部（以下、「復興まちづくり本部」と表記）」が設置された（平成 26 年 10 月 7 日）。
- 復興まちづくり本部は、市長を本部長、副市長を副本部長として、関連する 6 局長（都市整備局長、都市整備局指導担当局長、道路交通局長、下水道局長、消防局長、水道局長）および 2 区長（安佐南区長、安佐北区長）の本部員 10 名と、事務局（都市整備調整課）で構成された。

表 復興まちづくり本部構成員

本部長	市長
副本部長	副市長
本部員	都市整備局長 都市整備局指導担当局長 道路交通局長 下水道局長 安佐南区長 安佐北区長 消防局長 水道局長
事務局	都市整備局都市整備調整課（復興まちづくり担当）

（出典）広島市「平成 26 年 8 月 20 日豪雨災害復興まちづくり本部設置要綱」（平成 26 年 10 月）

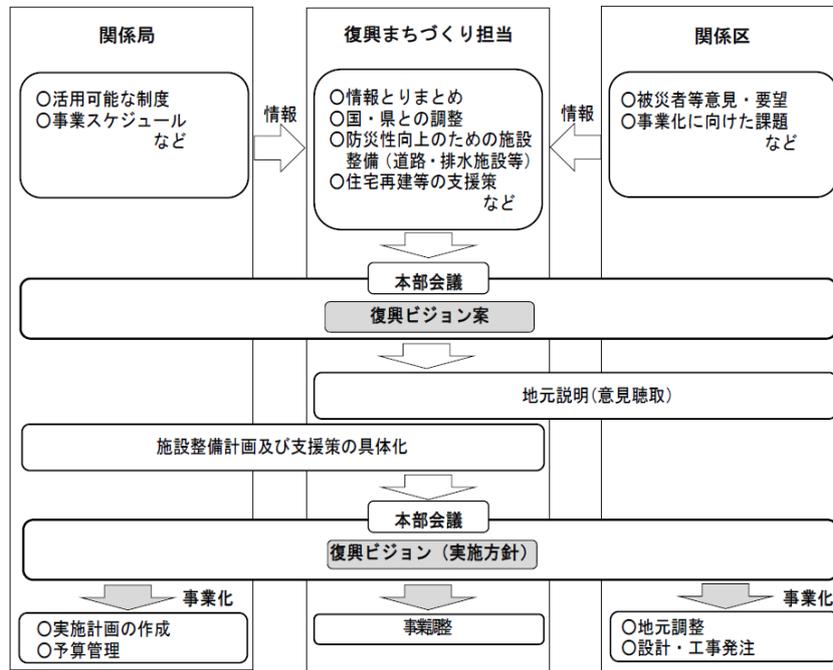


図 復興まちづくり本部の連携体制

（出典）広島市復興まちづくり本部第 1 回会議資料（平成 26 年 10 月）

(目的)

第1条 平成26年8月20日の豪雨災害で被災した地区(以下、「被災地区」という。)について、まちの将来像を踏まえた復興まちづくりビジョン(以下「ビジョン」という。)を策定し、ビジョンに基づき安全・安心なまちづくりを推進していくことを目的として、「平成26年8月20日豪雨災害復興まちづくり本部」(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) ビジョンの策定及び推進に関すること。
- (2) 被災地区の防災性向上のための道路等施設の計画及び整備に関すること。
- (3) 被災地区の住宅再建等に向けた支援に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、前条の目的達成に必要な事務に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員により組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表1に掲げる者をもって充てる。

(本部長及び副本部長の職務)

第4条 本部長は、本部会議を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、荒本副市長、西藤副市長の順序により、その職務を代理する。

(本部会議)

第5条 本部会議は、必要に応じて本部長が招集し、本部長がその議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、第3条第1項に掲げる者以外の者を本部会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(検討会議)

第6条 第2条に掲げる事項について具体的な検討を行うため、関係課長等による検討会議を開催する。

(事務局)

第7条 本部の事務局は、都市整備局都市整備調整課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年10月7日から施行する。

図 復興まちづくり本部設置要綱

(出典) 広島市「平成26年8月20日豪雨災害復興まちづくり本部設置要綱」(平成26年10月)

②事業推進体制

- ・ 復興まちづくり事業の推進体制として、都市整備局内の都市整備調整課に復興まちづくり担当を設置（平成 27 年 4 月に復興まちづくり係に改編）し、あわせて、都市整備局内に復興工事事務所が設置された（平成 28 年 4 月に部相当に組織改編）。
- ・ 役割分担として、都市整備調整課復興まちづくり担当が復興まちづくりに係る総合調整を行い、各地区の復興事業については、復興工事事務所及び各区役所が分担した。
- ・ また、国の直轄砂防事業に係る地域住民との調整支援や、土砂災害警戒区域等の指定・指定後の周知等に係る調整、急傾斜地崩落防止対策事業の推進は下水道局が行った。

表 復興まちづくり事業の推進体制

部署		内容
都市整備局	都市整備調整課復興まちづくり係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 復興まちづくりに係る総合調整に関すること。
	復興工事事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 八木・緑井地区及び可部東地区における都市計画道路（長束八木線、川の内線、可部大毛寺線及び高陽可部線に限る。）の事業計画及び建設に関すること。 ・ 八木・緑井地区並びに可部東地区、三入南・桐原地区及び大林地区における道路等の新設工事及び改良工事（復興まちづくりに係るものに限る。）に関すること。 ・ 八木・緑井地区並びに可部東地区、三入南・桐原地区及び大林地区における河川の改良工事（復興まちづくりに係るものに限る。）に関すること。 ・ 復興工事事務所の所掌に属する事業の施行に伴う不動産の取得及びこれに伴う補償に関すること。 ・ 復興工事事務所の所掌に属する事業の施行に伴う不動産の登記に関すること。 ・ 復興工事事務所の所掌に属する事業用代替地の取得、管理及び処分に関すること。 ・ 復興工事事務所の庶務に関すること。
安佐南区役所	地域整備課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山本地区における道路等の新設工事及び改良工事に関すること。 ・ 山本地区における河川の改良工事に関すること。
下水道局	河川課 砂防事業推進担当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川の防災及び急傾斜地の崩壊防止に関すること。 ・ 土砂災害防止対策に関する調査、企画及び総合調整に関すること。 ・ 土砂災害防止対策の推進に関すること。

（出典）広島市「広島市事務組織規則」を元に作成

【20140202】 復旧・復興計画の策定（広島市）

①検討の経緯と計画の構成

○検討の経緯

- ・ 災害発生後の10月以降、2ヶ月に1回の頻度で本部会議を開催し、復興ビジョンの検討を行った。
- ・ 並行して、復興ビジョン案に関する地元説明（意見聴取）を、面談形式で実施し、住民意見を復興ビジョンに反映した（住民合意形成の詳細については、「③住民合意形成の概要およびポイント」を参照）。
- ・ これらを踏まえ、平成27年3月25日に開催した第4回本部会議において、復興ビジョンを策定・公表した。

表 復興まちづくりビジョン策定の経緯

日時	経緯
平成26年8月20日	豪雨災害発生
平成26年8月26日	国、県及び市による応急復旧連絡会議設置
平成26年9月5日	国、県及び市で応急復旧計画を公表
平成26年9月7日～12日	応急復旧計画等の地域説明会開催
平成26年9月19日	国及び県が砂防堰堤等の緊急事業の実施を決定
平成26年10月7日	平成26年8月20日豪雨災害復興まちづくり本部設置
平成26年10月10日	第1回本部会議 (復興まちづくりビジョンの策定決定)
平成26年12月2日	第2回本部会議、復興ビジョン案(第1版)公表
平成26年12月5日 ～平成27年1月25日	地元説明会の開催
平成27年2月6日	第3回本部会議、復興ビジョン案(第2版)公表
平成27年2月15日～3月9日	地元説明の実施
平成27年3月25日	第4回本部会議、復興ビジョン案(第3版)取りまとめ → 復興ビジョン策定・公表

(出典) 広島市ホームページ「8.20 土砂災害の応急復旧に関する計画及び進捗状況について」及び「『復興まちづくりビジョン』の取組について」「復興まちづくりビジョン」(平成27年3月)

○計画の位置づけ

- ・ 復興ビジョンは、市の総合計画である基本構想や基本計画の下位計画として位置づけられるとともに、都市計画マスタープラン、地域防災計画などに即するものとして位置づけられている。



図 復興まちづくりビジョンの位置づけ

(出典) 広島市「復興まちづくりビジョン」(平成27年3月)

○計画の体系・特徴

- ・ 復興ビジョンでは、災害に強い安全なまちを実現するための基本的な施策として、国・県による①砂防堰堤等の整備、市による②避難路の整備、③雨水排水施設等の整備、④住宅再建の支援の4つの施策を掲げており、これらの施策を踏まえ、地区別の復興まちづくりの方向性を示すとともに、復興まちづくり期間内に取り組む施設整備等が示されている。
- ・ 復興ビジョンは、復興まちづくりに関する実施方針を示すものであり、施設整備に加え被災者の住宅再建の支援に関する施策等、ソフトの取組も含めて位置づけている点が特徴である。

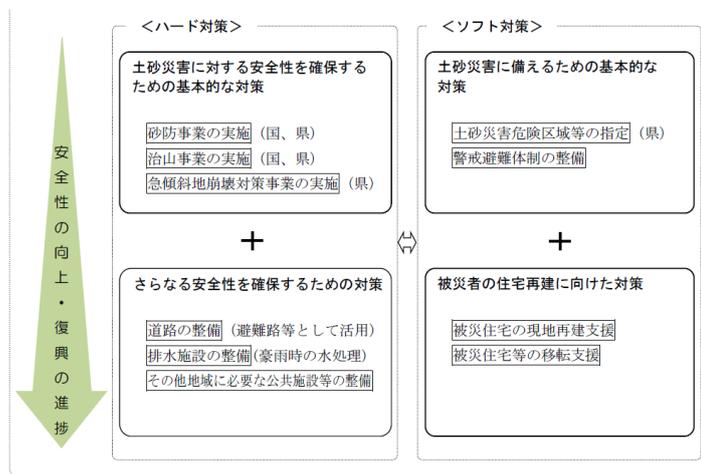


図 復興まちづくりビジョンのイメージ

(出典) 広島市復興まちづくり本部第1回会議資料 (平成26年10月)

<p>1 平成26年8月20日豪雨災害の概要</p> <p>(1) 地形・地質 ----- 1</p> <p>(2) 豪雨 ----- 2</p> <p>(3) 被災状況 ----- 4</p> <p>ア 人的被害</p> <p>イ 物的被害</p> <p>ウ ライフライン被害</p> <p>(4) 避難勧告等の状況 ----- 5</p> <p>2 復興まちづくりビジョンの基本事項</p> <p>(1) 目的 ----- 6</p> <p>(2) 対象範囲 ----- 6</p> <p>ア 対象とする地区</p> <p>イ 対象とする施策</p> <p>(3) 期間 ----- 7</p> <p>(4) 位置付け ----- 7</p> <p>3 復興まちづくりの基本方針</p> <p>(1) 基本的考え方 ----- 8</p> <p>(2) 基本ツール ----- 8</p> <p>ア 砂防堰堤等の整備</p> <p>イ 避難路の整備</p> <p>ウ 雨水排水施設等の整備</p> <p>エ 住宅再建の支援</p> <p>(3) 復興まちづくりのイメージ ----- 8</p> <p>4 土砂災害警戒区域等の指定と警戒避難体制の確立</p> <p>(1) 区域指定の考え方 ----- 9</p> <p>(2) 今後の区域指定の方針 ----- 10</p> <p>(3) 指定区域の公表 ----- 10</p> <p>(4) 警戒避難体制の確立 ----- 10</p>	<p>5 地区別の方向性</p> <p>(1) 安佐南区八木・緑井地区 ----- 13</p> <p>(2) 安佐南区山本地区 ----- 18</p> <p>(3) 安佐北区可部東地区 ----- 22</p> <p>(4) 安佐北区三入南・桐原地区 ----- 26</p> <p>(5) 安佐北区大林地区 ----- 30</p> <p>6 住宅再建等への支援</p> <p>(1) 住宅被害の概要 ----- 34</p> <p>(2) 住宅再建への支援 ----- 34</p> <p>(3) 住宅再建支援の枠組み ----- 34</p> <p>(4) 地元施設への支援 ----- 36</p> <p>7 協働のまちづくり</p> <p>(1) 継続的な地域の防災力向上 ----- 37</p> <p>(2) 防災・減災まちづくりの推進 ----- 39</p> <p>(3) 実施体制 ----- 41</p> <p>8 今後の防災・減災まちづくりの展開</p> <p>(1) 災害の教訓等を生かした防災・減災まちづくり ----- 42</p> <p>(2) 防災・減災を支える施設整備等の促進 ----- 43</p> <p>(3) 危機管理に係る組織体制の整備 ----- 43</p>
--	--

図 復興まちづくりビジョンの構成

(出典) 広島市「復興まちづくりビジョン」(平成27年3月)

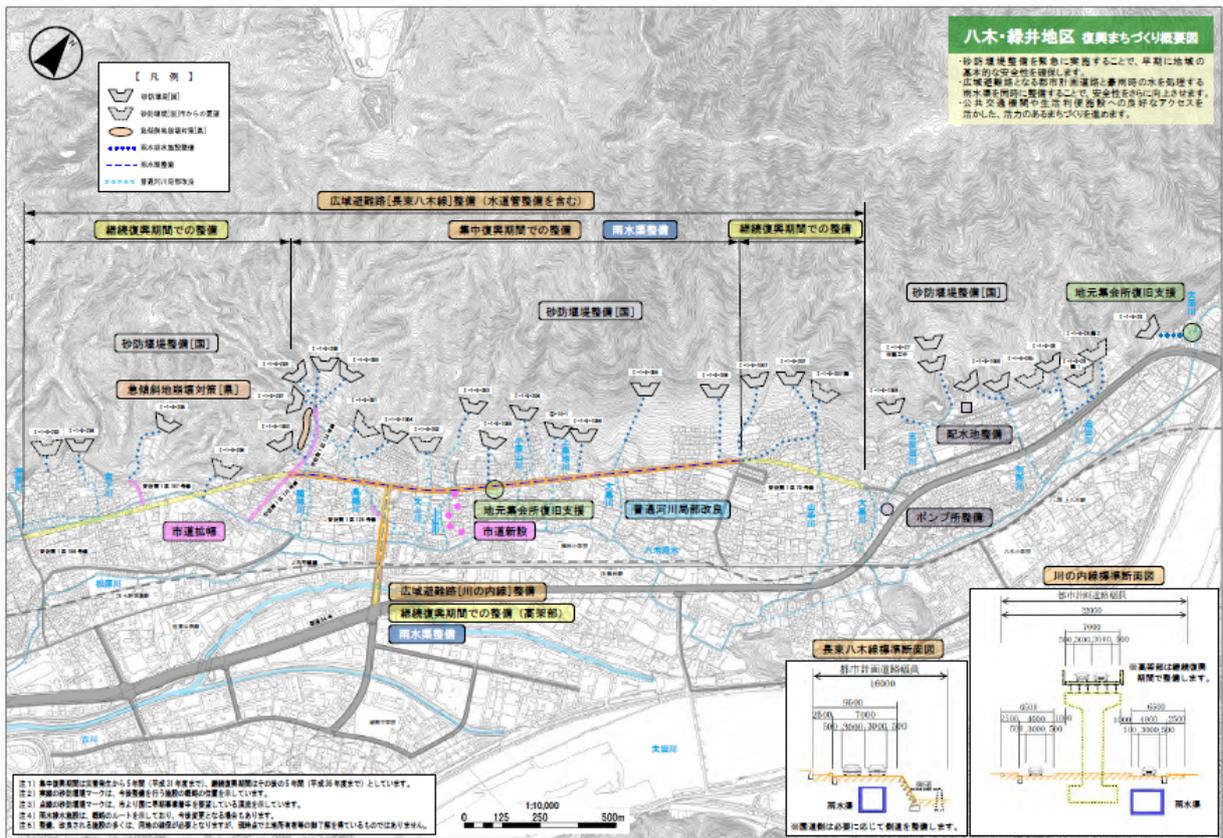


図 地区別のまちづくりの方向性の例：地区別復興まちづくり概要図（八木・緑井地区）

(出典) 広島市「復興まちづくりビジョン」(平成 27 年 3 月)

○計画の対象地区

- 対象地区は、家屋等が広範囲にわたって被害を受けた安佐南区の八木・緑井地区、山本地区、安佐北区の可部東地区、三入南・桐原地区、大林地区の 5 地区とした。



図 復興まちづくりビジョンの対象地区

(出典) 広島市「復興まちづくりビジョン」(平成 27 年 3 月)

○計画期間

- ・ 復興ビジョンの期間は、災害発生から概ね 10 年間（平成 36 年度まで）と設定された。このうち、前期 5 年間（平成 27～31 年度）を「集中復興期間」とし、被災家屋の再建を支援するとともに防災・減災のための骨格となる基盤施設の緊急整備を進める期間とし、後期 5 年間（平成 32～36 年度）を「継続復興期間」として、引き続き施設整備等を進める期間とした。

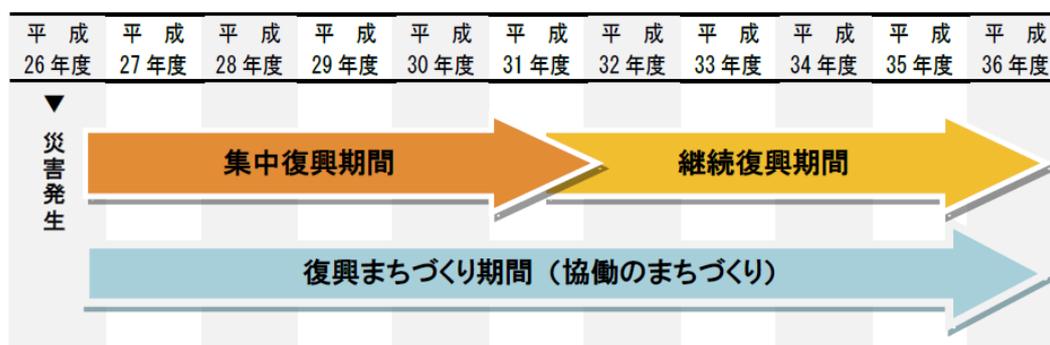


図 復興まちづくりビジョンの計画期間

（出典）広島市「復興まちづくりビジョン」（平成 27 年 3 月）

②検討体制

○検討体制

- ・ 「【20140201】復旧・復興体制の構築（広島市）」を参照。

○関係部局区との調整・とりまとめ

- ・ 復興ビジョンの策定にあたっては、都市整備調整課が事務局として、関係部局・区との調整・取りまとめを行った。
- ・ 住民意向の把握は区が主導して実施し、都市整備調整課が取りまとめを行った。

③住民合意形成の概要およびポイント

○復興ビジョン案を更新する毎に住民説明会を開催

- ・ 復興まちづくり本部会議に諮られた復興ビジョン案を更新する毎に、住民説明会を開催し、都度住民の合意形成を得ながら復興ビジョンの策定が進められた。

○復興ビジョン案（第 1 版）に関する意向把握

- ・ 自治会別に実施された国の実施事業の説明会に同行する形で、復興ビジョン案（第 1 版）について、平成 26 年 12 月 5 日～平成 27 年 1 月 25 日の間で地元説明会を行った。
- ・ 説明会は、安佐南区で 8 地区別に 6 会場で開催され、住民 660 名が参加し、安佐北区で 5 地区別に 5 会場で開催され、住民 310 名が参加し、あわせて 970 名が参加した。

○復興ビジョン案（第 2 版）に関する意向把握

- ・ 復興ビジョン案（第 2 版）については、より身近に対話するため面談形式で、平成 27 年 2 月 15 日～平成 27 年 3 月 9 日の間で地元説明会を行った。
- ・ 説明会は、安佐南区では 2 会場で開催され住民 206 名が参加し、安佐北区では 2 会場で開催され住民 113 名が参加し、あわせて 319 名が参加した。
- ・ 具体的住民の意見の内容として、都市計画道路及び、市道の拡幅等、雨水排水、堰堤の整備、その他復旧等に関する意見が半数以上を占めた。また、避難体制や土砂災害警戒区域等に関するソフト対策の意見もみられた。

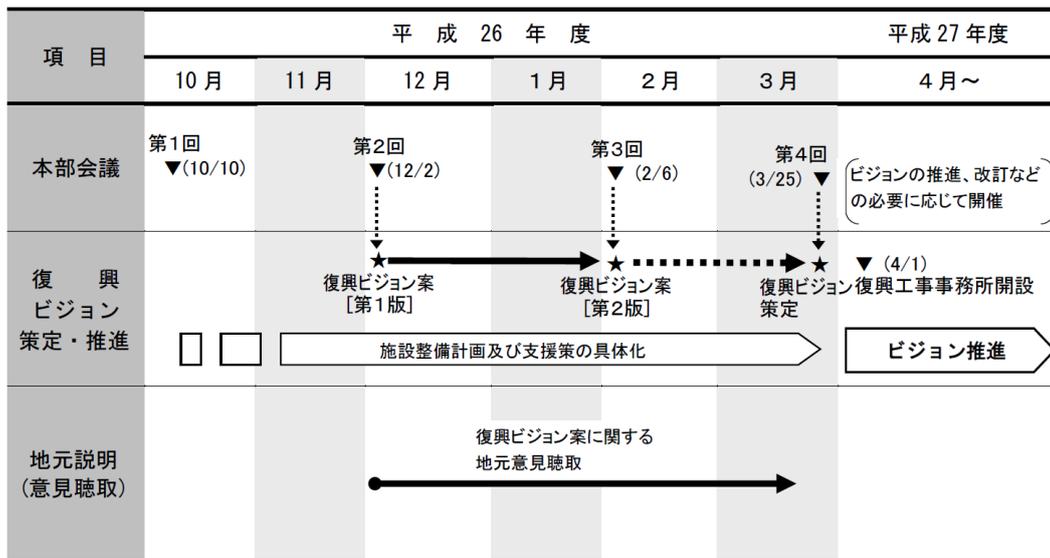


図 復興まちづくり本部会議開催スケジュールと住民合意形成の状況

(出典) 広島市ウェブサイト

【復興まちづくりビジョン案(第1版)に関する
地元説明会の開催状況】

ア 開催状況(平成26年12月5日～平成27年1月25日)

(ア) 安佐南区

地区	自治会等	開催日	会場	出席者
緑井七丁目	八敷福祉会	12月5日(金)	八敷会館	100名
下細野	下細野自治会	12月6日(土)	下細野会館	15名
八木三丁目	上市の坪自治会	12月10日(水)	梅林小学校	230名
	八木ツインコーポ自治会			
	第一市の坪自治会			
	第二市の坪自治会			
	上築地町内会			
	八木住宅町内会			
八木四丁目	小原自治会	12月15日(月)	梅林小学校	130名
	小原山町内会			
	梅林山自治会			
	阿武の里自治会			
	八木ヶ丘町内会			
	室屋自治会			
緑井八丁目	緑井上組町内会	12月16日(火)	梅林小学校	90名
	別所第一区自治会			
別所	別所東宮自治会	12月18日(木)	八木小学校	26名
	別所第二自治会			
	細田自治会			
上細野	上細野自治会	1月10日(土)	下細野会館	29名
	畑組自治会			
山本	山下宮下自治会	1月10日(土)	丸子集会所	40名
	グロウヒルズ藍園山本自治会			
	山本西中組自治会			
合 計				660名

(イ) 安佐北区

地区	自治会等	開催日	会場	出席者
大林	大林学区内各自治会	1月14日(水)	大林集会所	40名
可部	可部学区内各自治会	1月17日(土)	安佐北区総合福祉センター	110名
三入	三入学区内各自治会	1月22日(木)	三入公民館	50名
三入東	三入東学区内各自治会	1月25日(日)	桐蔭台コミュニティセンター	40名
可部南	可部南学区内各自治会	1月25日(日)	可部福祉センター	70名
合 計				310名

【復興まちづくりビジョン案(第2版)に関する
地元説明会の開催状況】

ア 開催状況(平成27年2月15日～平成27年3月9日)

(ア) 安佐南区

地区	開催日	開催時間	会場	出席者
山本	2月15日(日)～2月16日(月)	10時～17時	丸子集会所	26名
八木・緑井	3月5日(木)～3月9日(月)	10時～17時	佐東公民館	180名
合 計				206名

(イ) 安佐北区

地区	開催日	開催時間	会場	出席者
大林・三入南・桐原	2月20日(金)～2月23日(月)	10時～17時	三入公民館	78名
可部東	2月27日(金)～3月2日(月)	10時～17時	可部福祉センター	35名
合 計				113名



写真 資 9-1 地元説明の様子(山本地区)
市職員が丸子集会所において面談方式により説明・意見聴取を行いました。



写真 資 9-2 地元説明の様子(八木・緑井地区)
市職員が佐東公民館において面談方式により説明・意見聴取を行いました。

図 復興まちづくりビジョンに関する住民説明会開催状況

(出典) 広島市「復興まちづくりビジョン」(平成27年3月)

④住民主体のまちづくりの推進に向けた支援の取組

- ・ 市は、被災地の町内会等からの要請に応じて、コンサルタント派遣等を行うとともに、市職員もワークショップに参画して運営をサポートするなど、地域が主体となって取り組む復興まちづくりプランの作成を支援し、地域と一体となったまちづくりに取り組んでいる。
- ・ 安佐南区では、復興まちづくりプランの作成を予定している梅林学区社会福祉協議会からの要請を受け、市は平成 27 年 10 月から地元へコンサルタントを派遣し、復興まちづくり協議会の設立に向けた支援を行った。現在も引き続いてコンサルタント派遣等を行うなど、復興まちづくりプランの作成に向けた支援を行っている。
- ・ 安佐北区では、復興まちづくりプランの作成を予定している新建自治会からの要請を受け、市は平成 28 年 5 月から地元へコンサルタントを派遣し、復興まちづくりプランの作成に向けた支援を行い、平成 29 年 3 月に復興まちづくりプランが市へ提出された。

⑤実施上の課題

- 国・県との調整の必要性
 - ・ 砂防堰堤、避難路、雨水排水施設等の整備などの取組について、実施主体が多岐にわたることから、国・県との実施内容の確認・調整が必要となった。

【20140203】生活再建に関する相談窓口の設置（広島市）

- 広島県災害復興支援士業連絡会との協定締結・被災者生活再建相談窓口の設置
 - ・ 復興ビジョン策定（平成 27 年 3 月 25 日）後、都市整備局で生活再建に関する支援方策を検討するなかで、専門的な知見を必要とする相談内容が多くみられた。
 - ・ このため、本市は、弁護士、税理士、司法書士等をはじめとした専門家連絡会である広島県災害復興支援士業連絡会と平成 27 年 7 月末に協定を締結し、公民館等に専門家を派遣し、個別に相談対応を行う被災者生活再建相談窓口を設置した。相談費用は無料で、派遣に伴う経費は市が負担している。
 - ・ 被災者からの相談内容として、都市計画道路の整備に伴う移転補償金に対する課税に係る相談など、専門的な内容が多い。

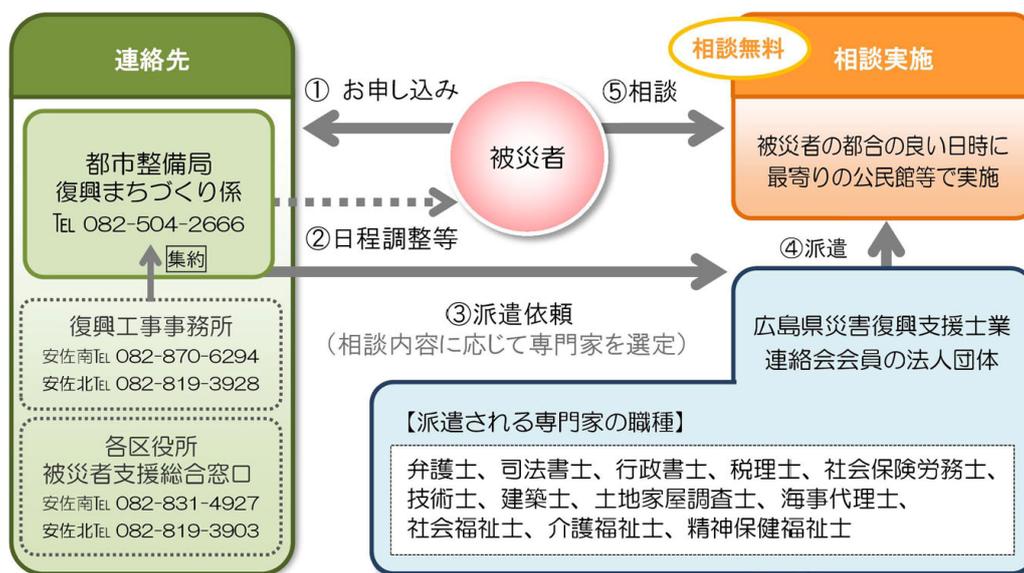


図 被災者生活相談窓口の概要

(出典) 広島市ウェブサイト（平成 29 年 3 月 11 日現在）

【20140204】被災者住宅再建に係る支援（広島市）

○住宅再建支援に係る相談窓口：「住まいの確保コンシェルジュ」の設置

- 被災地の復旧・復興事業に際し、立ち退きの対象となっている被災者や被災した地域から移転して住宅の確保を検討している被災者に対し、銀行・不動産業に携わる専門家が個別相談を行うとともに、物件購入のための資金計画の助言や移転先となる物件情報の提供、契約締結に至るまでの一連の手続をサポートする「住まいの確保コンシェルジュ」を設置した。
- 窓口は、広島銀行緑井支店2階に設置され、広島銀行職員と宅地建物取引士が連携して対応している。

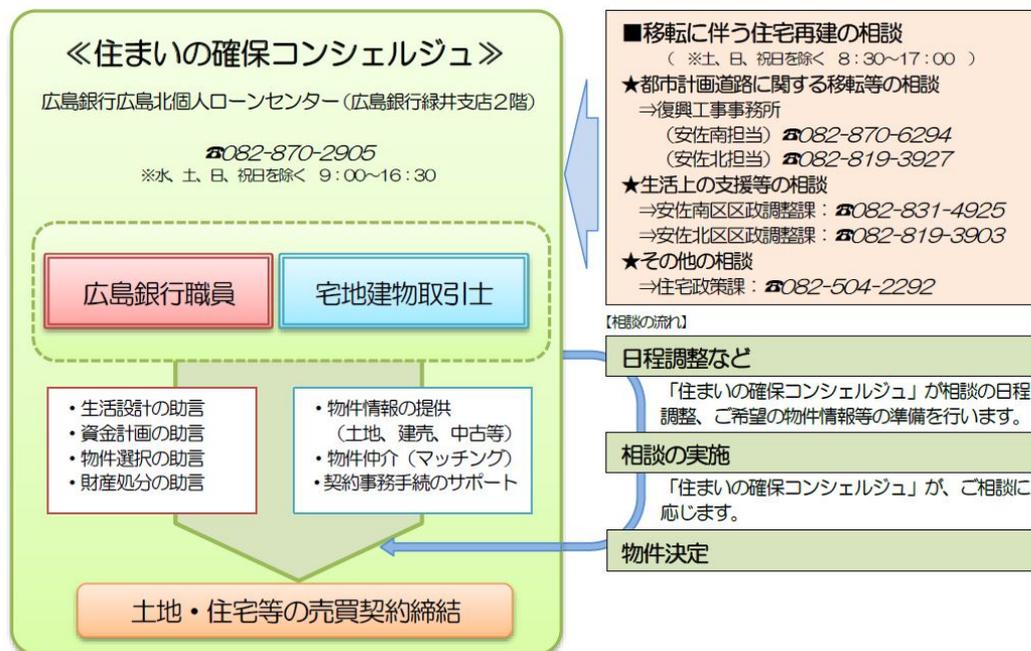


図 住まいの確保コンシェルジュの概要

（出典）広島市ウェブサイト（平成 29 年 3 月 11 日現在）

【20140205】砂防設備の復旧・整備に係る調整（広島市）

○県主催会議における事業進捗状況の共有

- 被災地域では、国・県による砂防・治山堰堤事業等が実施されたが、事業数・事業実施範囲が広範に及んだことから、県が国・県・市の連絡会議を主催し、事業の進捗状況を共有している。

○国・県による複数事業の進捗状況に関する市民への周知

- 市の役割として、事業の全体の進捗状況をつぶさに把握し、市民の安心感を醸成するためにも、市民に丁寧に周知することが極めて重要であったことから、復興工事事務所等を通じて市民への周知を図っている。

表 国・県による砂防堰堤整備等事業

施工者	名称	溪流数等	進捗状況
国	砂防堰堤整備（緊急事業）	28 溪流	23 溪流（24 基）整備完了。
	砂防堰堤整備（通常事業）	16 溪流	平成 27 年度に 3 溪流で完成、2 溪流で着工。その他 11 溪流は用地買収等の取組中。
県	砂防堰堤整備（緊急事業）	7 溪流	いずれも整備完了済。追加設置などの整備を今後 3 年程度で実施予定。
	急傾斜地崩壊対策（緊急事業）	4 箇所	
	砂防堰堤整備（通常事業）	6 溪流	順次着工予定。
	急傾斜地崩壊対策（通常事業）	2 箇所	

（出典）広島市ウェブサイト「『復興まちづくりビジョン』の取組について」（平成 28 年 11 月末時点）より作成

【20140206】避難路の整備（広島市）

○避難路の整備

- ・ 復興ビジョンにおいて、基本施策として「避難路の整備」が位置づけられたことを踏まえ、災害発生以前から計画されていた都市計画道路等の延伸整備について、順次事業認可を取得し、整備を進めている。
- ・ 集中復興期間には、八木・緑井地区の長束八木線・川の内線（一部区間を除く）、可部東地区の可部大毛線・高陽可部線の整備に取り組むこととしている。

○対象地域住民との調整

- ・ 現地に設置した復興工事事務所を通じて、住民との調整を実施している。また、「復興工事事務所だより」等で事業の進捗状況を発信するなど、住民への周知を実施している。

表 集中復興期間に実施する避難路の整備状況

名称	延長等	整備状況
都市計画道路 長束八木線	延長 1,500m 幅員 16m	平成 27 年 6 月に事業認可取得。 用地買収の契約を順次締結し、用地確保箇所から工事実施。
都市計画道路 川の内線	延長 250m 幅員 16~22m	
都市計画道路 可部大毛寺線	延長 500m 幅員 12m	平成 27 年 2 月に事業認可取得。 用地買収の契約を順次締結し、用地確保箇所から工事実施。
都市計画道路 高陽可部線	延長 700m 幅員 16m	
市道延伸・拡幅等	18 路線	3 路線着工。

（出典）広島市ウェブサイト『『復興まちづくりビジョン』の取組について』（平成 28 年 11 月末時点）より作成

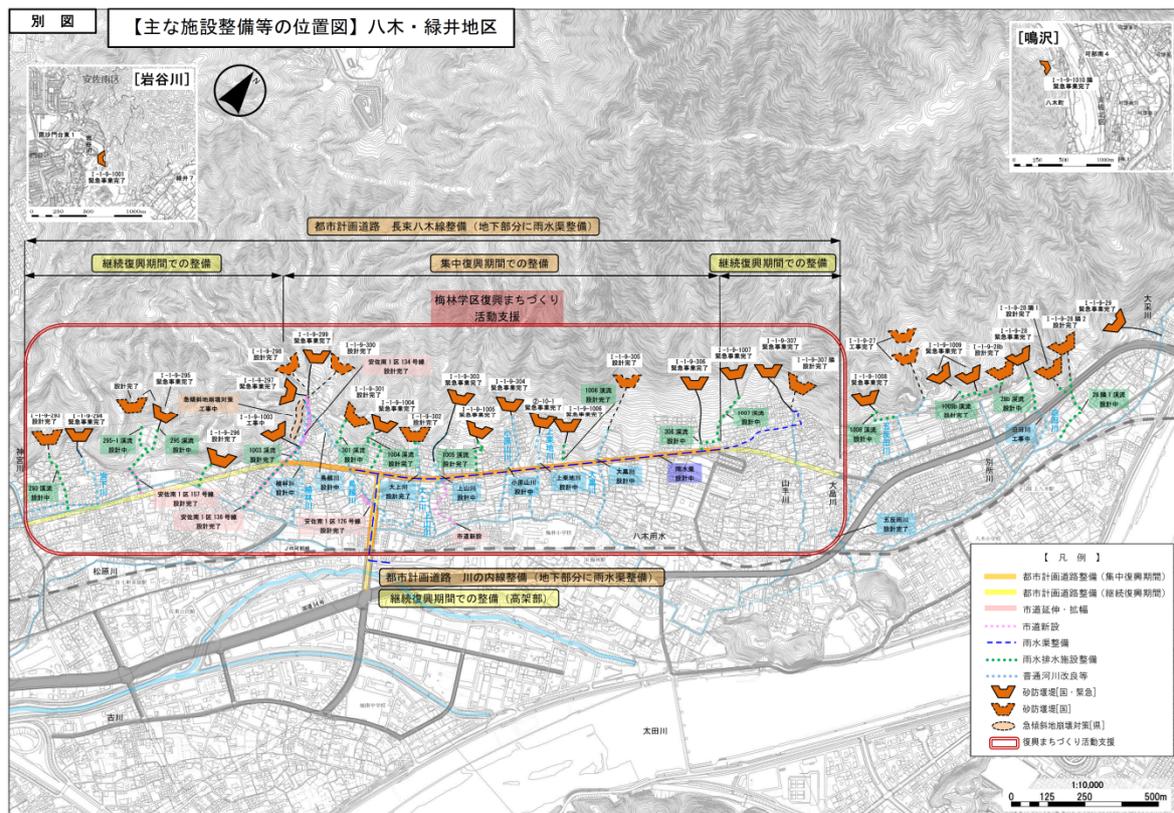


図 避難路の整備状況（長束八木線・川の内線）

（出典）広島市「主な施設整備等の位置図」（八木・緑井地区、平成 28 年 11 月末時点）

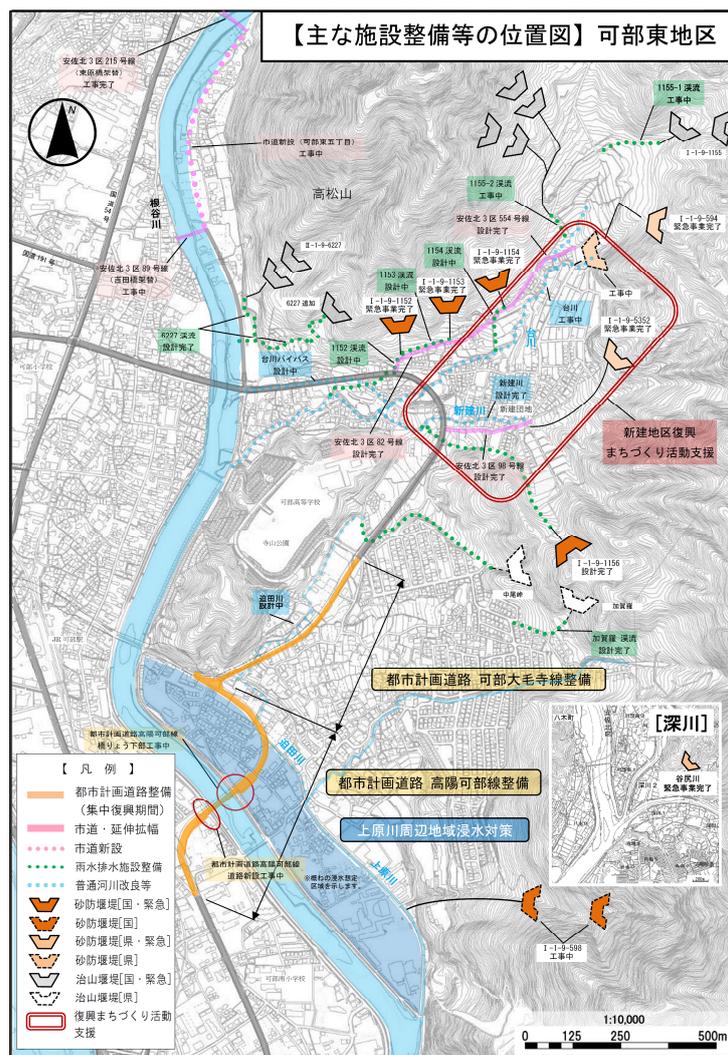


図 避難路の整備状況（可部大毛線・高陽可部線）

（出典）広島市「主な施設整備等の位置図」（可部東地区、平成28年11月末時点）

【20140207】雨水排水設備等の整備（広島市）

- ・ 砂防堰堤整備事業等、土砂をせき止めるための事業は国・県にて実施しているが、それに併せて堰堤に接続する雨水排水施設等は、市で整備を進めている。
- ・ 国・県と事業区域が重複・関連する箇所は、設計やスケジュール等の調整が必要となっている。また、八木・緑井地区における堰堤の排水対策は、都市計画道路の地下に設置される雨水渠が、複数の谷からの水量を受け止めることとなることから、排水量の把握や排水路の設計等を現場で調整等の工夫が必要となった。

表 集中復興期間に実施する雨水排水施設等の整備状況

区分	名称	延長等	整備状況
雨水排水施設等	雨水渠整備	延長1,850m	詳細設計実施中。
	雨水排水施設整備	46 渓流	国・県の砂防堰堤等の進捗に合わせて整備実施し、32 渓流のうち2 渓流で着工。
	普通河川改良等	21 河川	4 河川で着工。
	上原川周辺地域浸水対策	1 か所（2 河川）	詳細設計実施中。

（出典）広島市ウェブサイト『復興まちづくりビジョン』の取組について」（平成28年11月末時点）より作成

事例コード | 201403

2014年（平成26年） 御嶽山噴火による災害

1. 災害の概要

(1) 被害の概要

①御嶽山の概要

御嶽山は、長野県と岐阜県の県境に位置し、長野県木曾郡木曾町、王滝村、岐阜県下呂市、高山市にまたがる乗鞍火山列の南端に位置する複合成層火山である。標高は3,067mと国内では14番目となっており、火山としては富士山に続く標高で、直近2万年間は水蒸気爆発を中心とした活動期にある。

南東山麓では、1978年から地震が多発しており、昭和59年には長野県西部地震でマグニチュード6.8を記録し、御嶽山および周辺で大規模な地すべり・斜面崩壊が発生している。直近では、平成19年にも小規模な水蒸気噴火があり、火口北東側約200mの範囲に火口から噴出した火山灰が確認されている。

古くから信仰対象の霊山とされて、多くの登山者や観光客が訪問しているほか、日本の百名山の一つに選定されている。

②御嶽山噴火と噴火警戒レベルの引き上げ

平成26年9月27日11時41分頃から火山性微動が発生し始め、同11時52分頃に噴火が発生した。噴火場所は剣ヶ峰の南西側で、国土交通省中部地方整備局が王滝村滝越に設置している滝越カメラ（剣ヶ峰の南南西約6km地点）により、火砕流が南側斜面を3キロメートルを超えて流れ下る様子が観測された。また、気象庁による聞き取り調査の結果、御嶽山西側の岐阜県下呂市萩原町から東側の山梨県甲府市飯田にかけての範囲で降灰が観測された。

こうしたことから、気象庁は、同日12時36分に火口周辺警報を発表し、噴火警戒レベルをレベル1（平常）からレベル3（入山規制）へと引き上げた。

平成26年11月下旬以降は火山性微動は観測されず、火山性地震も1日あたり数回から十数回のやや少ない状態で推移していることから、平成27年1月19日、火口周辺警報が更新され、警戒が必要な範囲が火口から概ね4kmから3kmに縮小された。さらに、同年3月、警戒が必要な範囲がさらに火口から概ね3kmから2km（地獄谷方向では火口から概ね2.5km圏内）に縮小された。

平成27年6月、火山噴火予知連絡会において「昨年と同程度の噴火可能性は低下していると考えられるが、噴煙活動や地震活動が弱いながらも続いていることから、昨年9月27日より規模の小さな噴火が今後も突発的に発生する可能性は否定できない」と評価されたことを受けて、火口周辺警報が発表され、噴火警戒レベルがレベル3（入山規制）から2（火口周辺規制）に引き下げられ、警戒が必要な範囲は平成26年に噴火した火口を中心とした半径約1kmとされた。

なお、平成29年3月現在も、火口周辺警報（噴火警戒レベル2（火口周辺規制））が継続されている。



図 御嶽山の噴火の様子（平成26年9月29日）

（出典）内閣府（防災担当）「平成26年9月の御嶽山噴火概要」（中央防災会議防災対策実行会議火山防災対策推進ワーキンググループ第1回資料）



図 御嶽山の噴火警戒レベルに応じた防災対応（レベル2～3、想定火口：79-7火口）

（出典）気象庁「御嶽山の噴火警戒レベル」

表 噴火警戒レベルの推移

年月日	噴火警戒レベル
H26.9.27	噴火警報発表 噴火警戒レベル3（警戒が必要な範囲4km）
H27.1.19	噴火警報発表 噴火警戒レベル3（警戒が必要な範囲3km）
H27.3.31	噴火警報発表 噴火警戒レベル3（警戒が必要な範囲2km）
H27.6.26	噴火警報発表 噴火警戒レベル2（警戒が必要な範囲1km）

（出典）木曾町資料

③避難・対応状況

御嶽山噴火および噴火警戒レベルの引き上げを受けて、平成26年9月27日12時31分から町道上4箇所（黒沢口登山道、開田口登山道、油木美林の各入口手前）にて入山規制を実施した。

また、ロープウェイに現地対策本部を設置して町職員を派遣し、安否確認や関係機関との連絡調整、情報収集を行った。噴火当日から翌日にかけて、下山者用のシャトルバスや一時避難所を開設し、民間の宿泊施設を合わせて計92名の下山者が宿泊した。

平成26年10月、噴火警戒レベル3が継続される中で台風が発生した。火山灰が堆積した範囲では降雨による土石流が発生する可能性があるため、木曾町では町内の5地区に新たな避難基準を設け、避難を実施した。

表 木曾町における入山規制および下山者への対応状況の推移

日付	対応内容
H26.9.27 ~9.28	<ul style="list-style-type: none"> 各登山道入口封鎖（入山規制）、登山道に至る町道各線通行止め 木曾町現地対策本部を御岳ロープウェイに設置（町職員を派遣） 下山者の送迎車両の手配 安否確認、関係機関との連絡調整、各種情報収集 下山者用のシャトルバスを運行 三岳交流促進センターに一時避難所を開設 三岳交流センターに49名、民間の宿泊施設（2箇所）に43名の計92名の下山者が宿泊
H27.5.1	・黒沢口登山道六合目中の湯までの町道通行止め（冬季閉鎖）解除
H27.6.5	・黒沢口登山道六合目中の湯から七合目行場山荘手前までの立入規制解除
H27.7.1	・黒沢口登山道七合目行場山荘手前から八合目女人堂までの立入規制解除
H27.7.10	<ul style="list-style-type: none"> 開田口登山道入口から三ノ池までの立入規制解除 油木美林入口から黒沢口登山道七合目までの立入規制解除
H27.8.11	・油木美林百間滝から黒沢口登山道六合目中の湯までの立入規制解除
H27.9.19	<ul style="list-style-type: none"> 黒沢口登山道八合目女人堂から九合目石室山荘までの立入規制解除 三ノ池ルート女人堂から三ノ池方面へ約1km地点までの立入規制解除
H27.10.19	・黒沢口登山道九合目石室山荘から分岐経由二ノ池方面へ約500m地点までの立入規制解除
H28.6.28	<ul style="list-style-type: none"> 黒沢口登山道九合目石室山荘から分岐経由二ノ池方面へ約500m地点の立入規制開始位置を撤去 ※九合目石室山荘上部分岐点及び二ノ池分岐（お鉢方面分岐含む）から剣ヶ峰方面は立入禁止
H28.7.16	・三ノ池ルートの立入規制解除
H28.7.27	・三ノ池ルートを立入規制（沢横断部分の雪渓の状態が悪いため立入規制）
H28.9.17	<ul style="list-style-type: none"> 三ノ池ルート女人堂から三ノ池方面へ約1km地点までの立入規制解除 （落石・崩落等の危険による一部区間の立入規制）

（出典）木曾町「噴火警戒レベルと規制推移と噴火対策」より作成

表 木曾町における降灰の影響による土砂災害警戒対応

<p>■対象地区 三岳地区（荻ノ島、栩山、井原、屋敷野、倉本）、開田地区（柳又）</p> <p>■避難基準 大雨注意報・・・避難準備情報 大雨警報・・・避難勧告</p> <p>※降雨状況により注意報・警報の発表を待たず、避難準備情報・避難勧告を発令</p> <p>① 台風18号 10月5日16時31分に避難準備情報が発令、翌日6日13時06分に解除されるまで、4箇所の避難所等に9世帯14名が避難した。</p> <p>② 台風19号 10月13日15時30分に避難準備情報、同日16時30分に避難勧告が発令、翌日14日5時50分に解除されるまで、3箇所の避難所等に10世帯18名が避難した。</p>
--

（出典）木曾町「御嶽山噴火対応記録」

④被害状況

御嶽山の噴火は、死者・行方不明者63名、負傷者69名（重傷29名、軽傷40名）にのぼる人的被害をもたらした。

行方不明者の捜索活動は平成26年9月28日に開始されたが、同年10月16日に一時中断、平成27年7月29日に再開され、同年8月6日に終了したが、依然行方不明者5名は発見されていない。

表 御嶽山噴火の主な被害状況（平成27年11月6日時点）

都道府県名	人的被害（人）		
	死者	行方不明者	負傷者
全国合計	58	5	69
長野県	58	5	59
岐阜県	0	0	10

（注）建物被害はなし

（出典）消防庁「御嶽山の火山活動に係る被害状況等について（第40報）」（平成27年11月6日）



（頂上剣ヶ峰）



（八合目女人堂）

図 木曾町における被害状況写真

（出典）木曾町資料

（2）災害後の主な経過

御嶽山噴火および噴火警戒レベルの引き上げに伴い、木曾町、王滝村、長野県に災害対策本部が設置された。

一方、国は同日木曾町と王滝村に対する災害救助法の適用を決定し、長野県庁に非常災害現地対策本部を設置した。

表 災害後の主な経過（木曾町・王滝村・長野県・政府の取組状況）

年	月日	長野県・木曾町・王滝村の対応	政府の対応
平成 26年	9月27日	11:52 御嶽山噴火	
		12:20 木曾町災害対策本部設置	
		12:30 王滝村災害対策本部設置	
		12:36 火口警戒情報発表（噴火警戒レベル3への引き上げ）	
		13:20 長野県警戒・対策本部設置	
		14:10 長野県災害対策本部設置	
			16:40 関係省庁災害対策会議開催 木曾町、王滝村に災害救助法適用
	9月28日		17:00 御嶽山噴火非常災害対策本部設置 （内閣府） 22:00 非常災害現地対策本部設置 （長野県）

（出典）木曾町「御嶽山噴火対応記録」より作成

2. 災害復興施策事例の索引表

201403	緊急 対応期	応急復旧期 (避難期)			本格復旧、 復興準備・始動期		本格 復興期
1. 復興への条件整備							
1.1 復興に関連する応急処置							
施策 1: 被災状況等の把握							
施策 2: がれき等の処理							
1.2 計画的復興への条件整備							
施策 1: 復興体制の整備			【20140301, p201】 (木曾町)	→			
施策 2: 復興計画の作成			【20140302, p202】 (木曾町)	→			
施策 3: 広報・相談対応の実施			【20140303, p202】 (木曾町)		【20140304, p202】 (木曾町)	→	
施策 4: 金融・財政面の措置					【20140305, p203】 (木曾町)	→	
2. 分野別復興施策							
2.1 すまいと暮らしの再建							
施策 1: 緊急の住宅確保							
施策 2: 恒久住宅の供給・再建							
施策 3: 雇用の維持・確保					【20140306, p204】 (木曾町)	→	
施策 4: 被災者への経済的支援							
施策 5: 公的サービス等の回復							
2.2 安全な地域づくり							
施策 1: 公共施設等の災害復旧							
施策 2: 安全な市街地・ 公共施設整備							
施策 3: 都市基盤施設の復興							
施策 4: 文化の再生							
2.3 産業・経済復興							
施策 1: 情報収集・提供・相談							
施策 2: 中小企業の再建					【20140307, p204】 (木曾町)	→	
施策 3: 農林漁業の再建							

3. 災害復興施策事例

【20140301】 復旧・復興体制の構築（木曾町）

① 庁内における検討体制

- 町では、今後の復興計画やまちづくりの支援策を検討することを目的として、庁内横断組織「御嶽山噴火災害復興戦略チーム（以下、「戦略チーム」と表記）」を平成26年11月4日に設置した。戦略チームは、副町長以下、課長級職員14名で構成された。
- このうち、山岳観光の安全対策や地域の特性を活かした産業振興策を打ち出し、町の将来像を示した復興創生計画の策定を目指す「木曾町地域創生戦略会議」が同月26日に設置され、同会議の中で復興体制の構築に向けた検討が進められた。同会議は山岳、商工観光、農業関係者、議会、国・県関係機関者ら15名で構成された。

② 官民の連携体制

- 官民が一体となって取り組むため、町内の御嶽山に関わる観光関連等事業者（御嶽教関係団体、山小屋等山岳観光関係者、山岳遭難防止対策協会関係者等）及び町の関係部局の担当者等27名で構成される「御嶽山安全対策連絡会」を平成27年4月に設置した。火山活動に関する情報共有や登山等の安全対策、山小屋の復旧対策等の御嶽山の復興に関して、官民で連携して検討を行った。

③ 広域連携体制

- 御嶽山噴火時の総合的な対策について連携して平時から検討を行うことを目的として、御嶽山を有する長野県、岐阜県、木曾町等の関係自治体および関連機関の首長・部長級（木曾町は町長、県レベルでは部長級）により「御嶽山火山防災協議会」が設置された（平成26年12月24日）。本協議会は情報共有のプラットフォームとして、年に1度開催しており、1年間に実施された対策等についての情報共有の場となっている。
- 他方、担当者・事務局レベルの調整は多頻度で開催されており、御嶽山全体に関連する施策については、王滝村と木曾町が都度連携して取り組むことが求められている。
- 噴火災害発生を受け、県庁に災害対策本部が設置され、王滝村には行方不明者の捜索拠点、木曾町には下山者対応や行方不明者家族対応の拠点が設置される等、拠点が分散して設置された。この拠点の分散化により、相互の情報共有が難しい面があったことは課題と認識している。

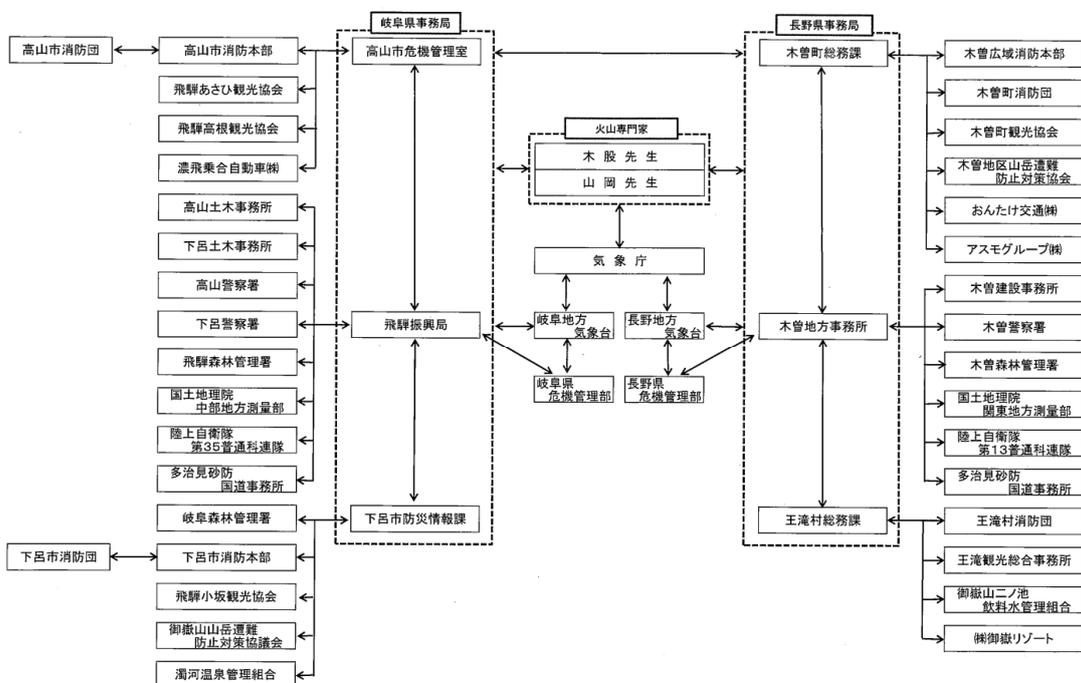


図 「御嶽山火山防災協議会」連絡体制表

(出典) 長野県「御嶽山火山防災協議会連絡体制表」(第1回御嶽山火山防災協議会資料3)(平成26年12月24日)

【20140302】復興方針の検討（木曾町）

○復興方針の検討・決定

- ・ 木曾町地域創生戦略会議において、復興方針について検討がなされ、平成 26 年 12 月 24 日に「木曾町御嶽山噴火災害復興方針（『つながろう木曾』プロジェクト）」が策定された。主要な検討課題は、山頂付近にある山小屋の再建や登山対策を含む現地の復興対策と、観光対策（主に町外に向けた PR）であった。

表 「木曾町御嶽山噴火災害復興方針」の構成

1. 噴火災害への対応と防災方針	
緊急的取組	中長期的な取組
1-1. 噴火災害への対応と反省	1-4. 山小屋対策・御嶽山登山対策
1-2. 被災者家族支援	1-5. 防災のまちづくり
1-3. 学術研究所、学会の誘致	1-6. 地震対策
2. 復興と創生	
緊急的取組	中長期的な取組・抜本的な対策
2-1. 観光振興	2-4. 観光振興
2-2. 情報発信対策	2-5. 六次産業化による産業振興
2-3. 緊急産業政策、雇用対策	2-6. 企業誘致、起業支援
	2-7. 地域の特色を活かしたまちづくり
	2-8. 人口増加策としての環境の整備
	2-9. 高齢化社会に対応した住環境の整備

（出典）木曾町「木曾町御嶽山噴火災害復興方針」より作成

【20140303】報道対応（木曾町）

○報道機関の立入スペースの制限による混乱の解消

- ・ 噴火災害発生直後から、報道機関からの問い合わせが殺到したため、山頂付近の災害現場と連絡を取ることができなくなり、被害状況の全体像の把握が遅れる要因となった。
- ・ 木曾町は被災者対応の拠点となったため、被災者家族が在住している都道府県や火山保有都道府県等、全国から報道機関が集中し、庁舎内や駐車場等が大混乱に陥った。
- ・ このため、庁舎と駐車場のうち、報道機関が利用可能な部屋や通路などを設定し、災害対策本部（役場庁舎）内への立入制限を設けることとした。
- ・ 今回、内外の動線が混線したことが現場の混乱を深刻化したことから、これを受け、今後の災害時の報道対応等に備えて、庁舎施設の配置に係る検討が開始された。

○定例記者会見の開催

- ・ 災害対策本部にて、報道対応の担当者（町長、総務課長、担当課長）を決定し、定例で記者会見を実施し、定期的な情報発信に努めたところ、現場の混乱は収束へと向かった。

【20140304】火山防災啓発のための学習会・講演会等の開催（木曾町）

①地域住民等を対象とした「学習会」の企画・開催

- ・ 地域住民の不安や懸念を払拭するため、また噴火災害に関する知識が職員にも乏しかったことから、地域住民向けの説明会として、平成 27 年 3 月に「御嶽山火山活動地域学習会」を開催した。学習会は、当町で企画、開催は王滝村と連携して実施し、有識者等による講演を交えて開催した。学習会には木曾町及び王滝村の住民のほか、被災者遺族をはじめ 100 名以上が参加した。
- ・ 学習会の講師となる有識者は当町で選定した。御嶽山の噴火以前は、町役場職員は専門家との接点はなかったが、噴火後は観測機設置等の機会を通じて、有識者との接点ができるようになり、直接調整を行った。

表 「御嶽山火山活動地域学習会」の概要

■日	時：平成27年3月15日 午後3時00分～
■会	場：木曾町三岳 三岳交流促進センター
■講師・内容：	<ul style="list-style-type: none"> ・「御嶽山の火山観測と噴火の予測について」 名古屋大学大学院教授 山岡耕春氏 (中央防災会議火山防災対策推進ワーキンググループ 副主査、御嶽山総合観測班長) ・「無人機を利用した御嶽山の噴煙観測」 北海道大学大学院准教授 橋本武志氏 ・「御嶽山の地質と2014年噴火の推移」 国立研究開発法人産業技術総合研究所主任研究員 及川輝樹氏

②その他地域住民及び職員の意識啓発・情報交換・誘客のための取組

- ・ 上記学習会以降、町では、地域住民に御嶽山の火山活動に対する理解を深めてもらうとともに、地域防災に対する意識を高めてもらうことを目的として、また、町外からの団体客誘致も見据え、各種の懇談会や講演会を開催している。

表 木曾町で開催された学習会・講演会等

日程	取組名	概要
H27.11.20	火山防災関連等情報懇談会	今後の木曾町の火山防災対策に資するため、有識者と理事者、担当職員の情報・意見交換を実施
H27.11.29	第12回木曾学シンポジウム	木曾町が事務局を務める木曾学研究所が、山麓に住む住民として、御嶽山とどう向き合い、まちづくりにどう活かすかを考えるシンポジウムを開催
H28.3.6	「信州 山の日」協賛シンポジウム	『霊峰・御嶽』として暮らしの中に溶け込んできた御嶽山。山と共に暮らす意識を改めて考え、山岳と観光の安全性の確保についても考える機会とする。
H28.3.10	活火山における避難壕等の充実に向けた学習会	木曾町と王滝村で山岳関係者を対象に合同開催。内閣府による「活火山における退避壕等の充実に向けた手引き」の作成に携わった関係者を講師に招き、今後の山小屋の強化等に関しての見識を深めるための機会とした。
H28.10.20-21	2016火山砂防フォーラム	火山地域の自治体や関係機関で組織する火山砂防フォーラム委員会による開催。第26回目は王滝村との共催により木曾町を会場に開催。

(出典) 木曾町「御嶽山噴火対応記録」より作成

【20140305】復興基金の設置（木曾町）

①「木曾町御嶽山噴火災害対策・復興基金」の設置

- ・ 噴火災害からの復興には長期的な対応が必要なことや、県や一般からの支援も受ける中で町の裁量で支出を採択できること、年度や補助事業の規定等に縛られず、機動的に対応することを目的として、町では、「木曾町御嶽山噴火災害対策・復興基金条例」を制定し、県の補助事業「御嶽山噴火災害対策・復興基金創設事業」による支援を受け、「木曾町御嶽山噴火災害対策・復興基金」を設置した。

②復興基金の収支状況

- ・ 平成28年度は、町から2億円（財政調整基金としての積立金）、県から1億円拠出されたほか、これに加え、一般からの見舞金も復興基金として充当された。
- ・ 県からの拠出金は3年間を目処に使い切ることが求められていることから、復興基金による事業は項目ごとに拠出元を明確にして資金管理を行っている。
- ・ 依然として噴火警戒レベルは2のままであり、入山規制がかけられた登山道に立ち入ることができず復旧が遅れており、復興時期の目処が立っていないことから、復興基金は継続予定である。今後

の収入面については、国の補助制度等の活用や地方債の活用等が見込まれている。

【20140306】雇用対策としてのパトロール隊の組成（木曽町）

- ・ 町では、観光振興（登山道の安全確保）と雇用対策を目的として、平成 27 年 6 月にパトロール隊を組成した。町役場が臨時職員としてパトロール隊員を採用する形態を採用しており、噴火の影響により営業活動が困難となった山小屋や山の案内関係者の雇用確保の側面を持っている。
- ・ パトロール隊は、班を編成して登山道を巡回し、登山道の軽微な修繕等の安全管理のほか、登山者への指導、緊急時の避難誘導等を行っている。
- ・ 現在、パトロール隊員として、山小屋関係者、御嶽黒沢案内人組合、山岳遭難防止対策協会関係者ら 18 名（当初は 16 名）が雇用されており、隊員は 20～50 歳代のメンバーが中心である。

【20140307】観光客の誘致に関する取組（木曽町）

①宿泊施設助成券制度の拡大運用

- ・ 噴火災害による入山規制に伴い、観光シーズンとなる秋口の観光客が大幅に減少し、特に宿泊施設への影響が懸念されたほか、ロープウェイの営業再開後も登山客は戻っておらず、ロープウェイ利用者数は営業開始後も噴火前の 2 割程度に留まる状況が続いた。
- ・ これを受け、町では、従来、友好都市協定を締結していた市町村間で実施していた宿泊助成制度（1泊につき 2,000 円割引）を拡大運用し、さらなる観光客誘致のため、名古屋市民も対象とした。
- ・ 旅行者は、事前に助成券と加盟施設リストを最寄りの各市町村の窓口で入手し、宿泊施設で精算時に助成券を提出すると、その場で 1 枚あたり 2,000 円の割引となる仕組みである。受取窓口は名古屋市内では 3 箇所を設置し、平成 26 年度の利用状況は、利用枚数換算で、1,000 人分の利用があった。

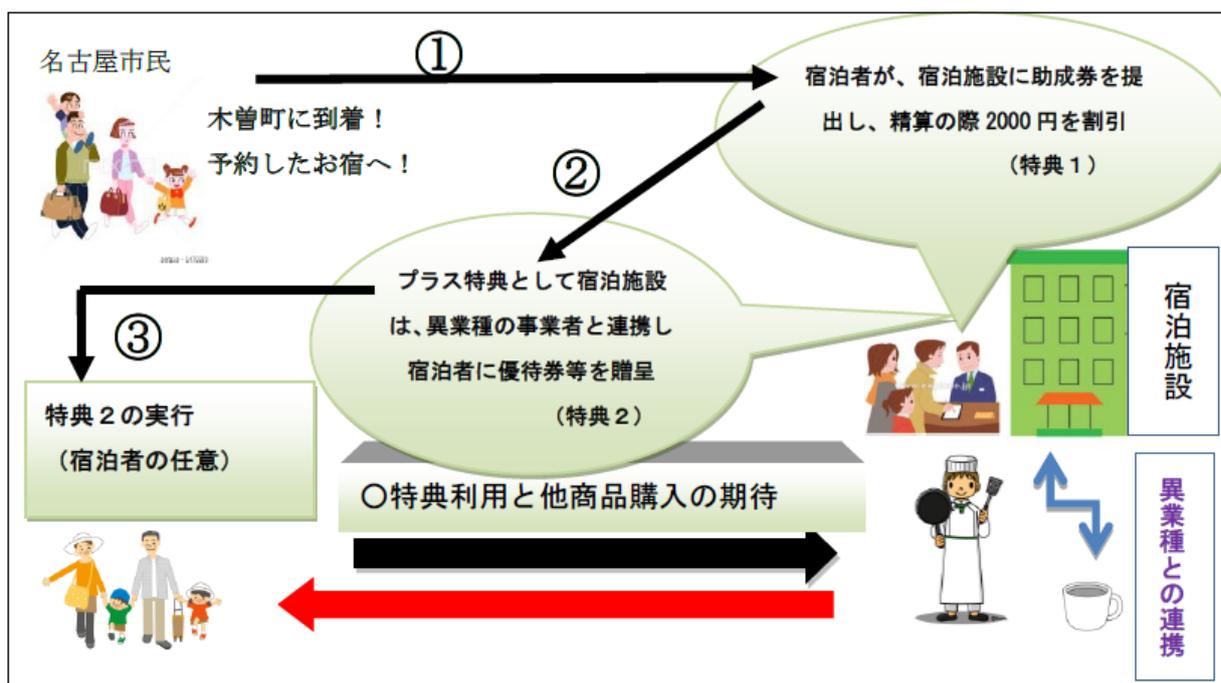


図 名古屋市民向け宿泊施設助成券利用の流れ

（出典）木曽町「滞在型観光誘客促進事業名古屋市民（関係者）向け長野県木曽町宿泊施設助成券発行について」

表 名古屋市民向け長野県木曾町宿泊施設助成券制度のご案内

長野県木曾町では、御嶽山噴火にともなう観光地復興事業の一環として、名古屋市民（勤務者・通学者含む）の皆さまを対象に木曾町内にある本事業協賛の宿に泊まれたお客様に助成券を発行いたします。冬季シーズンは木曾町にある2つのスキー場（マイア・きそふくしま）をはじめ、郷土食『手打ちそば・すんき』などが美味しい季節ですので、この機会にぜひ、ご利用ください。

○名称：木曾町宿泊施設助成券発行事業

○対象：観光を目的として木曾町宿泊助成券取り扱い加盟施設に宿泊される下記に該当する方（グループ）

①名古屋市民の方 ②3.名古屋市内にお勤めの方・通学の方

③代表者が名古屋市民の家族やグループ（代表者とは上記①②の方）グループは人数制限あり

り

○内容

・1名につき1枚、1泊2,000円の助成券を発行（連泊の場合は、その日数分の発行）

・使用期限：平成27年3月31日／限定先着：1000枚

○手続き方法（12月4日【木】）から下記、3施設にご協力頂き、助成券を発行いたします。）

取り扱い機関①長野県名古屋観光情報センター（名古屋市中区栄4-1-1中日ビル4F）

取り扱い機関②名古屋市内金山観光案内所（中区金山一丁目17-18【ループ金山1階】）

取り扱い機関③オアシス21iセンター（東区東桜一丁目11-1【オアシス21地下1階】）

上記施設へお越し頂き、所定の様式に名前、住所、連絡先などを記入の上、助成券と加盟施設一覧を入手。後日、加盟施設の中から宿を予約頂き木曾町へお越しの際、お宿で精算時に助成券を提出頂くと枚数分×2000円がその場で差し引かれます。更に宿泊施設よりお客様へ宿独自のプラス特典が付与されます。

尚、宿泊助成券はチェックイン（アウト）の際に宿での現金及びクレジットカード※で精算して頂く事が条件です。（旅行会社のクーポン券や後日請求精算は適用外です。）※クレジットカードは使えない施設があります。

○その他

1、助成券を入手頂く際、お越しになられる方は、関係機関へ下記をご持参ください。

ア) 名古屋市内在住の方

■住所がわかるもの『運転免許証など住所が記載されている物』

イ) 名古屋市内にお勤めの方、通学されている方で住民票が無い方

■社員証（会社の名刺）・学生証

ウ) グループ（家族）の代表者

■代表者の方の身分証（ア・イに該当する証明書）

2、宿については事前に木曾町観光協会ホームページより閲覧もできますので先に予約を済ましてからの助成券入手も可能です。（木曾町観光協会<http://www.kankou-kiso.com/>）

3、上記以外の主な取扱事項

ア) 他の宿泊割引券との併用は不可です。

イ) 割引券の複写は無効です。

ウ) 助成券は、必ず持参下さい。

エ) グループ旅行については、同一の宿泊施設にお泊り頂くとともに1団体40名以内（1回の発行枚数は40枚）とさせていただきます。また、スキー場等で特別料金の適用を受けている団体は対象外となります。

（出典）木曾町「名古屋市民の皆さま対象：長野県木曾町宿泊施設助成券制度のお知らせ」

②観光客誘致を目的とした「つながろう木曾キャンペーン」の実施

- ・ 御嶽山噴火災害を受け、長野県木曾郡への観光客誘致を目的として、「つながろう木曾」を合言葉とし、「木曾観光復興対策協議会」が設立された。
- ・ 本協議会では、まずは木曾エリアへ来訪してもらうことを目的として、長野県による補助金をもとに宿泊者向けに商品券または1日リフト券をプレゼントするキャンペーンを実施した。
- ・ 当該キャンペーンの利用効果は大きく、御嶽山噴火後も冬季のスキー客数は例年並みを維持することができたほか、宿泊者向けの商品券は1ヶ月も経たないうちに予定枚数の6,000枚が利用された。

③観光事業者・メディアとの連携

- ・ 御嶽山噴火後に減少した観光客の誘致を促進するため、観光事業者向けの説明会等を開催し、観光地としての安全性についてPRを行った。
- ・ 噴火災害直後は旅行会社からも、「安全面からお客様に観光商品として紹介できない」と断られたが、新聞等でツアーが開催されたことを契機として、次第に旅行客や旅行商品も増加傾向に向かっている。

④登山客数復活のための山小屋復興に向けた整備方針の調整

- ・ 登山客数を以前の水準に戻すためには、山小屋の復旧が最重要課題となっている。山小屋である「二の池本館」は平成29年度から新築工事を開始し、平成30年度の利用開始を目指している。
- ・ また、噴火災害を踏まえ、登山者の安全確保を目的に、頂上エリアに避難施設およびシェルターの設置を検討している。施設は景観上の配慮をしつつ、防災面の機能に十分配慮したものを想定しているが、工事の進捗は、気象庁の噴火レベルの影響を受ける（レベルが下がった時点で再度調査を実施予定、さらにそこから工事に2年程度を要する見込み）ことから、復旧の正確な目処が立っていない状況である。また、登山道に積もる降灰の除去や、倒壊した施設の解体撤去等も時間を要すると見込まれている。